

四十二年四月公布せられた現行耕地整理法第一條には

本法ニ於テ耕地整理ト稱スルハ土地ノ農業上ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ本法ニ依リ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ヲ行フヲ謂フ、

一 土地ノ交換、分合、開墾、地目變換、其他區劃形狀ノ變更、湖海ノ埋立、干拓若ハ道路、堤塘、畦畔、溝渠、溜池等ノ變更又ハ廢置、又ハ之ニ伴フ灌漑排水ニ關スル設備若ハ工事

二 前號ノ事項施行ノ爲若ハ施行ノ結果必要ナル工作物ノ設置其他ノ設備又ハ其維持管理、

三 前二號ノ事項ニ關シ必要アルトキ國、府縣、郡、市町村、其他公共團體ノ認許ヲ得テ行フ造營物ノ修繕、

とあつて、單に吾々の所謂る耕地整理のみならず、土地改良の事業も殆ど悉く之を包含して居る。蓋し、耕地整理の場合には其地區内の開墾、排水、灌漑等の事業も同時に之を實行する方が一般に便利であるから、斯くの如く之を一規定の下に纏めたものであるけれども、一方は土地の區劃形狀の變更に依り經營の作業を便利に

して時間及び勞力の節減を計るのが主であるのに、他の一方は地味其物を改良して土地の生産力を増進するを眼目とするものであるから、其性質は全く相違し、其效果に於ても著しく違つた點がある。然れば吾々は此に其性質と效果とを説明するに當つても暫く此兩者を區別することとし、耕地整理をば前述の如く狹義に解釋して土地改良の説明は之を次の一節に譲つて置く。但し我が國の法律規定が前述の通りであるから、我國の官公文書や統計を見る場合には吾々は所謂る耕地整理なるもの、中に、開墾其他土地改良に屬する事柄が多數含まれて居ることを忘れてはならぬ

耕地整理實行の方法 さて、耕地整理は耕地の「小分」と散在竝に形狀不整の弊を撤發するを目的とする事業であつて觀れば、之が實行の爲には先づ整理す可き一定

地區内の土地全部を合併して然る後之を適當の農圃に區劃し且つ其間に適當なる道路溝渠等の共同的設備を設け、而して後適當な方法で其整理した耕地を従前の土地所有者に割當てねばならぬ。換言すれば其地區内に土地を所有して居る地主をして一度其全部の所有地を提供せしめ、耕地の整理完了の後に各地主それ



ぞれに對して可及的各自の作業場に近い場所で、可及的一纏めに其従前の所有高に應じた面積の耕地を分配して渡すこと、せねばならぬ。所で此分配が全く理想通りに行つて、各地主それ／＼何れも自己に最も便利で且つ最良と思はるゝ土地が得らるゝ様であれば、其實行にも何等の困難は無いが、併し左様に理想通りに行く場合は頗る少ない。蓋し同一の地區内でも多少地味に相違があり、又各人の作業場も丁度適當に散在して居る場合は少ないから、或耕地に對しては所望者が多く、他の耕地には所望者が少ないといふとあるを免れぬ。且つ其上に整理前既に相當一纏になつた土地を所有して居る様な人は動もすれば態々費用を投じてまで整理をする必要を認めないで、整理其物に反對するともあるし、又中には整理の實益を理解しないで頑固に之に反對する人も無いとは言へぬ。而して斯様な反對者が數人あると他の大部分の人が實行せんとしても、其實行は出来ぬことになる。是に於てか此耕地整理の實行方法に二つの種類が生ずることになる。即ち一は任意的の交換整理で、他の一は強制的の整理執行である。

任意的の整理實行といふのは一定地區内の土地所有者が全部異議なく同意し

任意的實行  
と強制的實行  
ない。地區内の地主が三人とか五人といふ如き少數な場合、又は一二

の大地主が地區内大部分の土地を所有し、一般の利益の爲に多少の犠牲を自ら覺悟して整理後の土地の割當又は費用の負擔に關し他の多數の小地主全體に利益となる如き計畫を立つる場合には往々實行さるゝこと、耕地整理法以前に我國の一部地方で實行されたものも多くは此類に屬する。併し相當に廣い一定地區内の多數の地主が全部漏れなく同意するといふことは前述の如く多くの場合に於て容易なことでないから、此に止むを得ず多數の利益の爲に強制的に之を執行する方法を取るに至るのである。然れど此事業はもと／＼土地の所有者經營者の利益の爲になることであるから、強制實行と言ふても決して土地所有者の全部又は大部分の意志に反してまでも之を實行しようとするのではない。唯、單に多數の地主の合意成立した場合に、爾除の少數者に對して之を強制するだけのことで、即ち一定の地區内の土地所有者中、一定の多數の者が合意すれば同地區内に於ける不同意の土地所有者をも強制的に耕地整理實行の仲間に加えせしむること



が出来るといふことに過ぎぬ。即ち一種の多数強制の意味である。

強制實行と 多数強制 強制實行の場合には縦令ひ不同意者は如何に少数であつても、兎に角多数強制

其少数者は神聖なる所有權に對して侵害を受ける次第である。従つて此強制實行の爲には適當な法律の規定が必要である。然れば普魯西を初め、バーデン、ザクセン其他の獨逸諸邦、奧太利、丁抹、瑞典等の諸國は或は共有地分割法或は土地改良法、其他之に類する法律又は特別の耕理整理法中に於て此多数強制の手段を認むる規定を設け、我國にても耕地整理法の中に之を規定して居る。畢竟二三者の怠惰なる性僻又は少数の頑迷者流の反抗の爲に農業改良上有益な此事業の沮害せらるゝを防がんとする主旨に出でたもので、經濟政策上至當の處置ではあるが、併し此場合に多数といふのは普通の選舉の場合などの様に單に頭數の多数許りをいふのでなく、頭數と共に其所有地面積又は所有地價の多数を併せて之を意味し、且つ其多数の程度も單に過半数といふに止まらず四分の三又は五分の三以上といふ如き程度を指すのが普通である。例令ば我現行法の第五十條に於て耕地組合の設立には組合地區内の土地所有者總數の二分の一以上にして其

區域内の土地の總面積及び總地價の各三分の二以上に當る土地所有者の同意を得ることを必要とする規定を設けたるが如きは、即ちそれである。蓋し僅少の土地を有する小地主が多数聯合して一部少數の大地主の權利を侵害したり、又一二の貪慾なる大地主が其所有權を濫用して多數の小農を壓迫したりするのを豫防せんが爲めの當然の規定である。

強制實行上

の注意事項

それから、耕地整理の實行に際しては、宅地、庭園地、鐵道軌道の敷地、社寺の境内地、名勝地、舊蹟地等特殊の施設又は特別の性質を有する土地は整理計畫の中から之を除外す可きと勿論であるが、其他の土地は一切擧げて一先づ之を合併せねばならぬ。斯くて一旦合併した其中から、前述の如く先づ第一に道路溝渠其他の共同的設備に必要な土地を控除し、それから耕地を適宜の形狀と大きさに區割して之を各人それ〴〵に曩に提供した土地の地味と地積に準じて割戻すのであるが、此割戻割當に際しては實行當務者は可及的從來の所有地と同種同地味の土地を各人に割戻す様に勉めねばならぬ。若し整理實行上の必要から止むを得ず從來の所有地よりも比較的不利なる土地、即ち例令ば作業場より距離が



遠隔であるとか又は地味劣等であるといふ如き土地を渡さねばならぬ場合には、其人に對して土地又は貨幣にて相當の賠償を與へるとし、又之と反對に從來の有所地よりも比較的有利の土地を渡す場合には、其人から相當の補償を提供することとせねばならぬ。要するに整理後の土地の割當は經費の割當と共に至公平を期せねばならぬ次第であるが、此點に於て實際何人が觀ても至極公正であるといふ様な處置を取るとは頗る困難な仕事である上に、縦合ひ第三者から觀て公平な處置であつても、割當を受くる當人からは兎角提供地と割戻地の權衡が不釣合であるとか、賠償又は補償が少いとか多いとかいふ不平の生じ易いものである。而して其不平は動もすれば地主間の紛擾を惹起して耕地整理事業の進行を妨げ、將來に於ける其發達を沮害する原因と爲ることも少なく無い。斯くては農業改良上の一大事であるから、此事業の強制實行を認許する場合には斯の如き紛争を豫防する爲めに、整理前及び整理後に於ける土地の價格の評定と整理後に於ける其割當の方法に就て周到なる法律上の規定を設くるのみならず、其法律上の規定を完全に執行する爲に適當の行政機關を設け、又勉めて公平を維持して關係者一

同に充分の満足を與ふる爲に、別に爭議解決に必要な適當の手段と方法とを定めねばならぬ。此等の諸點に關して充分なる用意なく、唯、其事業が經濟上有利なものであるといふ一事丈けに着眼して漫然多數決の強制を許す様なことがあると、其結果は往々憲法に保證せられた所有權の安全を破壊し、横暴なる多數の壓制の爲に少數者の正當な權利が迫害さるゝ様な事態を生ずることあるを免れぬ。經濟上の不安此上もなき次第である。此等の點に關しては普魯西の法律の規定は最も完備して居る様子であるが、我耕地整理法の規定も亦頗る完備したものである。幸に當局者其人を得、地主亦充分に自覺して運用其宜しきを得るならば、效果は相當に擧げ得らるゝであらう。

耕地整理の  
効益

耕地整理の效果に就ては、土地の小分散在の不利を撤去するといふ一事の外、復た多く言ふの必要は無い。本節の初に擧げた耕地小分散在の弊害を知るならば、其弊害の刈除に伴ふの利益は一見明瞭で、幾多の無用な勞力の節約と幾多の無益な畦畔及び通路の節省、竝に經營の自由に伴ふ收穫の増加とは即ち其利益を構成するものである。而して耕地整理實行の可否如何は一に



此利益と之に要する経費との比較に依りて決す可き問題に過ぎぬ。從來の経験に據れば、大多數の場合に於て、之に依りて生ずる経済的利益は遙に其失費を超過するものがあるから、各國の農政當局は特別の法律まで規定して之が實行を保護奨励し、我國の如きは年々多少の國庫補助をすら敢てして之が促進を謀りつゝあるのである。

耕地整理反對論

然るに此耕地整理の遂行、殊に其強制的實行に對しては、世間に多少の巨額の費用を要するから實行の價值が無いと言ふのは其第一で、第二は耕地の分割賣買讓渡自由に行はるゝの今日、折角之を整理しても其効果は永く續かないだらうから、無益であるといふこと、而して其第三の理由は其強制實行には多數壓制の弊害が伴ふからいけないと言ふのである。

反對論の眞價

併し從來の經驗に據ると耕地整理の結果は無益の道路や畦畔が減少する爲に耕地の面積が増加し、無用の勞力が節約せられ、器具や機械の利用も便利になる爲に、土地經營の費用が節約せられて收穫は増加し、従つて地價

も亦一般に騰貴する。現に普國農務省の報告に據ると、整理實行の結果、勞力の節約せられたことは全國平均二割で、其最も著しい場合を觀れば勞力の節約五割にも達して居るといふことである。然れば整理の利益は多數の場合に於て其費用を償ふて綽々餘裕あるものと見て差支ない。勿論場合に依りては費用の方が利益よりも多く、所謂費用倒れとなることも無いとは言へぬ。現に我國の耕地整理事業中にも斯様な實例が多少無いでは無いから、一概に耕地整理と言へば必ず有利であるとは斷言されぬが、當初の設計に慎重の注意を拂ひ、能く損益の打算をして其計畫を立つる以上、斯様な失敗を見ることは稀である。然れば第一の理由は不真面目な杜撰極まる耕地整理の計畫に對しては往々適當の反對論となるのがあるけれども、一般的に耕地整理を否定するの理由とするとは出来ぬ。第二の理由は一應尤もの心配と思はるゝけれども、農民が一般に耕地細分の不便利を自覺し、多數同意して耕地整理を實行せんとするに至つた以上、再び之を細分する如きことは無からうと思はれる。或は若し其間に多少不注意な地主が出て來て之を細分するに至る虞があるとするなれば、最小農圃の規定とか相續の場合に於ける



農圃分割の限定といふ如き適當の制規に依りて之を豫防するとも困難では無い。整理の結果も直に分割の爲に無効に歸するであらうといふのは、餘りに悲觀に失した一種の杞憂としか受取れぬ。更に第三の理由に至りては多數農業者の利益、否に一國生産上の利益を無視する二三の頑迷者を保護せんとするもので、決して重きを置くに足らぬ。眞に横暴なる多數の壓制は勿論之を制限せねばならぬが、前述の如く整理事業の公平を全ふする爲に法律の規定と適當な司法及び行政の機關とが設けられてある以上、斯様な横暴は之を避くるに難くは無い。果して然らば尙ほ且つ多數の利益に反對する者は全く濟度し難い頑迷の徒か又は何等か爲にする所ある横道の人であらねばならぬ。斯様な少數人士の爲に國民經濟全般の利益を犠牲にするが如きは經濟政策の取る可き方針では無い。

耕地整理實  
行可否の標

依是觀之、以上の反對論は何れも耕地整理其物に對する一般的の反對論として願慮するの價値は無い、耕地整理は一般に有利なものと觀て

差支ない次第であるが、唯、一つ此に注意す可きことは、耕地整理が經濟上の利益を目的とせる純乎たる經濟事業であるといふことである。經濟事業である以上、整

理地區全般の經濟上の損益から觀て利益が失費を償はぬ場合には、實行す可きものでないといふ一事である。此事は耕地整理の性質から一見明瞭な事實であるが、我國の一部には明に此理を了解せず、單に國家が補助金まで出して獎勵する事業であるから國家に必要な事業に相違ないといふ如き漠然たる思想で、強ひて之が實行を計畫する者も多々ある様子で、其爲に整理事業の計畫中は勿論實行着手中又は實行後に於て幾多の紛擾を惹起するに至つた實例も少なく無い。當路者初め農村の有志者の須らく注意嚴戒す可き事柄である。

### 第三節 土地改良

土地改良の  
意義

土地改良即ち英語獨語に所謂 *Melioration* は、廣い意味に解釋すると凡そ土地の産出力を繼續的に高むる所の一切の施設を指すのであつて、

此意味で言へば前二節に述べた共有地の分割も耕地整理も皆土地改良に屬するのであるが、普通には一層狭い意味に之を解釋し、土地に資本と勞力とを加へて永續的に其産出力を増加せしむる施設を言ふのが常である。即ち水害豫防の設備、排水及び灌漑の設備、荒蕪地の開墾、其他進歩せる集約經營法の實行を助成する各



種の施設を指して之を土地改良と稱するのである。併し此中でも水害豫防と排水及び灌漑の施設を除いた外の施設は何れも土地經營其物の改良を主眼とするもので、其効果は將來斷えず其土地に資本と勞力とを投ずることに依りて初て得らるゝものであつて、若し此投入を怠れば、折角の施設も畫餅に歸するの外は無いのである。即ち此等の改良的施設は何れも各耕地それ〴〵に對して其耕作の改善の爲に施さるゝ施設で、其主眼は一に土地經營の改善に外ならぬのであるから、學者の間では往々此種の土地改良を特に耕作改良と名づけて地味の損害豫防並に改善を主眼とする水害豫防や排水灌漑の仕事と區別することがある。

## 耕作改善

何れにもせよ、此耕作改善に屬する施設は開墾でも乾拓其他の改良施設でも、土地の所有者各員の希望次第で隨意に之を實行することが出来るものであつて、古來農民の智識技術の進歩と共に漸次多少の實行を見た所である。勿論其進歩發達の爲には智識技術の普及とか必要なる資金の補助又は給與とかいふ如き國家的援助を必要とする場合も少からず、又國家も食糧供給の充實とか國產増進といふ如き目的から、進んで斯様な施設に出でたことも少なくない。

い。現に最近制定された我國の開墾助成法の如きも亦此種施設の二種であるが、併し此等の國家的施設は何れも個人の施設を奨励するに過ぎぬもので、土地改良の事業其物に對する國家直接の干渉では無い。事業其物の遂行は始ど全く土地所有者各自の隨意であつて、國家直接の干渉や後援は其必須の要件では無い。然るに水害豫防即ち所謂る治水の事業と排水及び灌漑の施設とは事情全く之と反對で、其實行には技術上並に經濟上幾多の困難が伴ひ、其規模も一般に廣大で、國家の直接干渉を必要とする場合が多い。従て國家的政策の見地から重要視せらるる土地改良は主として此兩者に限らるゝの觀がある。開墾や乾拓其他の經營法改善の施設が國民經濟の爲に重要で無いといふ意味では無いが、直接の國家的施設を必要とする點から觀れば、其必要が治水や排水灌漑の場合よりも遙に少いことは争はれぬ事實である。

## 治水及び排水灌漑

其中でも治水の事業には堤防の修築、河身の改修等非常の大工事を、然かも一河川の流域大部分に亘つて實行するの必要があり、非常に多大なる資本と勞力の投入を必要とするのみならず、又一方には水流の調節運河の開



整等運輸交通上の便宜とも關係する所が少なく無い。即ち其施設は單に農業上に於ける利害關係許りでなく、廣く交通政策上の利害をも顧慮して之を行はねばならぬもので、從て其影響の及ぶ範圍も多くは一大地方の全部又は數地方に亘るのが常である。故に此種の大施設は通例之を國家的土地改良と言はるゝほどで、常に國家又は府縣の干涉と保護とを必要とする。現に我國でも大なる治水事業は公共事業として國家の直營と爲り、比較的小なるものは府縣知事監督の下に水利組合の仕事と爲つて居る如き始末である。排水灌漑の事業も場合に依りては廣く一大地方に亘つて大々的の工事を必要とすることがあるけれども、併し此種の事業は大多數の場合に於ては一部、一村落、一村又は多くとも數個村の區域内、丈けで之を實行することが出来るのが常であつて、必ずしも國家又は府縣といふ如き大公共團體の干涉を必要とするものではない。一般に一小區域内の土地所有者の任意的團體又は強制的組合の力で實行の出来る仕事であつて、其影響も亦治水事業の様に交通其他の方面にまで及ぶことは無い。其目的は一に地味の改良、農産物の收穫増進に在るのであるから、吾々は前者に對して之を耕地改良又は地方的

土地改良と呼ぶことが出来る。然れば此仕事は我國でも水利組合と耕地整理組合に委せられて居るのである。

土地改良の 治水事業でも排水又は灌漑の事業でも凡て土地改良施設が農業上の利害 生産額を増加せしむるの效果あることは、何人も否認せぬ所である。

従つて其實行に對しても絶對的に反對する者は無い次第であるが、併し其實行には巨額の經費を要するので、此失費と之から生ずる實益とを比較して其實行の得失を疑ふ人は世間に甚だ多い様である。言ふ迄もなく土地改良は一種の經濟事業である。之が爲に經費を投ずるのは經費以上の大なる經濟的利益を得んが爲である。従つて之より生ずる利益が其失費を償ふに足らぬ様な場合には、之を實行す可らざるものであること勿論であるが、併し治水事業は水害より生ずる各種の損失を免れ、年々歳々平穩に收穫を擧ぐるを得せしむるの效果あるものであつて觀れば、水害の瀬々發生する地方では、縦令ひ相當巨額の費用を之に投じて、之が爲に種々なる破壊的損失と農作物の不作とを免れ得る其利益は、大抵の場合に於て其失費を償ふて餘あることであらうと思はれる。且つ其上に之と同時に運



輸交通の便利が増加する様な場合には、其利益は一層加はる可き次第である。それから又排水及び灌漑の事業は地中水分の過剰又は不足を調節して其乾濕を適度にし、動植物發育の條件を改良して農産物の増加改良を助くるもの、即ち所謂農事改良の根本條件であつて觀れば、之が爲に生ずる農産物の増加と其品質改善との利益は、又大多數の場合に於て其事業の失費を償ふて尙ほ大なる餘あるに相違ない。現に治水事業にも排水又は灌漑の事業にも實際に斯様な實益を擧げた類例は世間に決して少なく無いのである。然ればこそ世人も亦一般に土地改良を以て農事改良の重要手段と見做す次第であるけれども、併し東西諸國の實際を觀れば其事業は概して遅々として振はざるの状あるを免れず、損益の打算上、之を實行すれば明に利益ありと認めらるゝ場合でも、其事業が容易に與らないことが少なく無い。

治水事業不振の原因

今つらく、此有利な事業の斯くも一般に不振を極むる其原因を觀るに、治水事業に在りては河身の改修、堤防の築造、護岸工事の施設等、莫大な經費を要し、其支辨の爲には一般に國家又は府縣財政の大支出を必要とするの

が常であるのに、然るに之が爲に生ずる利益は損害回避といふ消極的性質の利益で實際水害の起らない年度には全く之を見ることの出來ぬものである。其結果、利益と損失の比較計算頗る不明確なるを免れぬことである。此計算が明確なるを得ぬ爲に、直接に其利益を受くる区域内の人々でも動もすれば經費負擔の大なる可きを豫想して其實行に熱心ならず、又其實行の局に當る可き中央及び府縣の當局者などは財政上の負擔を顧慮して容易に其立案實行に着手せぬのである。排水事業や灌漑事業の場合には、利害の計算は治水の場合よりも多少明確なるを得るのが常であるけれども、併し此場合とても之に依りて生ずる利益は全く豫想に過ぎぬ次第であるから、決して計算明確とは言はれぬ。従つて農民の技術上並に經濟上の智識が餘程進歩して居らぬと、其利益は容易に確認されないので、動もすれば其經費の負擔を嫌ふに至る様な虞がある。要するに利益の計算明確を缺くといふことは土地改良事業發達の一般的障害で、現に我國に於て耕地整理といふ名目の下に計畫又は實行せられた幾多の土地改良事業が種々の粉擾を來したり、蹉跌したりたるものも、此障害に基因したものが少からぬやに見受けらるゝ。



排水及灌漑 併し排水又は灌漑を目的とする地方的土地改良の事業には利害の計  
事業不振の 原因 算不明確といふ此事情の外に、尙ほ幾多の困難がある。今之を列挙す  
れば

- 第一、關係者中充分に其利益を認識せぬ者があること、
- 第二、農場交叉の爲に、一地區内の土地所有者多數に上りて其一致協力容易ならざるのみならず、技術上に於ても亦適當の工事を困難ならしむるものあること
- 第三、排水又は灌漑の事業の結果として他の地方の土地所有者の蒙る利害種々様々なること、例令ば排水事業の場合には其下流地方は動もすれば浸水に悩む如きこともあり、又灌漑事業の場合には同一水源を利用する他の地方に重大の影響を及ぼす様なことも少なからぬこと、
- 第四、殊に土地改良を実施する地方と其水源地又は排水口との間には相當の水路を設けねばならぬ次第であるが、此水路に當る土地の所有者から其権利を買収又は借入るゝに面倒の多いこと、
- 第五、收穫の増加を伴ふ事業であつて觀れば、其經費を漸次償却するは困難でな

いけれども、一時に先づ多額の工事費を支出することは、由來流動資本の豊富で無い農業者に取りては非常に困難であること、

等は即ち其重なるものである。斯る困難あるが爲に、有利と知りつゝも容易に實行の出来ぬのが數多の地方に於ける土地改良事業の常態である。

土地改良進 要するに、土地改良事業の不振の原因は、關係農業者の此事業に對する  
歩策 技術上竝に經濟上の無理解と、其實行を妨害する各種の權利關係竝に

資金調達上の困難に在ることであるから、此種事業の發達を促さんが爲には先づ此等の原因を除くことが必要である。此等の原因を除くことが出来れば、土地改良の事業は駸々として進歩す可きこと復た多言を要する迄も無い。然るに此原因を除くに就ては國家の施設に待つ所が頗る少なく無いのである。勿論土地改良事業振興の手段として第一に一般農民の智識開發が根本の要件であり、從て農業教育の發達に勉むることが其第一着歩であらねばならぬ次第であるが、農業進歩全般に對する此根本的施設の外に直接に土地改良を進むるの策として國家の施設畫策を必要とするものが多々ある。今一般に有效にして且つ最も必要と認



めらるゝ此種の施設を列挙すると左の三つである。

### 第一 土地改良指導機關の設定

土地改良指導機關の設

定 單に各地方の有志者其他の私人の發意や計畫のみに委せて置いては土地改良の事業は到底充分の發達を見難い現状から觀れば、國家が其普及促進の爲に特定の機關を設けて其發達を促すのは國民經濟上最も必要な措置と思はる。此點に於て「バーデン」「ヴェルテンベルグ」「ヘッセン」「バイエルン」等獨逸の西部及び南部諸州が率先設置した土地改良技術官の制度は以て各國の模範とす可きものである。即ち此官吏の職務は或は自ら案を立て、土地改良を獎勵し、或は地方人民の依頼に應じて其立案設計の勞を取り、又必要の場合には其事業の實行を監督指揮するの任務にも當るに在るのである。斯様に土地改良事業の獎勵者として將た又其助成者として只管其發達進歩を謀るの局に當る者であるから、此職に立つ者は該事業に必要な農業上並に土木其他の技術的智識を充分に具備し、且つそれ〴〵其地方の地味、地勢、並に水利の關係を精細に研究して居らねばならぬ。それから又場合に依りては土地改良と密接の關係ある共有地の分

割や耕地整理の事業にも同様に盡力することが必要である。斯の如き指導補助の機關を設定することが一般に土地改良事業の發達の爲に便利であるのは勿論であるけれども、一般の農民が未だ土地改良の利益を充分に理解して居らぬ様な場合には殊に其必要が多いものである。土地改良促進を本務とせる此種の機關は一八六八年「バーデン」侯國が率先之を設定したのを初として前述の如く獨逸諸州に其實施を見たが其外の國には未だ其例は無い様である。我國では奥太利など、同様に中央及び府縣の農業技師をして其職分の一として此任に當らしめて居るが、當局者に適當の人を得ることが困難なのと經費の不足其他種々の關係ら今日尙ほ效果に不十分な點が多い様子に見受けらるゝ。

### 第二 水利法の制定

水利法の制

定 土地改良殊に排水灌漑等の如き地方的土地改良事業を實行するには一定地區内の土地所有者を全部糾合した組合を作り、其組合をして之を實行せしむることが必要であるが、此實行に對して最も大なる障害は種々の權利關係が錯綜して居つて容易に關係者一同の一致協力を見難いことに在るので



あるから、此障害を除く爲には水利に關する適當の法律を制定して此等の權利關係と土地改良事業の關係を明確にし、各關係者をして適從す可き所を知らしめねばならぬ。此點から觀ると、水利法は左の二方面の事柄に就て周到なる規定を設けることが必要である。

土地改良事業  
實行方法  
の確立

(一) 一定區域内の土地所有者全部をして斯業遂行の爲に共同的施設を取らしむるの方法を定むること、詳言すれば土地改良事業の遂行に當りては其事業區域内の土地所有者全部が之に同意するを必要とするが將た或は多數決に依りて一般に之を強制するを得ること、するか、若し多數強制に依るとすれば其多數は如何なる割合の多數を必要とするか、單に土地所有者人員の過半数又は三分の二といふ如き多數丈にて充分なりとするか、若しくは尙ほ其上に土地所有面積又は地價の過半数又は三分の二といふ如き多數をも必要とするか、或は又單に地區内土地所有者の多數決のみでなく更に監督官廳の認可をも必要とするか等、凡て此等の點に就て水利法は公平且つ明確なる規定を設けねばならぬ。其規定の立て方殊に多數決の方法に就ては種々あつて、或は土地所有者人員並に

土地面積の過半数又は三分の二、或は單に總人員又は土地總面積若しくは地價總計丈の過半数又は三分の二等國に依り將た事業の種類に依り區々様々であるが、何れにしても土地所有者全部の同意を得るといふことは至難な場合が多いから、苟も此種法律の規定のある邦國では一定の多數決に依りて全部に之を強制することを認めて居る。例合ば一八六九年の奧太利の水利組合法、一八七九年の普國の水利組合法、一九一四年の同國の沼地開墾法並に我國の現行耕地整理法及び水利組合法の如き皆其類である。就中我國の水利組合法の如きは組合の設立に就ては過半数の同意をも必要とせず、一定人員の希望と地方官憲の決意丈にて之を設立し得ること、定めて居る様な次第である。而して斯の如く多數決に依り少数者を強制して此事業に加入せしむる其理由は前に耕地整理に就て述べた所と全く同一である。水利法は斯の如く一方に於て一定地區全般に亘りて排水又は權概に必要な設備を設くるを得せしむるの途を立つると同時に、又一方に於ては其設備の設定並に利用に關して

(二) 水利利用者の權利と義務の確定をせねばならぬ。詳言すれば各水利權者が



水利權の確定 用水の利用又は悪水の排出に關して有する權利如何、甲の權利者は乙

の權利者に對して或場合には用水の利用を妨げ又は一定量以上の悪水の排出を妨ぐるの權利ありや否や、若し斯様な權利ありとすれば其權利の範圍は如何なるものであるか、一つの水源が農業と工業とに用ひらるゝ場合には農業用水と工業用水との割合は如何にして之を決定す可きか、或種の水利々用例令ば水流の通路を變更する如き利用は利害關係者に於て之を禁じ又は制限し得可きや否や、若し之を禁じ又は制限し得可しとせば其禁止又は制限の程度は如何、農業者の水利上の便宜は如何なる程度まで同一水流を利用する運輸業又は發電其他の工業の便宜を制限するを得るか等、凡て此等の諸點に關して公明正大なる的確の規定を設けるとは當に土地改良事業の實行に取りて必要であるのみならず、水利に關係ある諸産業一般の爲にも必要などである。此等の點に關する法制の明確なものが無い爲に種々なる紛擾の起つたとは從來とても其實例が頗る多く、現に年々旱魃期や霖雨期に各地方農村に簇發する水争や水電事業起工の際に地方農民との間に起る種々の權利争なども多くは此規定が不明確な爲めである。

我國現行の法制を觀れば上述の(一)の點に就ては耕地整理法、河川法並に水利組合法の規定で略、完備して居るやに感ぜらるゝが、(二)の點に就ては法規頗る不備で單に農業者のみならず、水運業者や發電其他の工業者も困却して居る様子である。唯、從來の習慣的水利權が各地方區々様々である爲に、此等の權利關係を整理して適當な法律を制定するとは頗る困難の様に見受けらるゝが、併し單に困難だ面倒だといふて之を放置すれば將來徒に紛擾の種を増す許りであるから、萬難を排して適切な立法を試むることは目下の一大急務かと思はれる。

### 第三 經費醜集上の國家的援助

經費醜集上の國家的援助

併し、何といつても土地改良事業の實行に對する最大難關は資金調達上の困難である。即ち此種の事業は先づ最初の短期間に於て多大の經費を投ずる必要がある。然るに之より生ずる利益は數年の後に至つて初めて現はれ、而して將來永久に繼續するものである。故に縦令其利益は當該地方一般の人々に充分に確認されて居つても、由來常に一時に多額の資金を調達するの便宜を持つて居らぬ農業家に取つては、其實行は甚だ困難なるを免れぬものであ



る。然れば此困難緩和の手段として國家若しくは地方公共團體が資金調達上に適當の後援又は便宜を與ふるのは、此種事業發達の爲に最も必要且つ最も有效なる施設といはねばならぬ。而して此點に於て國家其他の公團體の取る可き方策は、自ら進んで相當巨額の補助金又は獎勵金を交付するか、若しくは適當なる信用機關の設置又は助成と便宜なる信用制度の制定とに依りて資金融通の便宜を謀ることであらねばならぬ。

補助金の交 就中、國家其他の公團體の補助金の交付は一見最も有効で且つ便利な付

方法の如くに考へられ、殊に我國朝野の人々の中には動もすれば此補助を熱望し之を要求する人も少からぬやうに見受けらるゝが、併し國家を初め府縣其他の公團體の資源は、無限なもので無く、又結局は之を國民一般の囊中から取立つるものに外ならぬ次第であつて觀れば、單に資金が不足するからといつて濫に斯様な補助を要求するのは大なる謬見である。公團體の補助金は其性質上、社會一般に負擔を課して一部の人々に利益を與ふるものであるから、其一部の人々の事業が社會全般の利益に資する必要の事業たる場合に限り之を交付す可きも

のであつて、決して一部分の人達だけの利益を目的とする事業に交付す可きものでは無い。一部人士の利益事業に濫に之を下付すると、一般人民をして徒に國家施設に依頼するの精神を増長せしめて自家責任の觀念を減じ、奮勵進取の氣風を衰滅せしめて經濟上の發達を沮害するに至るを免れぬ。此點から觀ると土地改良の如き當事者各自の經濟的利益を主眼とする事業には、原則として公團體より補助金を下付す可きものでは無く、公團體の盡力は寧ろ資金融通上の便宜を與ふるに止む可きである。けれども又一方から觀れば土地改良の進歩は一國生産増加の原因で國民經濟上頗る望ましいことであるから、此進歩を促すの便宜上からして或場合には補助金の交付も餘義ない必要と認めらるゝ。而して吾々の見る所を以てすれば土地改良に對して國家其他の公團體が補助金を交付するを適當且つ必要とする場合は左の三種に限られて居る。

(甲)土地改良の事業が同時に河身の改良、堤防の築造、道路の改善等の如き國家的事業の完成に資する場合 此場合に國家が事業經費の一部分を補助するのは、實際上補助では無くして經費の分擔である。公團體が爲す可き仕事を土地改良



當事者が代行するのであるから、之に對して經費の相當部分を分擔するのは專ら公團體の當然の義務である。之は實に公正の見地から當然支給せねばならぬ補助金に屬するものである。

(乙)土地所有者一般に貧窮にして自ら經費を支辨し能はざる場合 此場合の補助は真正の補助である。一部の地方民が極貧に陥つて自ら向上發展の手段に出づる餘力も無い場合に、之を社會全般の發達の上から不利と認めて救済するの趣旨に出づる補助金で、其性質は一種の貧民救済と見做す可きものである。従つて一般に廣く之を與ふ可きものでなく、事情止むを得ざる特別例外の場合に限らねばならぬ。此補助は之を與ふるに餘程慎重の態度を取らぬと、農民をして徒に依頼心を起し、自家責任の觀念を薄からしむるに至る危険がある。

(丙)土地所有者一般の孤疑躊躇を除去するに必要な場合 即ち従業經驗の無い爲め地主が一般に其効果を疑つて居るとか、或は其効果は認めても其多大の經費の償却が容易に出来るや否やを懸念して實行に躊躇して居る様な場合に、相當の補助金を與へて之を奨励するのは決して無用の沙汰では無い。多數地主の疑念を解く爲に先づ一部の地方に模範的に之を實行せんとする如き場合は殊に然りである。即ち此場合の補助金は真正の意味に於ける奨励金であるから、奨励の効果が相當に現はれ地主自ら進んで之を實行する氣運が現はれた時には須らく之を廢止せねばならぬ。永く一般に之を與ふることは、食糧生産増加の見地から、特に他の産業よりも農業を保護するといふ政策の方針を取る場合の外、決して許す可きことでない。濫に之を永續するのは徒に農民の依頼心を養成する許りである。

要するに(甲)の場合の補助金下付は公團體の怠る可らざる責務であるが、(乙)及び(丙)の場合には動もすれば失當の弊に陥り易く、其結果も亦種々の弊害を生じ易いから、成る可くは之を避けて資金融通の便を謀る方がよい。或は若し必要上止むを得ず之を付與するとしても、吾々は其弊害を避くるの方法として、事業遂行の結果が豫想通り良好の結果を來たした場合には、其利益中より此補助金を漸次返却せしむるの條件を定むるが適當であらうと思はれる。唯、此結果の明確なる算定が實際上頗る困難なので、吾々の此希望條件の容易に容れられないのは甚だ遺憾の



次第である。

適當なる信用機關の設

定

兎に角、公團體の補助金は土地改良資金調達の方法としては特殊例外一般の資金調達方法としては適當な方法に依つて之を借入るゝことは出來ぬ。然るに此借入は唯、一時必要の資金を借入るゝとが出來ればよいといふ次第ではない。此土地改良信用の性質に就ては尙ほ後に農業信用の章に説明するが、兎に角、此借金は早急に一時に返済の出來るものでなく、事業が完成して收穫の増加した後に年々幾分づゝ元利済崩しに償還するの外は無い。否、少なくとも斯様な返済法に依るのが最も便利な次第であるから、此借金の要求に應ずるには斯様な信用給付を職とする特別の機關でなければならぬ。換言すれば適當な土地抵當銀行が必要である。斯様な銀行は勿論私設の營利事業でも出來ぬことは無く、現に英吉利や獨逸、埃太利などにはかういふ私立銀行があり、又其他の諸國でも多少斯様な貸付をする金融機關が無いことはないが、併し純乎たる私立銀行は何をいふにも營利本位であるから、適當な條件で充分に此種事業の需要に應じ兼

ねる憾がある。其處で此事業促進の爲に國家は或は自ら進んで斯様な信用に應ず可き適當の信用機關を設定するか、若しくは相當の後援又は補助を與へて民間企業家に斯様な銀行を設立させるの必要が生ずる。例令ば、*ザクセン*を初め獨逸諸邦の政府が設立經營せる所謂の地代銀行 (*Landeskulturrenbanken*) や埃太利諸州の土地銀行 (*Länderbanken*) などは何れも純乎たる公設の土地改良信用機關で、我國の勸業銀行農工銀行などは政府の後援の下に設立された私立の土地改良信用機關である。惟ふに斯様な信用機關の設立並に利用に依つて資金融通の便宜を與ふるのは土地改良事業促進の手段として國家の取る可き最も適當な方策である。信用確保の併し如何に適當な信用機關があつて、借用人に便宜な條件で貸付を受ければならぬ。從つて公私何れの銀行でも貸付資本に對する安全の保證が無くては到底充分の貸付をすることが出來ぬ。土地改良資金の如く將來長き年月に互つて年賦的に之を返済せねばならぬ様な性質の貸付の場合には殊に左様である。然れば國家は一方に於て前述の如く適當な信用機關の設定普及に勉むると共に、



又一方に於ては土地改良事業に對する貸付資金の安全を確保する爲に、適當な信用保證の規定を設くるの必要がある。而して此種規定の主要な點を擧ぐれば、

- (一)土地改良組合に對して改良事業の經費を組合員一般から賦課徵集するの權能を附與すること。

- (二)此賦課金には地租其他の公租と同様の優先權、即ち他の私的債權よりも先に之を取立つるの權利を與ふること。

- (三)土地改良の爲にせる貸付に對しては、其改良より生じたる土地價格の増加分に付、既存の抵當權よりも優先的の抵當權を與ふること、例令は從來價格一萬圓であつた土地が土地改良の爲に一萬五千圓になつたとすれば、其地價增加分即ち五千圓に對しては土地改良資金の貸付者を第一抵當權者と見做し、縱令ひ其以前に他の債權者が抵當權を設定してあつても、其抵當權は從前の價格一萬圓文けに對してのみ優先的の權利あるに過ぎぬこととする。

等である。此中(一)及び(二)の二點に就ては耕地整理法を初め我國の法規には遺憾ない様に思はるゝが、獨り(三)の點に關しては我民法の規定が如何にも不充分であ

るやうに感ぜらるゝ。土地に加へた工事作業の料金は土地抵當權に優先する規定があるけれども、其工事作業の代金を支拂ふ資金を貸付けた者の債權には、同様の權利が與へられて居らぬ。法律家の一考を煩はし度いものである。其他、此種貸付を本業とせる信用機關に對して貸付資金利用の實際を監視する權利を附與することも亦其債權確保の一方便であらうと思はれる。

土地改良基金の設定 以上諸策の外、國家が別に一定の土地改良基金を設定し、必要に應じて適宜之を土地改良の補助金又は貸付資金に充つることとするのも亦

一種の方法である。即ち此場合には國家は此資金の元利を利用して適宜或は補助金を交付し、或は又補助金を不適當と認むる場合には信用機關として便宜の條件にて資金を融通することが出来るのである。嘗て奧太利政府の設定した土地改良基金の如きは其一例であるが、此種の基金は動もすれば財政上の變動の爲に左右され易い虞があるから、資金融通の機關としては公設銀行の確實なるに若かず、又補助資金としては必要に應じて年々國庫より支出せらるゝ純精の補助金ほど融通のさかぬ缺點がある。何れにしても一國財政上の實狀から其適若を決す



可きことであらう。其他此種の基金設定者は必ずしも中央政府とは限らぬ。府縣の如き地方的自治體でも之を設定することが出来るが、唯、地方的公團體の場合には兎角其基金の額が充分でなく、従つて其運用に不便を感ずる場合多きを免れぬものである。

## 第七章 農業經營術の翼進策

### 第一節 農業教育

農業教育發達の由來

農業經營の技術及び方法の改良が、農業の生産を増加し、農村人民一般の生活を良好ならしむるものである次第は何人も認むる所、而して又此改良に取りて農業教育の進歩が多大の効果ある次第も識者の夙に認むる所であるが、併し既往幾百千年の間、農業の教育は何れの國に於ても一般に頗る閑却されてあつた。即ち農業上の智識技術は農圃に於ける實驗に依りて自ら習得せらるゝもので、特に之が爲に教育を施すの必要は認められなかつたのである。農業と言へば何等の豫備智識なく經驗なき者でも勞力さへ厭はねば經營し得らるゝ産業で、其好成绩を擧ぐるには勤勉努力さへすれば充分なものと認められて居つたのである。然るに十九世紀の初め獨逸に「アルブレヒト・テアア」(Silbrecht Thaer)といふ農學者が出て、農業經營上に於ける學理應用の必要を唱へ、其後「リービヒ」(Justus von Liebig)と「ム農藝化學の大家が出て、農業の經營も亦全く理化學の法則



に支配せらるゝものであることを實驗的に證明して以來、漸次世間一般に農業經營方法の習得も亦從來の如く單に實地練習に依るのみでは充分で無い、理論と實驗とを結付けた研究が必要であるといふことを認むるに至つた。而して理論と實驗とに基づき其智識及び技術の應用に依つて生産物の種類も増加され、地味や氣候に應じて各地それ〴〵に適切な生産の方法や生産物の種類を選択することも適確に行ふことが出来るといふ事實が漸く明瞭と爲つて來た。是に於てか農業教育の效用は世間一般に認めらるゝに至つたのである。

然るに農業教育の此效用は農村に於ける貨幣經濟の進歩、即ち農業者が自給自足の所謂自然經濟を脱して其生産物を市場に賣却することを目的に農業經營に従事することが益、多くなるに従つて、益顯著に現はるゝ様になつた。蓋し其生産物を市場に賣つて可及的多く賣上代金を得るのが農業經營の目的であるとすれば、自家用の作物を耕作する場合は違ひ常に市場の形勢に應じて適宜作物の種類を選択せねばならぬ。然るに此選擇は單に市場の需要状態のみを觀て之を定むることは出来ぬ。一方には又地味や氣候の關係をも斟酌せねばならず、又其

選擇を變更するに従つて耕作の方法、肥料の種類なども適當に之を變更せねばならぬのであるから、相當の智識と技術を持たぬ農民には到底出来ない仕事である。然ればとて此選擇其當を得ぬ時は同じ勞力、同じ經費を費して然かも其收穫は遙に少額なるを免れぬ様な次第と爲るから、農業的智識の有ると無いとは農業者其人に取りては非常なる損益の分界點と爲り、一國の經濟社會に取つては生産價値の大小の分るゝ原因と爲るのである。農業生産に重きを置く所の邦國の當局者が近年益々農業教育の促進に盡力するに至つたのも亦無理ならぬ次第である。殊に獨逸、埃太利等歐洲大陸の諸國では一八七〇年代以來、交通機關發達の結果として米國農業の競争を感ずることが著しくなり、農業者の立場が困難と爲つたが爲に、各國家は益々内國農業の生産能力を高めて外國に對する其競争能力を強大ならしめんと盡力する様になつた。其結果、農業教育は此競争能力増進の最重要なる手段として、國家の最も力を盡す所と爲り、此に大に其發達を見るに至つた。然れば此教育は當時の重要農産國たる獨逸に於て最も進歩し、其他の邦國は今日でも多少之に遅れて居る觀がある。



農業教育の 然らば此農業教育の目的とする所如何と言ふに、其目的には大體三つの方面がある。即ち

第一、農業上の生産を支配する自然的法則に關する智識を普及して以て之を人生の目的に應用するの實益を廣く一般に覺知せしむること。

第二、科學的研究を基礎とせる農業經營の技術、即ち土地の永遠の産出力を減損することなくして然かも最も大なる總收穫を擧げ得る所の經營方法を教ふること。

第三、農業經營の經濟的技術、詳言すれば經營の失費と收穫との比較上、最大の純收穫を収むるの方法を教ふること、

是れである。従つて農業教育の教ふ可き事項は頗る複雑多岐に互らねばならぬ。即ち一方に於ては一般の普通教育に屬する智識をも授けると共に、又一方に於ては理化博物等の自然的科學を基礎として農業生産上に必要のある動植物の發育や地味の變動に關する農業特有の學理をも教へねばならぬ。多年來の耕作や牧畜の實驗から得られた實際的教訓を教ふるの必要もあれば、又經濟上及び商業上

の一般的智識を特に農業の經營に應用するの途をも教授せねばならぬ。教ふ可き科目は之を列擧すれば數十の多數に達する次第である。

農業教育の 併し、此等の教授す可き智識技術の全部を農業者全般に完全に教ふる制度 といふことは到底出來得可きことで無い。従て實際に此教育を施さ

んとする際には先づ一定の具體的教育方針を定め、其方針に従つて一定の制度を立て、適當な教育機關と教育の方法とを定めねばならぬ。然るに此教育機關や教育の方法を定むるに就ては先づ第一に之に依つて養成せんとする人物の種類如何に従つて、其間に種々の相違を生ぜねばならぬ。例令ば一般に農業的學科の進歩發達を謀るを目的とする場合と農場の經營者を養生するを主眼とする場合とは教育の方法並に設備に多少の相違なきを得ず、又同じく農場經營者の養成を目的とする場合でも大農場の經營者管理者の養成を主眼とする場合と中農小農たる可き人物の智識開發を目的とする場合とは教授の課程並に教授方法の上に相當の相違なきを得ぬ様な次第である。それから其教育を受くる人々の豫備教育の程度や活動的精神の多少並に傳來の農業的技術發達の程度如何に依りても



亦學科の程度や教育の方法に相當の斟酌を加へねばならず、又單に一般の農學的智識普及を目的とする場合と林業園藝畜産其他の専門的智識技術を授けんとする場合とは教授の科目も方法も全く違つて居らねばならぬ。殊に専門的技術教育を主眼とする場合には各専門それごとくに種々の教授科目や教授方法を選まねばならぬのみならず、各地方毎に其地味、氣候、市場の關係等に照らして特に適當な専門的の智識技術を選んで之を教授することに注意せねばならぬ様な始末である。それから又將來農業に従事せんとする少年青年を教育する場合と現に農業に従事しつゝある壯年者に日進月歩の新技术新智識を注入せんとする場合とは教育の機關並に方法が全く相違して居らぬばならぬとも云ふ迄も無い次第である。

獨逸の農業  
教育制度

此等の諸點に就ては歐洲諸國中でも農業の發達に最も深き注意を拂ふた獨逸兩國殊に獨逸の教育制度が最も早く完備して、他の諸國の模範と爲つた觀がある。即ち同國には最高等の農業教育機關として諸地方に所謂高等農業學校なる獨立の専門學校があり、又數多の大學には農業に關する學科が設けられてある。而して農業教育研究の中心たると共に農業に必要な

大學教育と高等の技術とを授くるの局に當つて居つて、事實上農業發達の源泉と爲り農學進歩の中樞と爲つて居る。此等の高等農學校の外に、各地方には中等程度の農業教育を授くる幾多の中等農學校がある。即ち中小農民を養成する目的で三、四年の課程を定めて、小學卒業者に一般の農學上の智識を授くる所の所謂農業學校、農業の閑暇な冬期を利用して數箇月を一期に算數讀書作文等の普通學と農學の初歩とを教ふる所の所謂冬期學校、各町村に於て小學校の附屬として一、二年の課程で小學卒業者に農業上必須の初等農學を教ふる所謂農業補習學校、校並に普通の中學教育を骨子とし之に農學の初歩教育を加味したる所謂普通農業學校は何れも此種の中等學校で、其課程や學科にはそれぞれに目的に従つてそれごとの相違はあるが大體に於て一般農民に農學の根本智識を授け、他日雜誌や講演等に依りて日進月歩の智識技術を了解するの素地を得せしむることゝ、一通りの農業の技術を了解せしむることゝを主眼とする點は何れにも共通である。而して此等の一般的農業教育の機關の外、別に特殊の技術學問を教ふる同程度の學校としては果樹學校、園藝學校、牧畜學校、葡萄栽培學校、



酪農學校等種々様々の特殊學校があつて、それら、其専門の産業に關する教育を施して居る。

獨逸では此等の學校教育の外、別に各地方に巡回教師ロイテラントなる公設の教師を置き、各種農業の理論と實際に精通せる者から之を選任して各一定の區域を受持たせ、其擔任區域内に於て講演や講話其他適宜の方法に依つて一般人民の間に農業上の各種技術や經濟の方法を宣傳するの任務に當らせて居る。即ち此教師の任務は各種の農學校の様に少年子弟の教育のみを目的とするものでなく、既に斯業に従事して居る壯年者の智識技術を進めて農業の振作を謀るのである。従つて既に學校を卒へて田園に在る者に日新の智識技術を教ふるのも亦其職分であるから、それぞれの學科及び技術に餘程精通して居る上に又餘程の忠實熱心な人を得ないと充分の効果を擧ぐることが出来ぬ。而して此點からいふと地方の篤志家や農業者の團體の開催する農業技術又は農業經濟に關する各種の講習會や講演會なども亦此巡回教師と同様の効果あるもので、等しく一般農民の智識技術を促進する上に少からぬ效用を示すことは争はれぬ事實である。

我國の農業 我國に於ける農業教育の制度も亦大體獨逸を範としたもので、農學最

教育制度

高の學府としては東京及び北海道に農科大學があり、一般の農學及び技術を教ふる高等の専門學校としては盛岡、鹿兒島其他の農林學校があつて、獨逸の所謂高等農業學校と同じ様な教育を施して居る。中等程度の學校としては甲、乙、兩種の農學校がある。甲種農學校は小學卒業程度の者に一般の農業的智識を授くる中學校程度のものであるが、乙種農學校は修業年限に一定の法文的規程なく各地方の實狀に應じて適宜之を定め得る稍、程度の低いものである。其他各町村に設けらるゝ農業補習學校もあれば特種の専門的技術を教ふるを主眼とせる畜産學校、園藝學校、蠶業學校などもあり、中にも蠶業教育の爲めには専門學校程度の蠶絲學校すら設けられてある。又公私各種の短期な講習會もあれば講演會等も常に各地に開催せらるゝ所である。即ち農業教育の機關と施設は略、整ふて居る觀がある。而して此等の教育機關が最近の農業發達に及ぼしたる其の効果も亦頗る偉大なるものがあるけれども、併し其效果に就て今尙ほ世間兎角の非難のあるのは、畢竟我國の農業教育上の智識技術が主として輸入に係るもので、我國農



業の實際に關する研究が未だ充分でないこと、從來の我農業教育が主として技術的方面の智識注入に偏して經濟的方面の教育を閑却したこと、に由來するのでは無いかと思はる。農業學校出身者の多數が農事行政官及び技術官として立つことを望み、自ら農業經營者と爲つて其學得した智識技術を實際の農業經營に利用せんとする者の少ないのも、亦一つは之が爲ではなからうかと思はれる。

## 農事試験場

農業に關する學問が發達し農業教育が進歩するに連れて、之と相關聯して發達し來り、農學進歩の手段たると同時に又農業教育促進の一原因と爲つたものは農事試験場の制度である。此試験場は農業も亦自然科學一般の法則に支配せらるゝものであるといふ、リビーヒ教授の大發見に關聯して發達するに至つたもので、其研究も當初は主として農藝化學上の實驗に限られたものであつたが、其後段々と研究任務の範圍が擴大せられて植物及び動物の生理的實驗から新なる經營方法の研究、新らしき技術の實驗、種子、肥料、飼糧等の研究及び配布等までも其仕事とする様になつたのである。即ち現今では單に實驗研究のみの機關ではなく、又同時に農事改良促進の機關であるのである。現今我國の

農事試験場は國家的施設として中央及び各地に國立の試験場があり、又北海道及び各府縣には府縣立の試験場があつて、共に一方には學門的技術的研究をすると共に、又一方には所謂圃場實驗即ち經營的方面の實驗を爲しつゝある。而して府縣の試験場には些少ながら國庫からの補助も與へられてゐる。其他地方に依りては郡立の試験場もあり、又幾多の私立試験場もあつて、試験場の制度は殆ど遺憾なき有様である。けれども我國の農民中には之を利用する者が至つて少ない。畢竟農事試験場の實驗が我國農業の實狀に適せぬものが多い爲めであるのか、將た或は農民の智識尙ほ一般に幼稚な爲めであるのか、何れにして頗る遺憾の至りで、農政當局者並に農村先覺者の一考を煩はし度きものである。

## 第二節 技術及び生産の獎勵

國家直接の 以上述べ來つた共有地の分割や耕地整理又は土地改良等の事業は、何れも農業技術の發達を助け生産の増加を翼進するものであるから、此等の事業を翼進する國家の施設は又何れも農業の技術及び生産に對する國家の直接獎勵策と稱す可きものであるが、農業に對する國家的施設の中には此等の政



策の外に尙ほ農業技術の促進又は生産の増加改良の目的で、直接に一部分又は一般の農業家に對して施す所の數多の獎勵的施設がある。此種の施設は通例先づ主として交通の中心たり科學技術の中心たる都會の地に發達する新智識新技術を廣く一般農業者の間に傳へて以て、耕作及び牧畜の發達に資せしむること、各種農産物の販路の状況や消費者の嗜好欲望の變動、乃至他國同業者の競争の狀態等を普ねく農民一般に知らしめて以て、適切有利な農業經營の方法を立つるの便を得せしむること、を目的とするものであつて、其施設畫策は頗る複雑多岐に互つて居る。例令ば新しい農作物の試作を爲さしむること、有益な新しい栽培法を練習するの媒介をする、適當な天然肥料又は人造肥料の買入又は製造の方法を助成すること、農具の改良を補助又は獎勵すること、種子其他の必要な經營材料の購入に斡旋補助其他種々の便宜を與ふること、農業者の組合に後援を與へて農産物の販路の擴張又は開拓を助成することなど皆其類である。

私人及私立團體の協力

普通の教育手段以上に更に深く農民各自の經營に立入り、國家自ら直接に手引して、技術上並に經濟上最も有利と認めらるる、經營方法の普

及を謀らんとする此種の施設は、其施設の實行一切を舉げて國家の官吏のみに委することは事實不可能である。吾々は敢て各自の經營の改善其他私人の經濟に關する此等の事柄は一切當局私人の隨意に委す可きもので、決して國家の干渉す可き事柄で無いと言ふ様な、純然たる個人主義の見解を取る者では無いけれども、併し前に例を挙げた様な複雑多岐な然かも多人數を對手として施さるる、政策の實行に就いては、種々なる私人又は私立團體の協賛協力に據らなければ、國家官吏の手丈けでは到底充分に行互ることの出来るもので無いのである。然れば何れの國でも國家が此種の獎勵策を實行する場合には常に農會其他の利益代表團體や同業組合、産業組合、其他の有志の團體を利用し、此等の團體を直接の實行機關として其局に當らしむるのが普通である。現に我國でも政府が茶業組合や蠶絲業組合、農會などに種々の補助金や便宜を與へて種々の獎勵手段を實行しつゝあることは世間周知の事實である。

獎勵策の手

國家又は地方自治體が或は直接に或は又農業團體を利用して此種の政策を實行する場合に、獎勵の手段として用ゆる方法は通例博覽會の



開催と奨励金又は補助金の交附である。此三つの手段は工業の幼稚なる時代に於ては工業の奨励にも屢々適用せらるゝものであつて、現に我國等最近まで種々の工業にも之を適用しつゝある有様であるが併し工業上に於ては相當に發達して來ると補助金や奨励金は廢止せらるゝのが常で、歐米諸國でも相當進歩した邦國では此種の補助奨励は稀有の事實である。従つて當今工業上に於て奨励手段として用ひらるゝものは單に博覽會、共進會の一種のみであるが、農業上に於ては既に相當に發達せる後までも此等の三手段が常に用ひらるゝ風があつて、國家は常々獎勵策上農に工業の奨励よりも遙に多く農業の奨励に力を盡すの有様に見受け、獎勵策上農  
業特選の理由らるゝ。國家が斯の如く工業よりも特に農業奨励の爲に力を盡すのは畢竟するに三つの理由がある。第一は食料品の生産増加が他の物品の増加よりも國家及び國民全般に取りて遙に重要なものであるといふ世俗一般の思想である。單に經濟上のみから觀れば一部の自由貿易論者の言ふ如く此思想は誤つて居るかも知れぬが、現下の國民生活の上から觀察し、既往の列國の關係から考へれば、國民生活の安全といふ見地からして此思想に充分の根據あることは認めぬ。

ばならぬであらう。第二は耕作及び牧畜の改良進歩より生ずる利益は、工業的技術の改善の利益よりも遙に廣く且つ永久に社會一般を利するものであるといふ事實である。元來農業の生産物に對する需要には一般に變化が少なく、従つて其生産進歩の利益は概して永久的であるのに反し、工業上の生産物は世間一般の趣味嗜好の變動に左右せらるゝことが多く、其改良進歩の利益も亦従つて永續しない傾がある。加ふるに其進歩改善の利益も改善の初期に於ては世間一般に認めらるゝことが少なく、従つて國家が特に之を奨励することは世間の異論殊に其奨励の爲に自家の産物の販路に障害を蒙る如き地位に在る同業競争者の激烈なる反對を惹起し易い傾があるので、國家も容易に奨励の手を下し難いが、農業上の生産改良には斯様な心配は全く無い。其進歩の利益は直に一般に認められ、然かも之が爲め害を蒙ると感ずる者は殆ど絶無といふ可き有様である。それから又第三に、進歩せる工業的技術が普及する時は概して經濟社會の組織の上に多少の變動を惹起すこと、例合ば新種の染色工業の勃興は從來の幾多の染色工場の破壊を惹起し、新式の工作機械の應用は舊來の數多の熟練職工の失業を喚起するといふ



様な次第で、改良技術の普及には一般に種々なる社會上の障害の伴ひ易いものである。従つて國家が直接自ら手を下して之を奨励するといふことは恰も、此改良の爲に苦む一部の社會階級を更に一層苦ましむるものとなるので、社會全般の利益を公平に擁護するを職分とせる國家としては、容易に之が奨励に手を下し難いのであるが、農業上の技術の變動には通例斯様な心配は無く、縦合ひ或は新式の機械器具の適用に依つて勞力に過剰が生じて、其勞力は更に一層集約的な經營に之を適用して生産の増加又は品質の改善の手段とすることが出来るといふ様な次第で、改良技術適用の普及は何人にも損害を及ぼすといふ危険は無いのが常である。従つて國家が之を奨励することに就ても何人も反對は無い。斯様な次第で農業上の改良奨励の爲には工業上の改良奨励よりも今尙ほ一般に廣く各種の手段が適用せらるゝのである。現に我國の農商務省豫算又は府縣勸業費の豫算を見ても、農業上の此種奨励に充てらるゝ費目は、金額は左程多くは無いけれども、種類は頗る多いのに反し、工業上の奨励費目は頗る少ないことが分る。

國家が直接に農業上の技術及び生産を奨励する政策として用いた平時の手段

## 戦時農業促進策

は大體前述の如きものであつたが、最近歐洲大戰の勃發と同時に交戦諸國の多數は食糧供給保全の必要に迫られて、其他の種々なる随分思

切つた大膽な政策に出づるに至つた。蓋し戦争の勃發の爲に國外との交通は不安又は不可能と爲つたので、從來主要農産物の供給を多少外國に仰ぎつゝあつた邦國は、此に國民食糧の供給に不安を感ずるに至り、各國內に於ける其生産の維持並に促進の目的で、苟も實行し得らるゝ望のあるあらゆる手段を實行するに至つたのである。勿論當時の食糧品政策は生産、配給並に消費の各方面に互り頗る複雑を極めたもので、單に生産の維持又は増進を目的とした部分のみに就て觀るも中には例令ば收穫季節に徵集兵員に賜暇を與へて歸耕せしめたことや、捕虜を農耕業務に使用したこと、播種及び收穫の季節に隣保互助の仕組を設けさせたことなど、特に戦時中に限られたこともあり、又政府から農業用の器具、機械及び動力機を給與したり、仔豚購入に補助を與へたりするなど、戦前に於て既に多少實行して居つたことを廣く一般に實施したものであるが、戦後に於ても尙ほ場合に依りては實行し得可き策として多少考慮の價值ある施設も其間に少なく無い。



生産手段利  
用方針の指  
導

今此等の政策の中で、生産の維持及び増進を主とした政策、殊に特定の農産物の生産増進を目的とした國家的直接奨励策を觀るに、此政策の方針に大體二様の別がある。第一は土地其他の農業上の生産手段の利用を高めて生産を増加せしめんとするもので、第二は耕地の面積を増加せしめんとするもの即ち是である。獨逸諸州で實行された脂肪の生産に對する奨励金及び肉用家畜の飼糧を有利に利用せる者に對する奨励金は即ち第一種の方針に出でたるので、佛國で實行された前年度耕作面積以上の土地を耕作せる者に對する奨励金の如きも亦耕地擴張奨励の意味と共に、土地の有利なる利用を促進せんとする第一の方針が加味せられて居る。其他、英國では小麥畑に燕麥を耕作せる者に奨励金を與へ、伊太利では小麥玉蜀黍又は燕麥を耕作せる者に奨励金を與ふる等、一定の作物耕作に對して與へたる所謂る作付奨励金の如きも此種生産増進策の一つであるし、又英國政府が英國本土に對しては一九二二年までを期限として小麥及び燕麥の最低價格を保證し、愛蘭に對しては一九二〇年までを期限として小麥及び馬鈴薯の最低價格を保證し、市價若し其以下に降れば政府が其不足分を補給する

とと定めて、以て此種農産物の生産を奨励せるが如きは此種奨励策の最も徹底したものである。

耕地擴張の  
奨励殊に耕  
作の強制

此等の土地利用奨励策は又一面に於て耕地擴張の奨励策であること勿論であるが、此等の奨励策の外にも亦直接に耕地擴張の促進を目的とせるものがある。普魯西で未墾地開墾の爲に各地方に強制的に組合を設立させて耕地の増加を謀つたとや、獨逸埃太利の諸州政府が強制的に耕地の作付を命じて荒廢地の發生を防ぎ、場所に依りては一定種類の作付を令じたなど何れも其例である。就中、埃國政府が一九一五年三月命令を發して所有者又は其小作人が春期播種の準備を爲さざる休耕地は何人でも隨意に耕作し得るの權利を各市町村並に各公民に付與し、何人でも他人の休耕地を勝手に利用し、其收穫を全部自己の所有と爲し得ることゝ定めて、耕地の放置せらるゝのを妨がんとしたことや、獨逸政府が一九一六年八月の命令で、各農業經營者に對し其人の境遇資力に應じてそれゝ相當の生産を命じ、若し之を拒む者あれば相當の賠償を與へて其土地並に經營資本を政府に取上ぐるといふことに定めたなどは耕作強制の最も徹底し



たものである。それから英國でも一八一七年以來、農務大臣に對して何れの土地でも充分の耕作を加へないものを自ら耕作し得る權限を附與し、斯法實行の爲めに一切の建物機械並に器具を徵發し得るの權限を附與したが、之と大同小異の耕作強制的規定は匈牙利、西班牙、勃牙利、和蘭等でも等しく發布せられた所である。

戰時生産促進策の特色

戰時中、歐洲諸國が實行した農業生産の促進政策殊に耕作及び生産の強制策は食糧品配給の政策と共に甚だしく各個人の私經濟の内部に

立入り、著しく農業經營の自由を束縛せるものであつた。由來農業の經營は各私人の自由經營に委せられ、各個人は銘々可及的最大の收益を擧ぐる目的で、其經營に當るのが原則であつたのであるが、戰時に於ける此等の干渉は實に國家自ら農業經營の中心と爲つて全國の農業者を糾合し國民經濟上最大の生産額を擧ぐる目的で、其全部の經營を指揮する原則を取らんとするの端を開いたものである。農業經營を國家的に統一せんとする此風潮は當時の英國並に獨逸兩國の農業政策の上に明に觀取せらるゝ方針であつて、若し此方針に基づき施設が大なる失敗なく行はれ得たならば、吾々は此に國家社會主義的政策の立派な成功の一例を見

ることが出来たであらう。

戰時生産促進策の結果

併し、此等の政策は幸か不幸か何れも豫期の成績を見るに至らなかつた。勞力や肥料の不足と交通機關の不備とは戰前より既に行はれ來

なかつたのみならず、英國政府が敢然實行を試みた最低代價保證の政策も急に都市の勞働者を農業に引付けるの力なく、従つて著しく農業生産を増加せしむるの效果も無かつた様子である。況や生産の強制や作付の強制の如き極端なる干渉的政策の施設は各國何れも失敗だらけで、事實實行不可能に終つた觀がある。而して舊來の私經濟的收益本位の經營に依らず國民經濟的生産本位の經營に依り、經營の自由に干渉して極力生産を増加せんとした此等の生産政策の最初の試が、

失敗の原因

何れも失敗するに至つた其原因に就ては種々の見解もあるが、**ウイゴドツインスキー** (Wygodzinski) 氏は其原因として三個の事實を擧げて居

る。第一は家畜飼養と農地耕作との間相互一定の割合を定め置くの必要あること、第二は一定順序の耕作を強制的に遵守せしむるの必要あること、而して第三は



指揮監督の事實不可能なると即ち是である。就中第一と第二の必要は更に又必然的に各筆の土地に對して強制的にそれ〴〵其用途を確定命令するの必要を生ずる。此確定の事務が既に頗る繁雜堪ゆ可らざるものであるとは言ふ迄もない次第であるが、或は縦令ひ一朝能く之を確定し得たりとするも、其確定せる用途の果して實際に能く遵守されつゝありや否やを監督するは更に一層の難事であらねばならぬ。由來農業の經營に於ては種々の生産が相關聯して行はるゝもので、一經營の生産物が一種若しくは二種に限らるゝといふことは殆ど無い。従つて一種類の生産増加は概ね他の種類の生産減少を伴ひ、同時に又勞力の調節、肥料の變更等をも伴ふものである。此變動を外部から適切に命令指定するとは事實不可能事で、強ひて之を行はんとすれば、常に大間違を生ずるを免れぬ。加ふるに農産物の用途は多くは一通りのものでなく種々の用途のあること、例せば家畜の如きは一方に消費貨物たると同時に他方に於ては生産の手段であるといふ次第であり、又其生産物も時に或は二種三種同時に生産せらるゝこと、例せば甜菜糖の生産が同時に飼糧の産出を伴ふといふ如き次第であるから、此等各種各様の生産物

をそれ〴〵適度に國民經濟全般の需要に適合せしむる如き指揮監督をするといふことは、如何に頭腦の明敏な官吏と雖も到底爲し得る所とは思はれぬ。戰時中嘗て普魯西政府が食糧供給緩和の目的で豚の屠殺を命じた所が、其結果は馬鈴薯の在が高が豫想以上に多かつたことを發見せると共に、豚價が非常に騰貴して穀物や馬鈴薯で之を飼養する者を増加するに至つた。其處で政府は更に豚の最高代價を定むるに至つたが、豚價の此騰貴は更に他の家畜の屠殺と消費を増加せしむるの結果を生じた。斯くて其翌年には前の屠殺命令と反對に豚の屠殺禁止と脂肪獎勵金とに依つて養豚を獎勵せざるを得ざるに至つた。普魯西の此失敗など正に農業經營に對する國家的干渉の至難なる次第を語る一例と稱す可きである。

戰時獎勵策  
の將來

要するに戰時中に於ては、眼前の急に促されて平時常に一片の空想と終つて居る。併し必要に迫らるれば何とか方法は無いものかと種々に想像を旋らすのは人情の常であるから、此等の政策は今後も既往失敗の經驗に鑑み種々の改良を加へて幾度か實施を試みらるゝことであらう。殊に我國の如く遠く歐洲



を離れて其實施の成果の充分に知られて居らぬ社會では、此等の施設も動もすれば、新案名案として唱導せらるゝ風があるが、併し吾々の見る所を以てすれば、獎金其他直接の補助手段に依つて一定種類の改良又は生産増加を促進せんとする在來の施設は兎に角、私人經濟の收益主義を無視して國家的社會的の組織に依り全國の農業を統一的に管理せんとする如き施設は少くとも現代の人間を以てしては到底不可能のことで、若し強ひて之を實行すれば徒に生産減少の結果を見るに過ぎないだらうと思はれる。

生産奨励と

其他、生産増進奨励の政策に關聯して此に一言する必要があるのは物

物價政策

價政策の問題である。由來何れの種類の生産物たるに論なく凡て其代價の高いといふことは生産の増進を促し、代價の低いのは其反對に生産の減退を促すの結果を生ずるものである。蓋し各生産者は可及的價が高く従つて收益の多い物を生産せんとするものであるから、價が高く賣れ、ば其品物の生産が増加するのは自然の成行であつて、價が高いといふことは畢竟世間が生産者に對して其品物の生産増加を要求する聲と見ることが出来る。此點から觀ると米穀其

他一定の農産物の直段を相當の高位に維持し又は其直段を引上げるといふことは、生産促進の政策として最も有效且つ適切な施設といはねばならぬ。英國が戰時中小麥其他の農産物に對して最低代價を保證した前述の政策や、大正三年及び大正十年我國の農業者が政府に向つて米價引上の意味に於て其調節策を要求したことなど畢竟此主旨に出でたものである。至極至當の政策の様に思はるゝけ公正なる物、れども、併し此種の政策を立つるに際して第一の難關は其品物の正常價維持策の困難なる代價如何といふ問題の解決である。正當なる直段又は正常の代

價といふ議論は經濟學の教科書に常に見る所で、抽象的に其歸着點を推斷するは敢て難事では無いが、一定の時期、一定の物品に就て實際に其歸着點を算定するところが事實不可能である次第は苟も物價論の一端を了解せる人の熟知せる所である。或は縦令ひ一定の時期に就て之を決定し得たりとするも、其代價は賃銀や肥料其他の生産資料の代價の變動と共に時々之を變更せねばならず、又需要と供給の關係次第で市場の代價は常に著しく其以上又は以下に騰落するを免れぬ。此場合に充分の生産を維持し之を促進せんが爲には政府は多大の損失をも覺悟し



て其市價の一定程度以下に下落するのを防がねばならぬ次第であるが、それには非常に巨額の財政的犠牲を必要とする。此財政的犠牲は又物價維持策實行上の一大難關である。殊に米穀其他の主要農産物の代價の高いのは一面に於て一般の賃銀其他の生産費の高い原因を爲すものであるから、政府が巨資を投じて此生活必需品の代價を引上げるといふことには生産當局者以外の一般公衆から多大の反對に遭遇するを免れぬ。英國政府が穀物最低代價の保證を一九二二年までと豫定しながら遂に一九二一年末で廢止して仕舞つたも、將た又我國の米穀法が本來穀價の維持を目的に立案せられたものでありながら、遂に價格維持の方策として實施せられず、僅に供給數量の調節に利用せらるゝに過ぎないものと爲り終つたのも、其原因は畢竟適當な代價を確定することの困難と穀價約上に反對する輿論の強いことゝに外ならぬのである。

物價引下論の偏見

物價維持の政策の常時的實行は斯の如く通例甚だ困難であるとして、併し生産促進の爲には相當の高價が常に必要な條件であることを忘れてはならぬ。直段を安くして其物の供給の多からんことを望むは恰も樹に縁

りて魚を求むるの類で矛盾顛倒此上もなき空想である。事は主として物價政策に關係するから詳細の議論は省略するが、兎に角此點に關して吾々は一部の物價調節論者に三省を促すの必要があると思ふ。若し一國の食糧政策の立場から食糧品の生産増加を要望するならば、我々國民は少なくとも農業の技術の突飛な進歩を見ない限り米價の相當な高價を忍ばねばならぬものであることを忘れてはならぬ。

生産獎勵と

農業關稅

而して此點から觀ると農業保護の關稅政策も亦一種の農産物價約上政策で、從つて一種の生産獎勵策である。此關稅に依つて一定の農産物、即ち例合ば米穀なら米穀の輸入に一定の關稅を課するとすれば、平素穀物を輸入するの狀勢に在る國に於ては、穀物の直段は其關稅額丈け高くなる次第で、從つて夫れだけ生産者に利益を與へ其生産を促進することゝ爲る。故に此政策の是非得失の問題は前に述べた最低穀價の保證其他の穀價約上策と同様の見地から之を判斷す可きである。詳細は商業政策殊に關稅政策の研究に譲つて此には之を省略するが、唯一言此に付加へて述べて置きたきことは、此保護政策が常に農



産物を輸入しつゝある國には生産奨励策として有効であるが、通例其輸入の無い國では無効であるといふ一事である。

### 第三節 農業警察

消極的の出 以上列擧した積極的の直接奨励策の外、國家は又他人の傷害又は自然産奨励策の危険に對して農業の經營を保護する爲に、種々の警察的施設を施す必要がある。例令ば不法なる土地所有權の侵害とか違法なる農業生産物の横領又は傷害、若しくは他人の所有に係る森林、牧場、農舍等の不法の使用などに對して土地の所有權者又は經營者の權利を保護したり、害蟲豫防の爲に一定の施設を命ずるなど何れも其類であつて、何れも一種の消極的なる生産奨励策即ち生産増加の障害を除くを主眼とする施設に外ならぬ。而して此種の施設を總稱して吾々は通例之を農業警察といふ。

農業警察の特色 此等の施設の中、一部分のもの例令ば土地所有權又は農作物の不法侵害に對する保護の如きは、普通刑法の原則を土地所有權及び農作物の

上に適用したまで、敢て特別の施設といふほどのものではなく、又其保護の規定

も多くは一般刑法の中に規定せらるゝのが常であるが、農業警察の中には斯様な普通一般の施設の外に別に土地の所有者並に經營者に對して特に命令する所の幾多の命令や禁令がある。即ち農業經營者に對して農作物に有害な害蟲や微菌其他の有害物を撲滅する爲に、適時の驅除其他一定の手段を施すの義務を負はする其規定や斯様な有害物の蔓延豫防又は撲滅の爲に當局官吏隨時適宜の手段を其所有地や建物又は農作物の上に加ふることを甘受するの義務を地主及び農業經營者に負はしむる其規定、又は農作物に有益なる動物殊に鳥類の捕獲殺害を禁止する所の彼の益鳥保護の規定など即ち皆其類である。それから彼の獸疫豫防規則に依つて獸疫の傳播豫防の爲に獸疫發生の一定地域内に對する家畜の出入を禁止し、且つ疫病に罹つた家畜は一切之を撲殺燒棄する如き、將た又葡萄害蟲の傳播豫防の爲に警察官が害蟲の發生せる葡萄畑の葡萄全部を燒棄するが如き何れも亦其一種で、此場合に罹病家畜、葡萄園の所有者は此撲殺燒棄といふ當局官吏の所有權侵害の行爲を甘受せねばならぬのである。警察的施設が多少私有權に侵害を與ふるの結果を伴ふは事實上免れぬ所であるが、斯の如く生産者の生



産手段に對する絶大なる所有權侵害の横利までも當局官吏に附與せらるゝのは實に農業上に限られたことで、工業上には殆ど其類例を見ぬ所である。

農業警察の 農業上の警察施設が私人の財産に對して斯の如く特に甚だしき干渉を敢てする其理由は外では無い。一人の農業者が適當の注意を怠り、

適當の時に適當の豫防手段を施さないと、其害毒は單に當該農業者一人の損害に止まらず、廣く附近一帯延びては社會全體の農産に甚大の損害を及ぼし、國民經濟上多大の損失を醸すに至るからである。而して社會全體に對する此損害傳播の危険が大きければ大きいほど、斯る豫防手段を強制的に執行するの必要は益、加はる譯で、従つて各個人は社會全體の利益の爲に益、多く之に服従するの義務を甘受せねばならぬ次第である。觀と來れば斯様な警察的施設の必要なることは勿論であるが、併し此警察的規則の規定が餘り杓子定木的で且つ苛細に互る場合には、當面の義務者中之を實行せぬ者が多くなり、又實行せんとしても實際に實行することの出來ぬ様な場合が生ずる虞があるから、當路者は其規則の制定にも其實行督勵にも寛嚴宣しきを得るとに餘程の注意を拂はねばならぬ。之と同時に斯の如く

農業警察と 私人の經營に干渉する施設は單に當局官吏のみの力に依りて完全に農民の自覺 行はれるものでは無い。一般の農民が相當に自覺し其警察的施設の

實效を充分に確認して相當官吏の行動施設に後援を與ふる様な状態でなければ、完全に其効果は擧げられぬ。隣保相率ゐて獸疫の發生を隱匿したり、害蟲驅除の手段を粗漏にする如き有様では如何なる周密の規定、如何なる熱心の官吏でも到底其效を擧ぐることは出來ぬ。此點から觀ても農事改良上一番必要なことは農業教育の普及、一般農民の智識開發である。農民に智識の無い爲に、害蟲の發生を見ながら其驅除を怠つたり、一般公德心の缺けて居る爲に獸疫の發生を隱蔽したりして、適時の警察的處置を防げ、大害の發生するに至つて初て其處分に着手する様な場合の今尙は頗る多いのは農業生産の爲に實に遺憾の次第である。

警察施設の 是は兎に角、此等の警察的施設の執行に際しては、病害蟲害等に罹つた實行と損害 補償 家畜又は農産物の所有者は其撲殺又は廢棄の爲に多少の損害を蒙ら

ねばならぬこと勿論であるが、此損害は畢竟當該所有者自身の利益の爲めと言ふよりも寧ろ一般農業者全體の爲に之を蒙らす次第であるから、國家其他の公團



體は社會全般の利益の代表者として此損害に對し其所有者に相當の賠償を支拂はねばならぬ。然れば公團體の此賠償義務と其賠償額に關する規定は此種警察法規の中に常に規定せらるゝのが普通であるが、併し此賠償額を定むるに就ては餘程慎重の注意を拂はぬと意外の弊害を生ずる虞がある。蓋し此賠償が過少に失する時は無智又は不徳義なる農業者は或は其虫害發出の届出を怠り又は隱匿するの弊を生ずるし、又其賠償額が過大に失する場合には暗々裡に病疫や害虫の蔓延を助長する憂があるからである。

商業及交通 それから、獸疫の豫防や害虫發生豫防の施設は單に農業者に對する如と農業警察

上の干渉に止まらず、種子や種畜の賣買並に運輸に關する警察的の干渉と爲り、更に進んでは輸入に對する監督制限の實施と爲るものである。蠶病豫防の爲に蠶卵紙の賣買に制限を加へたり、家畜種子又は植物の輸入に病害検査を實行したり、一定地方よりせる輸入を隨時禁止したりするのは、其形式は商業交通に對する干渉であるが、實際の性質は此農業警察に在るのであるから、従つて其施設の取捨も勿論一に此見地から之を定めねばならぬものである。

## 第八章 農業上の保険

農業保険の 特色 保険は同一種類の不慮の損害に遭遇する危険のある人々が多數團結して一團體を造り、其團體員中で實際に其損害に遭遇する者が生じた

場合に、團體員全部で連帶して其損害を分擔填補する仕組である。不慮の災害の爲に身體又は財産上の重大な損害を蒙る時は、本人は勿論其家族の生活も脅され又事業家に在りては其事業の經營にも支障を生ずる次第で、不安此上もなきことであるが、此場合に同様な境遇に在つて然かも實際其災害に出合はなかつた多數の人々が其災害より生じた經濟的損失を分擔してくれる時は、被害者の困難は緩和せられ、其生活並に事業上の不安は大部分撤去せらるゝ次第である。然れば同境遇者相互扶助の此組織は吾々人間社會の日常生活各方面に取りて頗る有利有益のものであつて、特に農業者とか工業者とかいふ如き一局部に限られたものは無い。例令ば吾々の生命又は健康に對する災害の爲に起る所の經濟的損害を填補する目的で組織せらるゝ各種の生命保険は農業家に取つても工業家其他何



れの方面の人に取りても同様に必要で、其組織の方も亦職業に依つて區別するの必要は無い。火災又は運送上の危険に對する保険も亦同様で、苟も家屋又は物品を險有する者には火災の危険があり、荷物を托送する人には何人にも運送上の危険はあるのである。従つて火災保険や運送保険も被保物件の性質に依りて種々の區別を立つるの必要こそあれ、其被保人の職業に依りて區別を立つる必要は無い。此等の保険に就ては農業家も他の職業の人々と同様に、普通一般の生命保険、物品保険の組織に加入して然る可きで、特に農業者の爲に特別な保険を設くる理由も無き次第であるが、併し農業上には外の産業に類の無い幾多の特殊な經營上の危険があつて、之に伴ふ損害填補の爲に相互救済の保険組織を必要と感ぜしむるものがある。風害、水害、旱害、雹害、動植物の病害、虫害等自然の災害より生ずる損害は即ち何れも皆是である。由來農業は他の産業よりも天然の災害を蒙ること甚だしいもので、農業家が此等の災害の爲に財産又は收穫を失ふことは頗る多く、而して其財産又は收穫の減損は被害當事者の經濟的存立を危ふし、經營の平穩なる續行を不可能ならしむることも少なく無い。従つて此等の危険に對し保険の組織

を設くることが出来れば農家の經濟的安全の爲には實に此上もなき福音である。果して然りとせば、保険の原則は此等の危険に對して適用し得可きや否や、若し之を適用し得可しとせば其組織は如何なる方法に據る可きかといふことは、農政上正に一考を要する問題であらねばならぬ。

保険成立の要件

併し、保険の組織には同一危険に曝露せらるゝ者が多數存在するといふ事實の外、尙ほ二三の條件の具はつて居ることが必要である。其第

一は實際に災害の發生する割合が統計的概算上明に知られて居るといふことで、例令は年齢三十歳の人は千人に付年々何人宛、又五十歳の人は同じく何人宛死亡するといふ如く被害の率が豫め知悉されて居られねばならぬ。此率が不明であると保険料即ち組合員の分擔率の計算が出来ぬ。第二には其災害が團體員全體の上にて一時に起らないで、大體一定の比率で其一部分丈に發生するものである。災害の發生するや一時に全員を犯すといふ如き場合には、相互扶助の組織に於て扶助の任に當る者が無い次第であるから、扶助は實行が出来ぬ。故に被害が一地方全部に及ぶ様な災害に對しては廣く數十百の地方を包括した組織



を設くる必要が生ずるのである。それから第三には災害の發生が事實不慮のもの、換言すれば全く被害者の故意に出でないもので、然かも團體員中何人の頭上に降りかゝるかは何人も豫想の出來ぬものでなければならぬ。被害者自身の注意又は盡力次第で當然避け得らるゝ損害を、保険に加入して居るからとて漫然其發生に放任して置く如き有様では、保険團體は到底其補償の任に堪へ得るものではない。故に保険人自身の故意に發生せしめた損害又は重大な過失に基づく損害に對しては損害補償をせぬのが保険の原則である。従つて保険經營の當局者は常に保険加盟各員が損害の發生に對して相當の注意を拂ふや否やを監視するの必要がある。此監視の充分に行届き難き場合には保険組織の實行は困難なるを免れぬ。

農業保險實  
行の困難

此等の諸點から観ると前に挙げた様な農業上必要と認めらるゝ、保険には遺憾ながら實現し難いものが多い。先づ第一に天災の大なるもの、即ち洪水、風災、霖雨其他の不良天候又は早魃等の災害は其災害實現の度合頗る不規則で之に伴ふ損害の程度も亦一定して居らぬ。従つて非常の長年月に亙つ

て統計を蒐集せねば其損害の平均率を知るとも出來ず、保険料金も豫定するとは出來ぬが、斯様な統計は目下の實狀では正確なるものは容易に得難い。又縦令ハ斯様な統計的基礎數字が得られたとしても、此種災害の常として一度實現する時は其災害の範圍頗る廣く甚だしきは全國一般に亙る様な次第であるから、保険組織を以てしては到底充分に救済の實を擧ぐることは出來ぬ。即ち全く故意に基づかざる不慮の災厄で前述第三の條件だけは備つて居るが、第一及び第二に挙げた條件は全く缺けて居る。故に此等の災害に對しては土地改良其他の損害豫防手段に依つて豫め其損害を減少するの策を施すと共に、損害の發生した場合には國家又は地方公團體、即ち當該社會全體の力で之を救済するの外は無ないのである。

唯、夫れ動植物に對する病害蟲害等にあつては其發生は多くは局部的で、損害の程度も亦保険組織に依り補償し兼ねるほどでは無い。即ち前述第二の條件は具はつて居るが、實際に就て損害の程度を計算するとは頗る難く、従つて統計的基礎も今尙ほ不明確で、既に第一の條件に於て缺くる所あるを免れぬ上に、第三の條件に於ては全く缺けて居る。といふ次第は、元來蟲害及び病害は勿論一種の天災に



相違ないけれども、其損害の大部分は農業經營當事者の注意次第で避け得可きものであるからである。即ち損害程度如何は大に被害當事者の故意に支配せらるゝの事實があるから、此種の保險に在りては動もすれば注意深い經營者の負擔で不注意な農業者を補助するといふ結果を來たすを免れぬ。農業生産上好ましからぬことであると同時に、慎重なる農業家をして加入に躊躇せしむるを免れぬ。斯様な次第で農業特有の危険は多々ありながら、之に對する保險の實行せられたものは從來甚だ少なく、唯、僅に雹害保險と家畜病害保險の二種が一部の邦國に實行せられたのを見る丈けである。

### 第一、雹害保險

雹害保險の 雹害は全く人爲に基づかざる天然の災害で、然かも其災害區域も災害の程度も早害や風水害の如く廣大なものでは無い。然れば自然的災害の中では最も保險の實行し易いものであつて、現に「バイエルン」「バーデン」「ヴェルテ」ンベルグ」「ヘッセン」等の獨逸諸州や瑞西などでは既に數十年前から之を實行した實例があり、又最近北米の北「ダコタ」州では官營保險として之を實施するに至つた

程であるが、併し此災害も其發生頗る不規則なものである上に、之に依りて生ずる被害程度の算定も亦甚だ困難なので、之に對する保險の成立は頗る困難なるを免れぬ。殊に此保險に必要な保險料金の率の未だ一定し得るに至らないこと、各年度に於ける被害の實現が割合に甚だしい變動のあること、は此保險の成立に取りての一大障害で、此保險に就ては生命保險や火災保險などの場合の様な長年の經驗を基礎とせる保險經營の技術が未だ發達して居らぬことが其一大缺點である。

雹害保險の 組織 それから此保險の組織に就て考へると、此災害の發生は地方に依つて頻繁な所と然らざる所とあり、場所に依りては絶無の場所もある次第

であるから、一般的に之が加入を強制することは出来ぬ。然りとて餘り狭い區域丈けで之が組織を設けては前述第二の條件を缺く様な次第と爲るので、少くとも一縣又は數縣に互る相當大區域に於ける被害危険地域を包容せねばならず、從つて加盟各員間に密接の關係を望むことが出来ぬから、團體員相互の監督監視を條件とする相互組合の保險組織も適當で無い。觀じ來れば之が加入を各人の任



意とする官營保險か若しくは營利會社に之を委するの外ない次第で、現に行はるるものも此兩者に外ならぬのであるが、此兩組織中、官營には財政的基礎が鞏固で被保險者が安全であるといふ利益があるけれども、保險の普及發達に就ては其努力營利組織に及ばず、又幼稚な保險技術の結果たる不時の大損害の責任を一般公衆の負擔に課するといふ弊害を免れぬ。斯様な經營の技術の幼稚な事業は先づ之を民間の營利事業に任せ、自由競争の下に充分に其經營の技術の發達するを俟ちて、之を官營に移すのが經濟上有利で又至當の順序と思はるゝが、併し營利組織には保險經營者の資力動もすれば頗る薄弱で、被保險者の權利充分に安全なるを得ぬ憾あるを免れぬ。斯く兩組織共に一長一短あるのが即ち當今兩制共に並立する所以である。

## 第二、家畜病害保險

家畜保險實  
行上の困難

家畜の病氣又は死亡の爲に生ずる農業家の損害を填補するを目的とする所謂家畜保險は、天災に基づく損害保險と違つて、割合に能く保險成立の要件に合して居る。即ち損害の危険率も之を計算するに左程の困難は

なく、損害發生の年々の割合も比較的に平均して居り、損害の程度も保險の出來ぬ程廣大なものではないが、唯、一つ此保險の困難な點は保險事故即ち損害の發生が家畜飼養者の保護的注意如何に依りて左右せらるゝと少なからぬといふ一事である。蓋し病害の繼續期間や死亡の多少は飼養者の注意次第で、大半之を減ずることが出来るものであるからである。故に若し輕率に此保險を家畜飼養者全般の上に組織すると、動もすれば注意深き堪能な飼養者に料金を支拂はせて、其資金で不注意不熟練な飼養者を保護するといふ惡結果を來たすを免れぬ。此惡結果を避くるの手段としては、通例保險加盟者に飼養上適當の注意を拂ふの義務を負はせ、其義務を果さない爲に生じた家畜の損害は之を補償せぬとするのが原則である。けれども此原則を實行する爲には、保險加盟者の日常の飼養状態を嚴密に監督監視するの必要があるから、其公正なる實行は甚だ容易で無い。殊に保險經營者が營利會社である場合には、動もすれば損害の發生を強ひて飼養者の不注意に歸して、保險金の支拂を濫り、實際の被害者の權利を害するに至るの弊が現はるゝし、然りて官營保險などで濫に其支拂を寛大にすれば、徒に不注意な人を扶助



するといふ結果を來すので、寛嚴宜しきを得るとは容易に望まれぬ。それから今一つ此保険の困難な點は農業者各人が此保険の必要を感ずる程度は人に依りて非常に相違して居るといふことである。蓋し多數の家畜を飼養する人に取りては其家畜の三頭や五頭斃死したればとて、甚だしき苦痛では無く、従つて此保険の必要も感じないが、三頭五頭の少數を飼養する人に取りては其一二頭の亡失も大損害であつて、此保険の必要も亦至大なるものであるからである。

家畜保險の組織 此等の點から觀ると此保険の組織は、一般的に之を強制するのは無理であり不公平であつて、寧ろ任意加入の組織とするのが至當なるやに

思はるゝが、任意組織の中でも營利組織のものは前述の様な危険があるから、又不適當なるやに感ぜらるゝ。他に適當の組織が之と並立し競争する場合には斯様な弊害も著しくは現はれないだらうが、單に營利會社のみに此保険を一任するとは如何にも危険である。然りとて廣大な區域に亙つて一組織の下に之を包括するを必要とする種類の危険でも無く、且つ加盟各員の行動を監督するの必要もあるから、故らに之を國營官營とすることも如何かと思はれる。従つて此保険の

組織としては一町村乃至二三ヶ町村の小區域に於て同種家畜飼養者の間に相互保險の組合を組織するのが最も適當なるやに感ぜらるゝ。勿論斯様な小組織では組合員の人數が少なく、實際の損害を多數の間に分擔せしむるといふ目的を達することが充分で無いやに思はるゝが、併し此目的は「ブーヘンベルガー」教授が案出して「バーデン」公國に實施した様に、各町村組合の間に聯合組合を設けて其間に大部分の負擔を分配することゝしたならば相當に之を達することが出来る。斯くすれば小區域内の相互組合であるから組合各員の飼養上の處置は相互的に相當好く之を監督監視することが出来る而して聯合組合の組織で實際損害の負擔を廣く分配することが出来るから最も適當な組織たることが出来ようと思ふ。從來此種の保險は「バーデン」公國の外、普魯西、バイエルン其他の獨逸諸州や、奧太利、匈牙利、瑞西等にも行はれたが、其大多數は何れも町村區域の小組合組織で、然かも其多くは國家の補助又は後援の下に立つて居る。併し其間に私設會社も無いではなく、現に歐洲大戰開始の初に於ては獨逸丈けでも此種の大會社三十六個を算したほどである。



要するに農業上の保険は其經營の技術今尙ほ甚だ幼稚な爲に其必要の大なるに拘らず未だ見る可き發達を遂げて居らぬ。惟ふに我國に於ても蠶病や米麥の蟲害など今後に於て大に保險の適用を研究す可きものであらう。

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字が並ぶ）

### 第九章 農業信用

#### 第一節 農業信用の性質と種類

農業信用とは農業上に利用せらるる、信用、詳言すれば信用關係に依つて融通せらるる、資金が農業的生産の爲めに利用せらるる、ものをいふのである。元來信用は種々の見地から種々様々に分類せらるる、のが常であるが、其中で最も重要視せらるる、區別は信用に依つて得らるる、資金が如何なる用途に仕向けらるるかといふ區別である。蓋し此用途の性質如何は國民經濟の上から觀れば當該信用の利害得失の依つて分るる、主要の一原因であり、又借手及び貸手の私經濟的關係から觀れば、後日に於ける其返済の資金が之に依りて生ずるや否や、若し生ずるとせば其安全の程度如何といふことを決定する主要の原因と爲るものであるからである。其處で此見地から經濟學者は通例、信用を生産信用と消費信用即ち生産的用途に供する爲めの資金を融通する信用と消費の資金を調達する信用との二大種類に類別するのであるが、此類別よりすれば農業信用は明



に生産信用の一種で、各種の生産的用途中、農業といふ特殊の生産業の爲に必要な資金を融通するといふのが即ち其特色であるのである。

信用が事業經營の能力あつて然かも資本の缺乏する者に必要の資金を供給し、其事業の經營を可能にして、大に生産當業者を利する所あると共に、一國經濟の上から觀ても亦資本の利用を完全にして大に生産の増加に資するの效果あることは農業上に於ても工業商業其他一般の産業に於けると敢て變りは無い。單に生産又は營利の見地から觀れば資本の不足せる農業家が信用に依つて開墾の資本肥料購入の資金を得る其利益は資本缺乏せる有爲の工業家が資本を借入れて工場建築、原料の購入を充分に爲し得る其利益と全く同一であるけれども、併し農業の經營には商業や工業と違つた種々の特色があるので、従つて此特色ある事業の經營に利用せらるゝ信用にも亦其擔保や償還の方法、さては貸借の組織等の上に種々の特色を生ずるのである。

農業上信用の用途

今農業上に於て他人から資本を借入れて之を使用する其使用の途を觀ると大體之を三つの場合に分つことが出来る。第一は土地を买入

る、爲に之を用ゆる場合、第二は耕地整理、灌漑開墾等の如き所謂る土地改良の事業遂行の爲に之を用ゆる場合、而して第三は種子肥料等の購入又は貸銀の支拂等農業の經營資金に之を用ゆる場合である。其處で吾々は先づ此用途の上から農業上の信用を類別して第一の場合を土地所有權信用、第二の場合を土地改良信用、第三の場合を農業經營信用と稱するのである。此等三種の信用は何れも明に生産の爲に用ひらるゝ所謂る生産信用であるが、農業上には此等三種の生産信用の外、別に農家特有の事情からして、本來消費信用でありながら然かも農業生産上に必要缺く可らざるものと見做さねばならぬ所の一種の信用がある。例せば凶作の爲め農家の収入が不足して家計に支障を生じたとか、又は病氣其他の一家の不幸若しくは其他の必要な不時の大支出の爲めに生活の資に不足を生じたといふ如き場合に、次ぎの收穫期まで又は當分の間一家の生計支持の爲に借入るゝ所の借金は即ちそれで、此種の借金は確に消費信用には相違ないけれども、農業經營の爲には貸銀其他の經營資本と同様に必要な資金の調達に外ならぬ次第であるから、吾々は須らく之を經營信用の一種特別の場合として取扱ふ可きである。



土地所有権 第一、土地所有権信用、それは兎に角第一の土地所有権信用、即ち土地所

信用

有権を得る爲めの借金は、借金をして土地を買入るゝ場合、土地を買入るゝに單に手付金其他代金の一部分だけを支拂つて残餘の代金支拂を後日に約する場合、數人の相續人中其一人が土地の全部を引受けて他の相續人には之に對する代償を年賦其他の方法で後日に支拂ふことゝする場合に利用せらるゝもので農家が其所有地を増加する爲に斯る信用をすることは決して不適當のことでは無く、寧ろ其地位向上の爲に必要のことゝ稱す可き場合も少なく無いのであるが、併し此信用には直接の生産的效果は無い。詳言すれば此信用に依る資金投入の爲に土地其物の收穫產出力には直接に何等の効果の無いのが其特色である。従つて國民經濟の上より觀れば全く無用なるかに思はれぬでも無いが、併し此信用に依りて土地所有権が經營能力の比較的少ない人から其能力の比較的多い人の手に移るとの出来るのは、間接に其生産力を進むる原因で、従つて國民經濟上にも亦決して不必要とは言はれぬ。更に此信用に依つて土地所有権を享得する人の私經濟的見地から觀れば、其収入は新に得た土地の收穫丈け増加する譯である

が、併し其收穫を擧ぐるには管理經營の爲に相當の資本と勞力とを要する次第であるから、其收穫の中より此等經營の費用を控除した殘額丈けが其収入の増加と爲る次第である。

土地所有権  
信用の特色

此信用は斯の如く直接に生産増加の結果を伴ふもので無いから、此信用に依りて土地を得た者は、若し其人が自ら之を耕作する人であるなら

ば其土地の收穫中から自家生活の失費と經營の諸經費を差引いた殘餘で、借入資金の元利償還をせねばならず、若し又其人が之を他人に小作せしむる地主であるならば、其小作料の中から管理の費用を控除した殘額で、以て元利の償還をせねばならぬ。若し此程度以上に多額の償還をせねばならぬとすれば、其人は從來の經濟を緊縮して他の方面から其資金を捻出せねばならぬ次第であるから、多くの場合に於て其生活の脅威を感ずるを免れぬ。故に土地所有者にして他に充分なる餘利收入のある人で無い限り、此借金に對しては年々少額宛を辯濟するの外は無く、又貸手からいふても安全に其債權を取立つるの道は此收穫の餘利から之を取立つるの外は無いのである。



土地所有權 然れば此信用を利用するに就ては種々なる制限の必要が生じて来る  
信用の限度 即ち其元利償還の資金は之を其土地の收穫に求むるの外ないのであ

るから、先づ第一に其信用の程度詳言すれば借入る可き資金の最高限度は其土地の収益價値に照して決定す可きもので、決して世間で普通考へる様に交換價直を標準に之を定めてはならぬ。例令ば此處に總收穫から諸經費を差引いた殘額即ち所謂の純收穫年々平均一千圓を生ずる土地ありと假定し、而して貸借の利子が八厘であると假定すれば、其土地買入の爲に爲し得可き借金は  $1,000 \div 0.08 = 12,500$  の計算で、即ち一萬二千五百圓以上に出で、はならぬ。若し此金額以上の借金をすれば其人は單に利息丈の支拂の爲にも他の収入又は資産から之を補はねばならぬ次第と爲つて、其經濟を攪亂するを免れぬ。由來土地の價格は其收穫に在る可き次第であるが、實際の交易場裡に於ける其價は土地の投機的賣買、其他種々の事情の爲に多くは此収益價値以上に出づるのが常で、大都會の近郊や人口の非常に稠密な農村に於ては殊に其賣買價格が高い風がある。故に此價格が高いからとて之を標準に多額の借入をすると借手は支拂不能の困難に遭遇して折角買

求めた土地を再び賣放たねばならぬ境遇に陥るし、又貸手は其貸付金の元利取立に困難するの危険に陥る虞がある。然るに世間普通の貸借では兎角此交換價格を標準に貸借の限度を算定する風があり、一子相續の場合の相續分の計算なども多くは之に據る傾があつて、之が爲に一般の農業者殊に計算に迂なる中小農などの中には不知不識の間に過大の負債に苦むに至る者も少なく無いので、農政の研究者竝に實際家の間には、此弊害を避くる手段として土地所有權信用の爲に特殊の信用機關を設定するとか若しくは特殊の法律を定めて適當に之を制限するの必要があると論ずる人も少なく無い。斯様な制限の利害得失は兎に角、何れにして此信用に斯様な特質のある以上、當事者が其限度を適當に考慮するの必要あるは申す迄もなく、又其償還期限は相當長期で且つ年賦濟崩し的方法に依ることが必要である。蓋し收穫は通例年々生ずるものであるから年々の支拂は餘程の長期否な極端に言へば永遠に亘つても債務者に困難は無いが、一時に巨額の元金を支拂ふことは到底不可能といふ可き次第であるからである。従つて一旦貸付けた以上、債權者の方から一時に其元金償還を請求する様なことがあつてはなら



ぬ。債務者の方からは隨時之を償還しても差支ないが、債権者から隨時隨意に之が償還を要求することは之を制限する必要がある。

土地所有權 信用と農産物の市價

それから、今一つ此信用に就て注意す可きことは、債務者の支拂能力が農産物の直段に依つて左右せらるゝを免れぬといふ一事である。土地の産出力に相違は無く經營者の技術能力に變化が無いとしても、農産物の直段は年々歳々多少の變化あるを免れぬ。従つて收穫は同じでも之を賣つた其代價は此物價と共に變化せねばならぬ。故に農産物の市價が漸騰の趨勢を辿る場合には土地所有權信用は前述の極度まで之を利用して債務者は更に困難を感ぜず寧ろ其元金の一部分を償還し得る餘力を生ずる次第であるが、之と反對に農産物下落の場合には債務者は困難を加ふるを免れぬ。經濟の進歩しつゝある社會では農産物は一般に多少騰貴の趨勢を示し、又農業の技術も進んで收穫も多少増加する風があるから、此信用は極度まで之を利用して差支なきやに思はるゝが、併し年に依りて多少の豊凶はあるし、又長き間には農産物も下落の趨勢に陥るとも少なく無いことを思へば、前述の極度は更に幾分之を引下げて考へるのが債権

者債務者双方の爲に安全であるといはねばならぬ。且つ又其期限は縦合ひ如何に長期に亘つても差支ないとしても、兎に角借金である以上、早晚之を返済し終らねばならず、従つて年々其元金の一部づゝを償還せねばならぬのであるが、其返済の資金は又之を收穫の中に求むるの外ない次第であつて觀れば、収益價値の全額を借入るゝことも亦無謀である。此等種々の點から考へると、収益價値の七割とか八割位が此信用の適當なる限度で、其以下なれば差支ないが、其以上の貸借は信用利用の適度を超過した危険な貸借といはねばならぬ。然れば勸業銀行とか農工銀行といふ如き此種信用媒介の局に當る信用機關は其定款又は内規等に依つて此限度を一定し、其以上の貸付を行はぬのが普通である。

土地改良信用の性質と限度

第二、土地改良信用は又一に投資信用ともいつて、排水又は灌漑の設備の設定、開墾又は干拓の實行、耕作改善の實行に必要な設備の設定、耕地整理の遂行等、凡そ地味又は耕種の改良に必要な設備をする資金を調達する信用である。即ち其利用の目的は土地の産出力を増加するに在るのであつて、其効果も亦一に此生産増加に外ならぬ。然れば此信用利用の限度も亦當然此生産増



加額を標準に之を定めねばならぬもので、例令は土地の收穫之が爲に年々一千圓宛を増すの見込みありとすれば、年八厘の利子として借入金額は其増加收穫を資本に還元した金額即ち總計一萬二千五百圓を超過してはならぬこと、土地所有權信用の場合と同様である。けれども此信用に基づく土地改良の設備は土地所有權其物とは違つて永久的のものでなく、相當年限の後には或は改築を要し或は修繕を必要とするものであるから、一般に土地所有權信用の場合よりも短き期限内に其元金を償還する必要がある。其期限は勿論改良設備の性質に依つてそれ／＼に相違はあるが、兎に角土地其物の様に永久的のものでは無いから、元金償還率は何としても土地所有權信用の場合よりも多くせねばならぬ。従つて其信用利用の限度も増加收穫を資本に見積つた金額の五割とか六割といふ如き程度に定めねばならぬもので、其以上の借入は農業經營者の爲に經濟上頗る危険である。

土地改良信  
用償還條件

兎に角、此借金の元利返済の資金は斯の如く土地改良に基づく増加收穫の中から出さねばならぬものであるが、此收穫の増加は如何に土地改良の効果が多大な場合でも其改良の施設實行と同時に直に現れるものでなく、

多くは數年後から漸次に現れるのが常であるし、又縦合ひ即時に現れる場合でも一時に投資額全部を償ひ得るほど多大に現れるものでは無いから、其借金の返済は一時に急速に之を果たすことは望まれぬ。従つて之が返済の條件は突然に其償還を迫らるゝ如き心配が無く年々の増加收穫から漸次に之を償却し得る様なものでなければならぬ次第は第六章の終に述べた通りである。此信用が農業進歩の爲め、一國の生産増加の爲に必要なものである次第は學者實際家共に一般に認むる所であるが、唯、此信用促進の爲に如何なる信用組織を必要とするか、其組織に就て國家は如何なる施設を爲す可きかといふことは今尙ほ信用政策上多少の問題を存する所であり、又此信用より生ずる土地抵當權と此信用の發生以前に存する抵當權との關係も今尙ほ民法制定上の一問題であることも第六章に述べた通りである。

農業經營信  
用の特質

第三、農業經營信用 は前述の如く雇傭労働者に支拂ふ賃銀とか肥料種子等の代金又は農具買入の資金等の如く農業經營の遂行に必要な資金を調達する爲めの信用であつて、其中には(甲)賃銀、種子、肥料、飼糧等の如き流動



資本を得る爲めのものと(乙)農具、家畜又は建設物等の如き固定資本を得る爲めの信用との二種類がある。經營の狀態が普通であれば流動資本は一年以内又固定資本も多くとも二三年で土地の收穫中から償却し得可き性質のもの、又は非償却せねばならぬ性質のものであるから、此信用の期限は所有權信用や改良信用の様に長期なるを要せぬ。唯、固定資本の中には例令ば高價の農業機械とか建物等の如く永く使用する目的で設定せらるるものもあるが、斯様な永續的設備の爲にする借金は土地改良信用の一種と見做す可きで、之が爲には長期の信用を利用するも差支ないが、斯様な特別の場合を除けば普通の經營信用は半年乃至二三年の短期なのが通則である。

#### 農業上經營信用の必要

元來、平素注意深い農業家であれば通常の經營に必要な資金は常に手許に用意し居る可き筈である。斯様な借金の必要を感ずる者は平素の經濟的注意不十分な人間に限らるゝ次第で、従つて此種の信用は徒に貯蓄の足らぬ不注意の農業家を保護するに過ぎない有害無益のものであるかに感ぜらるるが、併し世間の實際を觀れば必ずしも左様では無い。如何に經營宜しき得、且つ

注意の周到な農業家でも、天災とか家畜疫病其他不時の災厄の爲に豫想以上の失費を生じて一時的借入の必要に迫らるることあるは農業の性質上常に免れざる所、且つ又新に農業經營を初めんとする者に取りても當初此種の借入を必要とする場合は決して少なからぬ次第である。加ふるに農業の技術が進歩するにつれて進歩した經營をするには通例従来よりも多大の經營資本を要するのが普通であるから、此點から考へても日進月歩の經營改善に苦心し只管農産の増加改善に盡力する精農家が此種信用の必要を感ずる場合は決して少からぬ筈である。然るに今若し此信用の途が無く農業家は先づ不十分な資本で不完全な經營をして、其不十分な收穫の中から相當の貯蓄をした上でなければ、充分な經營が出来ぬとしたならば、薄資な農業經營者の損失は勿論一國經濟の上から觀ても非常な經濟上の損失であらねばならぬ。要するに此信用の有無は或人に取りては農業經營の可能なるや否やの問題であり、又或人に取りては農事改良の可能なるや否やの問題である。一國農産の増加の爲め、集約的農業の發達の爲に此信用の必要などは復た多言を要しない次第であるが、併し農業經營者として經營資本の大部分を



常に此信用に仰ぎ、平素此信用を極度まで利用するのは頗る危険である。蓋しさうすると凶作其他不時の收穫減少の際又は資本の増加を要する耕作改良を行はんとする場合に、非常の困難を感ぜねばならぬから、農業家たる者は常に此信用の利用を適宜の範圍に制限することに注意し、常時の經營資本は可及的自家所有の資本に依るの工風を運らして、此信用は前述の如き不時の必要とか又は農事改良の場合の爲に之を保留するの必要がある。而して貸主からいふても此信用を適度に制限するのは自衛上又必要のこと、言ふてよい。

農業信用と 用途の上から觀ると農業上の信用には大體如上の特質があり、其特質其保證 に従つて信用の利用に必要な如上の諸條件も生じて來る次第である

が、此等の條件は主として信用の利用者即ち借手に取りての便宜から割出された條件である。此等の條件を守るといふことが債權者に取りても亦其權利の安全即ち約束通り滞りなく元利の返済を受くる爲に必要なことであるのは勿論であるが、併し信用關係上、債權者に取りて最も必要なことは何といつても其權利の安全に對する保證である。此保證の見地から吾々は信用を類別して先づ一定の有價

物件を擔保に信用を與ふる所謂對物信用と、單に借受人其人の誠意と支拂能力を信用し何等の擔保物件をも要求せず信用を與ふる所謂對人信用との二種に分ち、更に對物信用を分つて土地其他の不動産を擔保とする所謂不動産信用又は抵當信用と有價證券、商品其他の動産物件を擔保とする所謂動産信用とに類別するのが普通であるが、此點に於ては農業上の信用も工業上や商業上の貸借と殆ど差別は無い。即ち農業上にも不動産信用もあれば動産信用もあり對人信用もあつて、單に形式の上から觀れば商工業上の信用と何等の相違は無い。けれども少しく實際に立入つて觀ると此點に於ても、農業上の信用には商工業者の貸借と違つた幾多の特色がある。

保證より觀 即ち先づ對物信用に就て觀れば、農業上に於ては土地抵當信用が主たる農業信用の特色 たるもので、動産信用は割合に重きを爲さず、其利用の途も各國とも未だ

頗る開けて居らぬのに反し、商工業上に於ては有價證券や商品其他の動産に對する信用が主であり、又不動産信用の場合にも其擔保は土地よりも寧ろ建物其他の設備が重要な部分を占めて居る。それから又對人信用に就て觀ても、商人や工業



家相互の間の關係は農村に於ける農業家相互の關係とは非常に相違する所が多いので、貸借の方法や返済の條件等にも著しい相違がある。畢竟農業家の使用する生産要素は主として土地であるのに、商工業者の生産要素は主として資本であり、農業家相互の關係は地方的習慣的關係が主であるのに、商工業者の關係は主として經濟的であるといふことから自然に生ずる相違であつて、従つて單に此點からのみ言ふても其信用を媒介す可き組織にも自らそれの特質を生じ信用の取扱方法にもそれの差別を必要とするに至るのである。

農業信用上  
其用途と保

更に又信用の用途の上から觀ても農業上に於て不動産信用が主要の

地位を占むる所以は明瞭である。即ち農業上の主要なる信用は土地所有權信用と土地改良信用とであるが、此兩種信用の場合には債務償還は何れも長期に互つて年々少額づゝの返済に依ることが必要であるので、其保證には最も確保な擔保を必要とするが、土地は恰も此擔保に最も適して居るのである。故に此兩種の信用は保證の方から觀ると通例土地抵當信用に依るのが常で、且つそれが最も適當なものと認めらるゝ。土地以外の財産殊に動産物件で斯様に長期な

貸付の擔保に適當するものは頗る少なく、農業者の普通所有して居る可き動産物件の中には殊に斯様なものは少ない。農業者の通例擔保に供し得可き動産物件といへば主として賣却未済の農産物であつて、恰も商品と同じく單に短期信用の擔保に適するものに過ぎぬ。故に農業上の動産信用と言へば通例經營信用に利用せらるゝのみである。併し農産物の擔保には擔保物件の保管方法其他種々の面倒があるのと其擔保物件が何時でも農業者の手許に在る次第でないことの爲に、經營信用の必要の生じた場合何時でも直に之を利用することが出來るとは期せられぬ。故に農業上の經營信用は重に對人信用に依る場合が多く、従つて農業上對人信用は動産信用よりも遙に重要視せられ、其發達も亦各國何れも遙に動産信用の上に出づるの風がある。

斯様な次第で農業上の信用は對物信用及び對人信用共に商工業上の同種信用と違つた特色を有し、其信用組織にも亦それの特異の施設を必要とするものがあるから、吾々は以下節を追ふて順次之を説明して見ようと思ふ。

因に言ふ。農業上に於ける信用需要の状態、即ち農業者が何程の借金をして居



保業信用  
の統計調査

るか又借入を希望して居るかといふ實狀に就ては、世人の多く知らんことである。獨逸や埃太利では一八七〇年代以來、登記原簿に依りて土地抵當負債の統計を蒐集し、之に依つて農業者の負債狀態を知るの資料として居り、我國でも近年農商務省や勸業銀行等で斯様な調査を試みた様子であるが、併し此種の數字は一般に頗る不完全なものたるを免れぬ。蓋し登記簿に登録した債務の中でも或部分殊に小額な債務の中には既に元利を完済し終つて然かも登記抹消の手續をせぬ者が少からずあるし、又年賦償還の債務の場合には債務の大部分を償還したものであるも其償還を完了せない限り最初借入の金額が債務として登記されてあるのが多く、それから又中には事實何等の債權關係なきに拘らず資産管理上の種々な事情の爲に登記簿の上に抵當に入れたものとして登記してある様な場合も少なく無い次第であるから、此登記簿から取つた數字といふものは甚だ怪しげなものたるを免れぬ。然ればとて公式の統計は此種の數字に據るか若しくは農會の如き公益機關の推定調査に燃るの外は無い次第であるから、農家の負債統計と

いふものは何れにしても一種の推計に外ならぬものと観ねばならぬ。

農家の負債全部の統計が既に斯様な不完全なものである以上、更に其用途に就て之を區別するが如きは全く不可能事である。勸業銀行や農工銀行さては産業組合等の資金貸付の場合には借受人から其用途を申告せしむるのが常であるけれども、斯様な場合ですら其貸付けた資金が事實申告通りの用途に供せらるゝや否やは頗る疑はしきものである。開墾資金が土地の買入資金や舊債償還の資金と爲つたり、植林資金が選舉費用や遊樂の資金と化した例は吾々の常に聞く所である。最初に用途を調査して貸付ける信用機關の貸金すら尙ほ且つ斯る始末であるとするれば、其他の普通の借入金が如何なる用途に供せらるゝやは到底調査し得可きものに非ざると推して知る可きである。縦令ひ農業用地を抵當とした農業者の借入金でも、其用途は決して土地の購入や地味改良の爲めのみとは限らない。中には株式とか工業其他の副業方面の投資も少なからぬであらうし、又消費の用に供せらるゝ部分も少なからぬことゝ思はれる。此種の統計數字が頗る漠然たる推計に過ぎぬ次第は斯様な數字を見る場合に常に吾々の注意せねばな



らぬ所である。但し單に推計に止まるとしても種々な方面の此種統計を觀れば農家負債の増減其他大體の趨勢だけは略々窺知せられぬことも無いから、吾々は決して此等の數字を全く無益視するものでは無い。現に最近の各國殊に我國などに於ても貨幣經濟、信用經濟の發達と共に農家の負債が近年著しく増加しつつある形勢なども主として斯様な數字から明に窺はれる。唯、餘りに此等の數字のみ信頼するのは危険であるといふ丈けである。

## 第二節 不動産信用

農業上の不動産信用と言へば主として土地を抵當とする信用、即ち所謂不動産信用を指すのが常である。勿論農舍厩舍等の建物も抵當の目的物とすることが出来ぬでは無く、又事實其例も無いことは無いが、併し此等の建物は概ね土地に附屬するもので、土地に附屬して初て相當の價值ある、次第であるから、若し之が建設の爲に借金をするとしても、其抵當には此建物よりも寧ろ土地を提供するのが常で、建物のみを擔保とする場合は殆ど例外に過ぎぬ。又貸手の方から觀ても農業上に於ては土地ほど確實な擔保は無いから、確實な擔保を必要とする長期の貸付には土地の抵當を要求するのが自然の勢である。従つて土地を抵當とする借金は其他の不確實な保證を提供する同種の借金よりも、利子其他の借入條件に於て借受人に便利な場合が多い。即ち何れの點から觀ても農業上の不動産信用は土地抵當信用であるのが當然であり、又便宜であるのである。

土地經營信用の用途

然れば農業家が土地所有權の獲得又は土地改良實行の爲に資金を得んとする場合に通例利用する所のもは大抵此不動産信用であつて、

此信用は又前節に述べた通り、此等兩種の目的の爲には最も適當したものである。然るに經營資金の調達の爲には此信用は決して適當したものではない。蓋し經營資金は通例一經營期間、多くとも數經營期間に消盡さるゝものであるから、借金に依つて得た經營資金は其使用期間の收穫から之を返済しなければならぬものである。斯様な短期の借入の爲に動もすれば永く土地の負擔と爲るの虞ある土地信用を利用するのは頗る危険たるを免れぬ。元來土地抵當は擔保として比較的最も確實のものであるから、貸手は自分に資金の必要の生ぜぬ限り利息の支拂丈けを受ければ元金の償還は強ひて之を請求せぬ。従つて兎角長期信用



に流れ易い。若し資金調達の際に借入れた借金が農業家の不注意の爲に斯様な長期信用に陥つたとすれば、其資金は何時の間にか消費されて唯、土地抵當の負擔のみが残ることゝ爲らねばならぬ。損益の計算に明敏な農業家ならば斯様な危険は勿論絶無であるが、世間の實際を觀れば不注意な農業家が豫想外に多數で、不知不識の間に斯様な危険を冒して困難する者が少なからぬのを見受ける。大部分の經營信用の如き短期の信用は前にも述べた通り對人信用か又は動産信用に據る可きもので決して土地抵當信用に依る可きでは無い。然るに農業家の不注意の爲め若しくは適當な對人信用及び動産信用の組織の無い爲に、農業家が今尙遺憾の至りである。不注意に出づる者は教育を進むるの外他に救済の途なしとするも、兎に角適當なる對人信用及び動産信用の組織を設定して適當に之を利用するの途を開くは、土地信用の利用を適當の範圍に限定し、其利用を誤らざらしめんが爲にも亦經濟政策上必要のことゝ言はねばならぬ。

土地抵當信 是は兎に角土地抵當信用一度成立する時は、土地所有者の權利は頗る

用の危険 大なる拘束を蒙るに至るものである。勿論土地そのものは依然其所有者の掌中に在るのであるけれども、其所有者は債權者に對して契約所定の利息の支拂と元金の償還とを爲すの義務を負ふことゝなる次第であるから、其元利償還が完全に出來ぬ場合には、所有者の權利は或は差押へられ、或は之を賣却せねばならぬ。従つて其爲に土地所有者の經濟的存立も破壊さるゝに至ることが無いとも限らぬ。殊に土地より生ずる利益は一時に巨額なるを得ぬこと前述の如き次第であるから、償還期限が二年とか三年といふ如き非常の短期であつたり、利息の割合が高率である場合には、斯様な危険は特に多い。計數に迂なる中小農は勿論、相當の大農の中でも往々眼前の急に驅られて土地を抵當に高利貸から借金を爲し、後に至つて非常に苦めらるゝことのあるのは、畢竟此危険を等閑視して本來無理な償還條件を承諾したが爲に外ならぬ。此點から觀ると、農業の爲に土地信用利用の途を開き且つ安全に之を利用することを得せしむる爲には、農業家をして土地抵當信 用利用の要件 として土地改良又は土地買入といふ如き經濟上適當なる目的以外の用途に之を利用するを避けしむるといふことの外、更に次の三つの要件を



充たすことが必要である。

第一、借入金高は其抵當地年々の収益中より常に其利息を支拂ふことの出来る金高以内に限定すること

第二、元利の支拂並に其支拂の強制執行に關する抵當權者の權利は農業經營に特殊な事情に適應する様に之を限定して、以て債權者が勝手に債務者の農業經營を妨害することの出来ぬ様な方法を立つること

第三、以上二種の要件に合する様な方法で貸付をすることの出来る適當な信用組織を設けること

の三つは即ち是である。従つて農業政策は土地信用の方面に於ては此等三つの要件を可及的完備せしむる様に勉めねばならぬのである。

利子と借入 却説此第一の要件たる利子金額を常に其土地年々の収益中より支辨の限度 し得る限度に止むるといふ事は、借入金額を相當の少額に止むること

とするか、若しくは利率を相當の程度に低くするか、の二途其一を選擇の外は無い。借入金額の最高限度に就ては、ブーヘンベルガー初め、ゴルトツ、コンラード等著名の

農政學者は何れも土地の収益價格を標準として、借手が非常に着實精勤な農業者である場合には其價格の全額まで、借入るゝも差支なく、普通の農業家である場合には該價格の三分の二乃至四分の三位を限度とするが適當であるといふ意見である。けれども此地價の全額とか三分の二又は四分の三が適當の限度であるや否やといふことは結局利率の高低如何に依つて決せねばならぬ問題である。例令ば利率六分で地價全額丈け借入るゝも利率九分で其三分の二丈け借入るゝも利子の負擔は全く同一である様な次第であるから、利率の高い時には縦令ひ借入金高は少なくとも利子は、巨額に上つて借入人は其支拂に困難を感ずるに相違なく、利率の低い場合は之と反對で、借入金は相當巨額でも収益中から之を支拂ふことは必ずしも困難では無い。唯、併し此利率は時と事情とに依り随分高率な場合もあるけれども、之を引下ぐるといふことには自ら一定の限度がある。所謂其國普通の利率、詳言すば其社會に於て普通最も安全確實と認めらるる、例令ば公債社債等の如き貸借の場合に通例支拂はるる所の利子は即ちそれで、如何なる手段を以てするも普通貸借の利率を此限度以下に引下ぐるといふことは事實不可能



である。蓋し公立の銀行其他如何なる信用機關と雖も、貸付の資本は主として之を一般の資本所有者から蒐集せねばならぬ次第である。然るに斯の如く一般公衆から資金を蒐集するといふことは此普通以下の利子では到底出來ないことである。而して此資金の蒐集既に不可能なりとすれば如何に貸付けんとしても貸付くることは出來ぬ。然れば普通以上の高利率は適當な信用機關の設定と其運用とに依つて之を避くることが出來るけれども、土地信用の場合に限つて其利率を特に普通以下に引下げるといふことは人爲的手段の到底能くし得る所でない。と覺悟せねばならぬ。我國の社會では能く低利資金の供給といふことをいふ。而して又世間の實際を觀れば其貸借には随分高利のものも澤山あつて、適當な信用組織さへあれば之を引下ぐる餘地も少なからぬやに見受けらるるが、併し其低利といひ又は利子の引下げといふも畢竟適當なる信用組織に依つて達し得可き此普通利子の程度に引下ぐるの意味で、決して其程度以下に引下げることが出來るものでは無い。

土地の抵當

然れば、ブーヘンベルガー其他の農政學者が、土地抵當貸付の限度とし

價格

て地價の全額又は何割と言ふ其地價も、畢竟此普通利率を標準として土地の収益を資本に見積つた所謂の収益價格のことで、土地信用の限度を此地價に依つて定むるのが至當な次第は從來毎度説明した通りであるが、併し此収益價格なるものも亦決して常に一定したものでは無い。其見積の一基礎たる普通利率なるものが金融市場の形勢次第で時々變動するものである以上、其變動に連れで此見積價格も亦變動せねばならぬのみならず、又一方に於ては其價格積算の他の一基礎たる収益其物も農産物市場の形勢如何に依つて時に増減あるを免れぬ。平均の收穫に増減なしとするも、何等かの事情で收穫物の市價騰貴すれば土地の収益價格は騰貴し農産物の市價下落すれば地價亦低落するのは自然の成行である。加之、貸手の方から觀れば此収益價格も亦決して絶對に安全な充分の擔保とは言へぬ。といふ次第は、元來擔保の目的は、債務者が其債務を果たすことの出來ぬ場合に、之を賣却して元利償還の資に供せしむるに在るのであるから、擔保としての土地の價値は畢竟其賣價に外ならぬのであるのに、然るに収益價格は常に必ずしも此賣價と一致するもので無く、多くの場合に於ては賣買價格以下に在るに



拘はず、又時としては著しく其以上に在ることもあるからである。斯様な次第で土地の價格の評定は兎角不安定なるを免れぬ爲め、慎重な資本主は土地抵當の貸付に際して、動もすれば貸付限度を決定するに就て頗る臆病な態度を取り、兎角充分の貸付を躊躇するの風がある。蓋し貸付の安全の爲には又無理もなき次第で、即ち土地の評價も單に收益價格のみに據らず此價格と賣買價格との双方を斟酌して之を評定し、其評定價格の五割又は六割を貸付くるのを最安全の低當貸付と見做すのが普通である。我勸業銀行法や農工銀行法の中に於て銀行が土地を抵當に貸付くる金額は銀行の鑑定した地價の三分の二以内に限ること、定められたも、其理由は要するに此貸付の安全の爲に外ならぬ。

斯様な次第で土地抵當信用には借手から觀ても貸手から觀てもそれ〴〵適當の限度がある。此限度を超ゆることは何れの點から觀ても不安定であり危険であるが、殊に貸手の方から觀た安全の限度を超えて借入をせんとする場合には、借手は第一流の堅實なる貸手に便ることが出來ず、従つて利子其他の條件に於て幾多の不利を忍んで借入をするの外なく、其結果は將來に於ける大なる負擔を加へ

ねばならぬ。所謂る農業高利貸に苦めらるゝ者などは畢竟斯る無利なる借入を取てするの結果であるから、信用の利用を適當の限度に止むることは農業家自身の須らく注意す可き重要事項である。

債務償還の 必要条件 それから第二の要件たる抵當權者の權利に適當の制限を加へ、權利者

が勝手に債務者の農業經營を妨害することの出來ぬ様にすると、いふことに就ては、從來諸學者に依つて幾多の方法が提唱されて居る。今其主要なるものを概括すると次の五箇條を列擧することが出来る。

- (一) 土地抵當負債は地代負債とす可く、決して資本債務としないこと、詳言すれば債權關係上土地の負擔す可き義務は年々一定の地代を支拂ふといふ義務に限る可きもので、其購入元金たる資本を辨償する義務を負ふてはならぬといふこと。
- (二) 債權者の方から隨時隨意に償還を迫ることの出來ぬ債務とすること。
- (三) 債務の償却には強制的に年賦償還の方法を取らしむること。
- (四) 法律の規定に依つて土地抵當負債の最高限度を限定すること。
- (五) 土地所有者に取りて便利なる支拂強制執行の制度を設けること、詳言すれば



債務辨償の強制執行に關する手續法を改良して、債權者が抵當地を差押ふるの權利に適當の制限を加へ、債務者を保護して其經濟的存立の安全を謀ること。は即ち是である。此中、第四と第五とは法律に依り信用の利用を制限せんとするもので、債務者の經濟的安全の上から觀れば、一見至極至當の要求である様に思はれぬでもないが、信用發達の促進、生産増加の助成といふ見地から觀ると幾多の疑あるを免れぬ。尙ほ此等の點に關する詳細の議論は後節に之を述ぶる豫定であるから、此處には之を省略するが、其外の三ヶ條即ち第一乃至第三の要求は貸借の條件に屬すること、本來當事者間の契約に依つて如何様にも定め得可きことであるから、此に少しく其眞價を説明して見よう。

地代的負債  
主義の實行

土地抵當負債は須らく地代的負債たる可し、決して資本的負債たる可らずといふ第一條の要求は、五十餘年前、ロードベルトス氏が地主の信用窮迫の由來を論じて、是れ畢竟資本的負債を爲せる罪なりと喝破した以來、漸次一般識者の認むる所と爲つた意見である。即ち氏の言に據れば、土地は常に繼續的に收穫即ち地代の源泉を生ずる淵源であるが、其價值は決して生産物の中に這

入つて行くもので無い。従つて資本の回収を許すものでは無い。既に資本の回収を許すもので無い以上、其生産物中より資本の償還をすることは不可能たる可き次第であるから、資本的負債をするのは農業經營の性質に反するものである。然るに農業經營の此性質を無視して資本的負債を敢てすると共に、又一方には誤れる土地評價の方法を敢てするから、農業信用上有害の結果を生じて債務の償還が困難と爲り、時に或は強制執行に附せらるゝ様な窮地に陥るのである。故に此弊害を避くる爲には、土地所有者の支拂義務の源泉は一に其土地の收穫の外に無いものと認め、其支拂義務を此收穫に適合する様にせねばならぬ。即ち土地の負擔は年々の收穫高以内の地代支拂の義務に限る可く、又其地代の中には資本償還部分を含まず可きもので無い。土地の評價も亦資本價值に見積る可きものでも無い。土地の評價は資本價值に見積る可きものでなく、單に地代産出の價值を見積る可きもので、従つて賣買相續何れの場合に於ても其權利の移動は單に此繼續的の産出地代に對する權利の移動があるに過ぎぬ、之を資本の移轉と見てはならぬと。斯様に論ずるのである。



賣買交易の物件として之を觀れば、地代も將た又之が源泉たる土地も一種の有價物件で、然かも其交換價値は之より生ずる地代を其國普通の利率で還元精算して之を決定するの外なき次第であるから、之を資本價値に見積ることが出來ぬとか又は見積つてはならぬといふのは、事實を無視した想像論に過ぎぬ。けれども土地の債務負擔力は其年々の收穫以外には無いから、土地抵當債務の元利償還は其收穫の範圍内に定めねばならぬといふ、ロ氏の結論は何人も正鵠を得たる議論と認むる所で、證じ來れば前に挙げた第二條第三條の要求も畢竟土地債務の此特質から生ずるのである。

債權者の償還請求權の  
限定  
即ち土地所有者の支拂能力は通例其土地の收穫以上に出づるとの出  
來ぬのが通例であるから、土地を抵當とせる巨額の負債を一時に早急  
に償還することの出來ぬ次第は前に毎度説明した通りである。故に土地抵當の  
債務者が若し債權者の要求次第隨時其債務を果たさねばならぬものとすれば、債  
務者の地位は頗る不安なもので、債權者の出様に依つては其土地を賣却して之に  
應ぜねばならぬ。大小の地主が往々高利貸の毒手に罷つて、頗る不利な條件で其

所有地を賣却したり又は強制賣却に附せらるゝのは即ち斯様な不安な條件の下に借金をするが爲めで、斯様な債務を負ふて居る土地の農業經營は爲に甚だしく妨害せらるゝとあるを免れぬ。故に農業者の爲に經營の安全を保證するには、どうしても其借金は債權者の方から勝手に債務の償還を請求することの出來ぬものとせねばならぬ。是れ即ち第二條の如き要求の生ずる所以で、農業者の方から言へば至極至當の要求であるが、此要求は果して貸主たる資本家の要求と能く一致するや否や、凡ての貸主が斯様な條件、即ち自分の方から自分の都合で償還請求をせぬといふ如き不便な條件で其の貸付を承諾するや否やは頗る大なる疑問である。借手の都合は必ずしも貸手の便宜では無い。然かも貸手に不便不利であれば信用關係の成立は望まれぬ次第であるから、此に借手の便宜と貸主の利益とを調和せしむる方法如何といふ問題を生ずるのであるが、此問題の解決は豫め長期に亘つて濟崩しに辨濟することを約する年賦償還の方法を取ることゝ、斯様な貸借を媒介す可き適當の信用機關を設けることゝに在るのである。

此點から觀ると前述第二條の要求は結局第三條の要求と同一の結果に歸着す



年賦償還法。即ち土地抵當負債には強制的に年賦償還の方法を取らせようとの實行。いふのが第三條の要求の本旨で、クニース「ブーヘンベルガー」等斯學の大家の高唱する所、至極尤もの議論である。元來年賦償還の負債に在つては債務者が年々一定の年賦金支拂を怠らぬ以上、債権者は勝手に其元金の一時的完済を迫るの權利なく、債務者は安全に其經營に従事することが出来る。而して年々支拂ふ年賦金の中には所定の利息と元金の一部分の償還分とが含まれて居るから、債務者は一定の年限の後には全く其借金を完済し得ることゝ爲るのである。此年々の元金償還分は利率次第で多少の差はあるが、兎に角年限が三十年五十年といふ如き長期の場合には一般に頗る僅少なもので、利息の上に僅に千分の五とか六といふ如き金額を支拂へばよいのであるから、少し高い利息を拂ふと思へば不知不識の間に借金は完済されて仕舞ふのである。此等の點から觀れば、土地抵當信用に年賦償還法の適切且つ至當なものである次第は何人も異論なきこと勿論であるが、此償還法を土地抵當信用全體に對して漏れなく強制するといふことは多少の懸念がないでもない。

## 年賦償還法の當否

由來農業者は債權債務の決済に鈍感で動もすれば負債の償還を怠る者が多く、又不知不識の間に其負債を増す者も少なく無い。今一般に之に對して年賦償還法を強制するとすれば土地抵當債務の償還を敏速且つ正確ならしめ、又一方には信用の濫用をも豫防するの效果もあるに相違ない。故に一般の原則として此強制は敢て非難す可きもので無い様に思はるゝけれども、併し全く例外を設けず一般に嚴酷に之を厲行することになると、此に多少の弊害を生ずる場合あるを免れぬ。例令ば凶歲其他不時の災厄の爲に收穫が激減又は皆無に陥つた場合にも、地主は年賦金を支拂をねばならぬことゝなつて、困厄如何ともし難き境遇に陥るの危険あることの如きは其第一で、第二の弊害は餘つた収益の部分を土地改良に投じて將來の生産増加を謀る方が明に利益であると思はるゝ場合にも、先づ年賦償還金を支拂はねばならぬから、之を土地改良に利用することが出来ず、従つて土地改良の進歩を沮害するに至るが如きことである。然れば此年賦償還法は縦令ひ之を強制するとしても其強制には相當の除外例を設け、一定の場合には年賦償却を多少延期しても差支ないことゝせねばならぬ。



年賦償還費 要するに土地抵當信用の利用を有効ならしむるに必要な債権者の

施の困難

権利制限といふことは相當長期の年賦償却を條件とせねばならぬと

いふ一點に歸着するのであるが、資本供給者をして此條件を承諾せしむることは前にも述べた通り常に必ずしも容易で無い。其處で一方では債務者即ち土地の所有者經營者の爲に如上の要件を満たすと共に、又一方では能く資本供給者の要求に應じて兩者の間に資金の融通を謀る様な信用の組織が必要になつて來るのである。斯様な信用組織の完成こそ即ち土地抵當信用の利用促進に必要な第三の要件であるから、吾々は此に節を改めて、此組織の局に當つて居る信用機關に就て少しく説明を試み度いと思ふ。

### 第三節 土地抵當信用機關

土地抵當信用の當用者

土地抵當信用をして農業上に於ける其利用の目的に適合せしむる爲には、特に斯様な信用の媒介に適する様な信用機關を必要とする次第であるが、古今東西に於ける從來の實際を觀れば、多くの場合に於て斯様な信用機關は完備して居らぬ。農業上に於ける土地抵當貸付の局に當る者は或は農民の

智識發達の程度に依り、或は土地所有權分配の状態其他の種々なる歴史的傳來の習風に依り、將た或は農業經營の状態に依り各國各地方種々様々であるが、今試に之を類別して見ると大體左の如き區別を立つることが出来る。

#### 第一 私人

#### 第二 貸付機關

##### 一 副業的土地信用機關

##### 二 本業的土地信用機關

##### 甲 公設的土地信用機關

##### 乙 營利的(株式)土地信用機關

##### 丙 土地信用組合

即ち土地抵當貸付の局に當る者は先づ自分の資本を之に投資せんとする個人と貸付を目的に設立せられたる公法上又は私法上の貸付機關との二種に大別することが出来るのであるが、其中の貸付機關には土地抵當貸付を本來の目的とせるものでなく、唯、單に其手許に保管せらるゝ資金を利殖する一方法として、副業的



に此貸付を爲すに過ぎぬ所の副業的土地抵當信用機關と、土地抵當信用の求に應ずることを本來の目的として設立經營せらるゝ所の本業的土地信用機關との別がある。例令ば其資金運用の爲に土地抵當の貸付をする生命保險會社や貯蓄銀行などは前者の適例で、土地抵當貸付の爲に廣く公衆より資金を蒐集利用する勸業銀行農工銀行の如きは後者の一例である。而して此本業的土地信用機關の中にも亦其組織並に責任當局者の種類から言ふと、國家其他の公團體の設立經營に係る公設の土地信用機關と私的營利團體殊に株式組織の企業に依れる所謂る土地信用銀行、並に土地所有者多數の聯帶組織に依れる所謂る土地信用組合の三種類があるのである。

私人貸付の特質と缺點

此等各種の土地抵當貸付當局者の中私人の貸付は其性質上から觀て土地抵當貸付に最も不適當なものである。蓋し私人の貸付といへば、例令ば隣家とか知人とか又は其他何等かの關係よりして或資本所有者から貸付を受くる場合の其貸付に外ならぬ次第であるが、斯様な貸付をする人は概して其資本を随時行使し所分し得るとを希望するのが常であるから、餘り長期の貸付契

約をしないのみならず、動もすれば自分の必要ある場合に隨時其貸付金の返済を請求するに至ることあるを免れぬ。縦合ひ貸付の當初には相當の長期間貸付けて置いて差支ない様などをいふて居つても、契約上の期日は先づ一年とか二年とかいふ如き短期限に之を定め、其期日に至つて期限延長を要求すれば、或は過大の利率引上とか或は抵當の増徴とか其他種々の要求を提出して債務者を困むることがある。高利貸が常に斯様なことをするのは勿論、縦合ひ高利貸ならずとも、自己の必要上返済を迫らんとする場合には最初善意であつた貸主でも亦斯様な態度に出づることあるを免れぬ。其上に又個人資本主は概して年賦償還を不便として之を嫌忌するの風がある。蓋し人情の常として相當巨額の資金が一時に手に入れば資本として大切に之を取扱ひ、漫然之を消費する様なことは無いけれども、其資金が一時に這入らないで年々歳々少額づゝ手に入る場合には、恰も經常普通の收入であるかの感を抱いて之を消費する傾がある。或は縦合ひ斯様な粗忽な消費をしない人であつても、其年々の收入から特に之を區別し、數十年間別に之を積立て、一定額の資本にするといふ如きは頗る面倒な手續と注意を要するこ



とで、斯様な利殖を本業とする人に非ざる限り實に忍び難き面倒であるといはねばならぬ。故に特殊な事情に基づく恩惠的の貸付で無い限り、年賦償還の貸付といふことは個人貸借には殆ど見受けられぬ始末である。加之、從來の實際に徴すると個人の土地抵當貸付は概して其利息が普通利子即ち一般の信用機關の利子よりも高率である様である。畢竟土地抵當の貸付は其期限が事實上他の貸付よりも長期と爲り易く、従つて約束通りの期限に返済されぬ危険が多いからのこと、又止むを得ぬ次第に相違ないが、債務者の方から觀れば亦一大不利と言はねばならぬ。

私人貸付の  
旺盛と其端

斯様な次第で私人の貸付は何れの點より觀るも土地抵當信用に最も  
正策 不適當なものであるに、然るに土地抵當信用の大部分は現今尙ほ何れの邦國に於ても此私人貸付に依つて居る様子である。我國でも最近勸業銀行や農工銀行の活動に従ひ第一流の土地抵當信用は大分此個人信用を離れて銀行信用と爲つた觀があるけれども、併して農村の土地抵當負債殊に中農以下の抵當負債が大部分個人貸付や、其性質全く此個人貸付と同様な普通銀行の短期貸付に依

つて居るのは争はれぬ事實である。而して農村の土地低當負債が今尙ほ性質上最も之に不適當な私人貸付に依つて居る其原因は凡そ三つある。即ち第一は土地信用機關の數が不充分で、従つて多くの地方に於ては斯様な機關に便るの便宜が缺けて居ること、第二は土地信用機關は其所在が概して遠隔の地に在る上に其借入手續が面倒である爲め、農村住民は餘程の不利と知りつゝも借入手續の便宜な近傍の個人から借入るゝに至ること、而して第三は農民には一般に公然借金をするのを恥づるの風があつて、公然土地信用機關より借入を爲すに躊躇し、出來る限り内密で個人から借入るゝを好むの傾あることである。此點から觀ると出來る限り土地信用機關の普及を謀り且つ其貸付手續を簡便にして私人貸付の不利益を免れしむる様に努むることは農業政策上の一大要務であらねばならぬ。蓋し土地信用機關の増設普及は第一の原因を除く唯一の方便で、此點に於ては國家が立法上又は金融行政上の處置に依り又場合に依りては財政的後援に依つて盡し得可き所が甚だ多く、現に我國に於て政府が幾多の財政的援助と種々の特權とを附與して勸業銀行や農工銀行、拓植銀行などの設立を助成したなども其一例



であるが、其貸付手續の簡便を謀つて、出來得る限り第二の原因を除くといふことは全く銀行實務上の仕事であつて、又一方に於て貸付の安全を期するといふこと、密接の關係があるから、貸付業務の經營者に對して他から一律に之を指揮することは頗る困難のことである。政策上の所置としては經營當局者の處置行動を可及的自由にして、其機宜の處置を望むの外に途はあるまいと思はれる。唯、前述第三の原因即ち公然借金をするを恥づるといふ感情は往時生産信用未だ發送せざりし時代の遺習で、理性の上から觀れば實に愚の至りといふ可く、全然之を匡正せねばならぬこと勿論であるが、併し其匡正は農民の經濟的智識の進歩に待つの外は無い。従つて經濟政策上直接の救済策と稱す可きものは無く、之が救済の策は一に經濟的教育的促進あるのみである。

副業的土地  
信用機關と

次に土地抵當貸付を營業本來の目的とするのでなく、唯、資金利殖の一手段として副業的に斯様な貸付をする信用機關の主なるものは貯蓄銀行と生命保險會社並に社會保險局である。我國では貯蓄銀行や生命保險會社は斯様な貸付に力を注ぐ者頗る少なく、又社會保險は未だ實行されて居らぬから

斯様な貸付に融通す可き其資金も無いが、歐洲諸國殊に獨逸や奧地利では此種副業的信用機關の貸付は土地抵當信用上少からぬ部分を占めて居る。此等の機關本來の營業目的は勿論それ、他に在つて、土地抵當貸付は其本業でなく、唯、其營業の性質上手許に蒐積し來る資金を適當に運轉するの必要から、投資の途を此貸付の方面に求むるに過ぎぬのであるが、併し苟も資金運用の途を此貸付業務に求むる以上、此等の機關も亦自ら他の本業的信用機關と競争せなければならぬので、従つて貸付の諸條件、殊に抵當地の價格見積の方法や貸付金額の最高限度並に年賦其他の返済の方法等に就ては本業的の土地信用機關と殆ど同一の措置に出づるの風がある。然れば此種信用機關の土地抵當貸付は決して不適當なものではなく、現に戦前の獨逸では一種の重要な土地信用機關と認められて居つた程である。

副業的信用  
機關の缺點

併し此等の信用機關は本來の營業が土地抵當信用の爲に資金を集むるに在るのでなく、唯、自家本業上の便宜の爲に手許餘剰資金を土地信用に利用するに過ぎぬ次第であるから、他に一層有利な資金利用の途がある場合に



は、必ずしも土地信用の需要に應ずるものでなく、又其貸付条件も必ずしも本業的土地信用機關の様に農業者の便宜に應ずるものでも無い。現に我國の保險會社や貯蓄銀行の中、土地抵當信用に資金を投ずるものが頗る少ないのも、又普通銀行中或者が往々其餘剰の資金を此種の信用に投入する場合に於て利率や返済期限並に返済の方法等貸付の條件に就き少しも農業者の便利を顧慮する所がなく、農業者にとつて不利なると恰も私人貸付の場合と大差ないものが多いのも、畢竟皆斯様な事情に基づくのである。要するに此種副業的土地信用機關が土地抵當貸付の上に適當の機關として其效力を示すは其傍に適當な本業的の信用機關があつて之と競争する場合に限るとであるから、此信用の給付を一に此種の機關にのみ期待することは出来ぬ。又此種の機關は特に土地抵當信用の爲に必要な資金を吸収するに盡力するものでないから、其資金の供給も決して農業上の需要に應じて充分にすることは望まれぬ。従つて何れの點から觀ても適當なる本業的土地信用機關の設立普及は土地抵當信用發達の爲めに喫緊の必要事といはねばならぬ。

本業的土地  
信用機關の  
特色

土地抵當貸付を本業とする信用機關は公設機關でも株式組織の土地信用組合でも、信用銀行でも將た又土地所有者の聯盟より成れる土地信用組合でも、何れも其營業の原則並に方法が略、同一である。即ち此等の機關が貸付資金を得るの方法は何れも主として債券の發行である。一定の利付債券を發行して之に依つて吸収し得た資金を資金の需要者に貸付けるのである。而して其發行した債券、即ち當該信用機關の債務證券に對しては豫め一定の償却法を立て、忠實に之を履行し、且つ又其債務に對する擔保としては自家の資本と自家の貸付より生じた抵當權とを以て之に充て、只管債券所有者の爲に其權利の確實安全を謀るのである。それから其債券の償還法は債券發行額の一部宛を年々償却して行くのが常であるから、發行當局機關から觀れば恰も年賦濟崩しと同様であるが、各一枚の債券に對しては其額面の全額即ち百圓券なれば百圓、千圓券なれば千圓を一度に償却するのであるから、債權者即ち債券の所有者に取りては年賦償還の不便は無いのである。斯くて一方には債權者の便利と安全とを謀ると共に、其一方に於ては又農業經營に便宜な貸付をする。即ち此種信用機關の貸付金は豫め、約



束した期限以内に於ては決して債権者の方から随時の償却を迫ることなく、借主の都合に依りては適宜の時期に其の一部又は全部の元金返済を爲し得ることとする場合があるのみである。而して償還の方法は資金利用の方法如何に依つては時に相當長期限の後に於ける一時拂とすることもあるが、それは寧ろ例外で、通例は年賦償還の方法に依るを原則とし、又其償還完済迄の年限は時と事情に依り種々様々であるけれども一般に資金使用上の便宜に應じて相當に長期とするのが常である。それから貸付の利率は勿論一般金融市場の狀勢次第で時に多少の變動あるを免れぬが、兎に角發行債券に對して支拂ふ所の利子と當該信用機關經營の費用とを償ふに足る限り可及的之を低くするに勉め、又各場合の貸付高の限度に就ても其營業規則又は定款の中に判然之を規定して、一定の見積方法に基づく抵當土地の見積價格の一定の割合、即ち例令は其二分の一又は三分の二といふ如き範圍以内に限るのが通則である。我が勸業銀行法や農工銀行法の中にも此貸付期限や償還方法さては利子並に貸付の限度に就て銀行並に其債務者の利益の爲にそれ〴〵詳細の規定の設けられてあることは、其法文を一讀する者の直に

悟了し得可き所である。兎に角斯様な方法に依つて社會各方面の資金所有者から貸付人に便利な條件で資金を吸集し來り、而して之を借入人に便利な條件で土地の所有者經營者に融通するといふのが、此種信用機關の本務であり特長であつて、此點に於ては公立の土地銀行も株式組織の土地銀行も將た又土地信用組合も其間に殆ど相違は無いのである。

三種の組織 果して然らば本業的土地信用機關の此等三種の組織の間に何等の相違も無いかといふと、それは必ずしも然りとはいへない。蓋し組織の相

違は應て其經營の責任の負擔並に利益の分配の上に相違を生ずるからである。即ち公設信用機關の場合には該機關の設立經營の局に當つた公共團體が經營の損失又は利益を引受け、土地信用組合の場合には利益損失共に其組合員たる土地所有者全部の連帶責任に歸し、株式組織の銀行の場合には出資者たる其株主が損失を引受け利益を收受するのであつて、是れ正に組織の區別から生ずる當然の結果に外ならぬ。然るに此當然の結果から觀ると此等組織の相違は又一面に於て土地抵當信用機關としての適否の差別を生ずる一大原因であるかの感が起らぬ



でも無い。蓋し株式組織の銀行は一種の營利組織である以上、何といふても株主の利益を謀るに汲々たるを免れぬ。従つて資金の吸収に就ては可及的低利に借入れるに勉めるであらうが、之を貸付くるには可及的高利を以てせんとする傾が無いとは言へぬ。故に株式組織の銀行は土地信用機關として農業者の爲に最も不適當な組織たるやに感ぜらるゝが、之と反對に公設の信用機關と土地信用組合とは何れも信用業務其物から收利収益を擧ぐるを目的とせず、一は只管一般の資金利用者の便益を謀るを主眼とし、一は組合各員の爲に便宜な條件で資金を融通するのを目的とするものに外ならぬ次第であるから、其利子の如きも可及的之を低くするに勉め、債券に拂ふ利子即ち借入の利子と其資金を貸付くる利子との差は、苟も事業經營の失費を償ふに足る限り可及的之を少なくするに苦心するに相違ない。唯、土地信用組合の場合には此差額中から組合經費の外に多少の組合基金積立を爲すの風があるけれども、何れにしても營利會社が可及的此差額を大きくして可及的多額の配當を株主に分配せんとするとは雲泥の相違である。果して然りとせば土地抵當信用機關の組織を選む際には各其地方の事情、即ち例令ば

組合事業として適當なる指導者經營當局者を得るの望あるや、否や、其國其地方の官吏氣質が能く此種の營業的業務に適するの風ありや否や等の如き實際の事情を斟酌して公設組織又は組合組織の何れか其一を取るか若しくは兩者を併用するのが適當であつて、株式組織は全く不適當なるやに思はれる。

### 三種組織の長短

式組織其他の營利組織を全然壓倒し去るほどに顯著に現はれぬ様子で、貸付の利率や償還の條件に關する株式的土地銀行の施設が資金利用者に取つて必ずしも公設信用機關又は土地信用組合よりも不利益であるといふ事實は實際確證し難い有様である。惟ふに是れ畢竟株式組織には又それ相當の長所があつて組織の性質から生ずる其缺點を補ふが爲に外ならぬ。即ち株式組織の銀行は通例土地抵當貸付業務の外に動産信用其他の信用業務をも營むので、其方からも相當の利益を擧ぐる事が出来る爲め、資金利用者に相當便利な條件で土地抵當の貸付をしても尙ほ株主に相當の利益配當をすることが出来るといふ事情があるし、又其理事者は營利組織の常として自ら自利心に驅られて、官吏や組合の名



譽職員よりも其營業に勉強し、繁雜なる形式は可及的之を省略して、只管顧客の便宜に留意すると共に、營業上其他の冗費を節約する上に於ても官吏や組合理事よりも熱心な傾がある。然るに之に反し公設機關の職員は一般官吏の通弊として兎角形式に拘泥し易く、又執務の便宜の爲には種々の冗費をも辭せない風があるので營業の失費も嵩み勝である。組合組織の場合には斯る弊害は多少少ないけれども、其一面には世間に於ける其信用の程度概して低く、従つて多くは債券發行の場合に其利率が相當高率でなければ賣行が悪く、必要の資金が得られぬといふ缺點がある。斯様な次第で土地抵當貸付を本業とせる信用機關の三種の組織の是非得失に就ては、實際上今尙ほ一概に斷案を下し難き有様であるのである。故に其選擇に就ては吾々は時と場合に依り四圍各般の實情に照して種々の方面より一々其利害を調査研究した上、比較的優れりと認むる組織を取ることとするの外は無。

各國における三種組織の實狀

然れば各國の狀態を觀ても、其組織は種々様々で、同一國內にも二種以上の組織が並び行はれて居る所が少なく無い。即ち我國には株式組

織の勸業銀行及び農工銀行と北海道拓殖銀行とがあつて、勸業銀行を中央土地信用機關とし、各府縣各一個の農工銀行及び北海道拓殖銀行を地方的信用機關とする仕組であるが、併し其組織竝に營業の根本方針は特別の法律に支配せられ、純然たる營利一點張りの株式銀行でなく、公益を主眼とせる半公半私の特殊組織である。佛國には不動産銀行(Credit-foncier)といふ株式組織の一大銀行があつて全國に支店代理店を置き、廣く土地信用業務に従事して居るが、農業資金の融通は割合に不充分な爲め、農村の土地抵當信用は主として私人信用に依つて居ることである。獨逸聯邦中、普魯西は土地信用組合の本家本元で最近の報告に據ると其數十八を算すとのことであるが、同國には此外に又前に述べた公設の地代銀行が一種の公設機關として土地抵當貸付の局に當り、其他幾多の株式組織の土地抵當銀行もある。「オルデンブルグ」「ヘッセン」「ブラウンシュヴィグ」其他の獨逸小邦には純公立の土地銀行があり、革命前の露國には大地主に土地抵當貸付をする貴族銀行と小農民に同様の貸付をする農民銀行とがあつて是れ又何れも公設のものであつた。それから獨逸では又一八九九九年に帝國抵當銀行法といふ法律を出して、土



地抵當貸付を業務とする株式銀行は政府の許可を得た一定の銀行でなければならぬこととし、且つ此種銀行の營業に對して恰も吾國の勸業銀行や農工銀行の營業に關する法規と同様な制限や規定を定めて居る。英米には從來此種の土地信用機關の顯著な發達が無く、唯、米國にて信託會社中盛に此種の信用業務に従事するものがあつた丈けであるが、米國政府は一九一三年の兌換銀行法改正以來、一定の例外を除くの外、一般の國立銀行に對して一定の制限の下に土地抵當貸付に放資するの權利を與へ、又一九一七年には十二個の土地抵當組合(National Farm Loans Associations)を設立した上、其中央機關として一個の銀行をワシントン府に設定するに至つたが、併し同國では土地抵當債券の發行は未だ全く行はるゝに至らない様子である。又以て土地抵當信用機關の適當な組織が決して一概に決定し得可きものでない次第を察知す可きであらう。

本業的土地信用機關普及の必要 何れにしても此等本業的土地信用機關の貸付は其他の貸付に比すれば農業者の爲に遙に有利であるから、其發達と普及とは農業政策上

正に努めねばならぬ次第であるが、併し發達普及といふとは單に此種機關を増設

すれば善いといふ意味ではない。其貸付の業務が廣く農村各地各階級の間に及ぶことが望ましいといふ意味である。此意味から言ふと勸業銀行や農工銀行の貸付の範圍が今後尙ほ一層普ねく便利に各地方に及べば其行數や支店の増加は敢て必ずしも要求す可き次第ではない。一層充分の資金を各方面から吸収して一層豊に貸付の要求に應ずる様な銀行當局者の活動が望ましいのである。如何に銀行を増設したればとて、世間に於ける其信用が薄弱で、充分な債權の發行も出來ない様な次第では、其増設は何の役にも立たぬ。寧ろ從來の農工銀行の如きも少なくも信用の薄弱なものは之を合併して大銀行と爲し、其信用を大にして資金融通力を増加する方が、吾々の所謂信用機關の發達普及の希望に合するものである。此點から觀ると各地の農工銀行をば其希望次第で勸業銀行に合併せしめ、勸業銀行の支店として活動せしむることとした最近の勸農兩行合併法は時勢の要求に應じたものといふてよい。斯の如くすれば従つて債券發行の能力も加はり農業家に融通す可き銀行の資力も従前より大きくなることが出来るのである。

#### 第四節 動産信用



農業上動産 農業家は經營資本調達の爲に動産信用を利用する必要に迫らるゝ。信用の必要 とが少くない。就中收穫後直に其生産物を賣捌かんとするも、市場の形勢が宜しくないといふ如き場合には殊に此必要が多い。元來各種農産物の收穫時季は何れの農家も略同一であり、而して資金の必要を感ずる農業者は多く此收穫を待つて、之を賣つて資金を調達しようとする傾があるから、收穫時期及び其後の一二個月間は其生産物の市價が割合に安い場合が多い。現に我國の米價を觀ても、長年月の間を通覽すると年末二、三個月間が一年内に於て米價の最も低廉な時期である。斯様な事情の下に於ては、農業家としては市場の形勢明に販賣に不利と認められた場合には其收穫物の賣却は先づ一時之を見合はせ、必要な經營資本は之を擔保として借入れて置いて、他日市場の形勢有利となつた時に之を賣却し、其代金で借金を返済することゝする方が遙に有利であるに相違ない。是れ即ち動産信用の農業家に必要な所以である。但し土地を所有して居る農業家ならば斯様な場合には土地抵當信用を利用すれば充分の資本を得らるゝではないか。何も特に動産信用に便る程の必要は無い筈である。従つて斯様な信用は單に土

地を持つて居らぬ小作農業者に其必要あるに過ぎぬものでは無いかと。斯様に考へる人もあるかも知れぬが、併し經營資金といへば前にも述べた通り僅々數月多くとも一二年で回収の出来る資金である。此短期の資金借入に其都度手續の繁雜な土地抵當信用を利用するのは決して便利では無い。寧ろ手輕な動産信用の方が土地所有者に取りても如何ほど便利であるか知れぬ。農業上動産信用の必要は決して土地所有權なき農業者にのみに限つたことでは無い。

#### 動産信用發達の障害

然れども此農業上の動産信用の發達には一つの大きな障害がある。凡て動産擔保の貸借の場合には貸付人は其擔保物件を自ら保管せねばならぬといふことが即ちそれである。此保管は擔保物件が例へば株券債券又は金銀等の如き保管し易き高價品である場合には、割合に其面倒も少ないけれども、米麥とか繭とか乾菓、又は火酒葡萄酒といふ如き分量の大きなものや保存に手數のかゝる物であると頗る面倒な上に、又廣大なる納庫をも要するので、倉庫を持たぬ人にとつては保管といふことが非常の困難、否な事實上不可能の困難事と爲る。然ればとて此困難を避くる爲に借入人の倉庫に在る貨物を其儘其場所に保



存し、擔保としては單に其貨物を擔保とする旨を借入證書に記入させる丈けでは、實際に擔保の効力は無く、全く對人信用と同様で、債權に對する物的保證の安全は全く缺けることゝ爲るを免れぬ。吾輩の聞く所に據ると、或大地主は嘗て株式相場に關係して資金を要する所から、自家の一倉庫に一杯積込んで在る米を擔保に書入れて銀行から借金をした。所が、相場に失敗して更に資金を必要とするに至つた爲め、今度は其倉庫の米俵を大部分引出して之を賣却し、引出した米俵の代りに土俵を入れた。而して唯、其入口の側一通り丈けは眞正の米俵を積んで置いて銀行吏員の検査の目を眩ますといふ窮策を取つたといふ話がある。斯様な實例は惟ふに世間決して少なからぬ所であるが、斯くては擔保は何の役にも立たぬ次第である。斯様な面倒や不安定の伴ふ爲め、一方には資金を擁する貸手があり又一方には充分の擔保物を持つて居る借入希望者があつても、其間に信用關係が成立せぬ場合が少なく無いのは、實に農業資金の供給上一大損害といはねばならぬ。障害除去の 然らば此動産信用上の障害を除く方法は無いかといふに、全然絶無で方法 は無い。就中最も適當な此障害除去の方策は確實なる倉庫事業を設

定することである。即ち各地方にそれ〴〵堅實なる倉庫事業經營者があつて穀類其他農産物を預り、それ〴〵の品物にそれ相當の注意と處置を加へて安全に之を保管する。而して、各預入者に對しては預かつた貨物と引換の預り證書、即ち預入した貨物の品質と數量とを明確に記載せる所謂倉庫證券なるものを渡して置き、後日預入者又は其指圖人が此證券を持參すれば隨時之と引換に預入れた貨物を引渡すことゝするのである。此場合に倉庫が特定保管即ち預入者が預入れた其貨物を其儘に保管して後日之を預入者に引渡すといふ主義を取らないで、所謂混合保管、即ち預入者に對して後日必ず其預入した貨物を引渡すといふ約束をせず、唯、預入した貨物と同一品質の貨物を同一數量丈け引渡すといふ約束で預ること恰も銀行が預金を預ると同様の主義を取るならば、最も妙である。斯様にする時は各貨物の所有者は此倉庫證券を擔保として、擔保物件の搬入其他の面倒なく頗る便宜に資金を借入れることが出來、又其貨物の賣買も此證券の受授丈けで手續を完了することが出來る。之と同時に貸付人も亦斯様な擔保なれば之が保管に面倒もなく費用もかゝらず、頗る輕便に手許に之を保留することが出來若



し一朝質流れとなつても之が賣却に更に面倒を感ずることが無く済むの便がある。唯、此場合に必要なる一事は倉庫事業の經營が確實で、決して預りもせぬ貨物を預かつた様な風にして空の倉庫證券を發行したり、證券記載の品種數量と實際在庫品の品種數量との間に相違があつたする如き不正事の全然絶無なることである。此事業の經營が堅實で世間に充分の信用ある場合には、其倉庫の預證券は恰も手形と同様に流通して便利此上もなきものと爲るものである。即ち貸借上に於ては擔保品として商業銀行でも其他の貸付人でも喜んで之を受入れ、又其貨物の賣買上に於ては貨物に代つて幾多の賣買者の間に轉々受授せられ、而して貨物はそれが最後の消費者又は其他の實物引渡人の手に歸するまで搬出搬入の面倒なく常に倉庫の中に完全に保管せられて居ることゝ爲るのである。

#### 倉庫の利用 發達の要件

斯様な倉庫事業の發達が農業者の動産信用に取つて非常の便利を與ふることは申す迄もなき次第であるが、併し此便利を擧ぐるに就て最も必要な條件は前にも言ふた通り信用す可き倉庫經營者を得ることである。其經營者にして世間の信用を博するに足らぬ以上、百千の倉庫設立も何等の效用を

擧ぐることは出来ぬ。故に此經營を確實ならしむる爲には一方に於ては法律に依つて經營者に充分なる責任を負はしめ、且つ其倉庫證券發行の手續を嚴重に取締ると共に、又一方に於ては信用の破壊者に對する輿論の制裁が充分嚴重でなくてはならぬ。現に我國の商法の此點に關する規定の如き頗る嚴格を極めたものであるに拘らず、倉庫業者中往々背信者の輩出して倉庫證券に對する信用を薄からしむるのは、世間の此種背信行爲に對する注意未だ充分ならず、常に嚴重に其營業振を監視せざるに基因して居る。如何に法律の規定を嚴格にしても一般の商業道德の進歩して居らぬ社會には此種事業の發達は望まれぬ。さはれ兎に角、倉庫業者の此倉庫證券の發行は銀行業者が正貨準備の兌換券を發行すると同様の信用業務であるから、其信用確保の爲に法律上特別の監督規定を要することは勿論であるが、然ればとて此監督規定が餘りに嚴格且つ緻密である場合には營業の手續が面倒で、兎角形式に慣れぬ農業者などには其利用が困難になる。現に我國でも各地方大小の都市に幾多の倉庫はあるけれども、之を利用する者は重に商人で、農業者の之を利用するは一部の地方に過ぎぬ。一は習慣の致す所と言ひなが



ら、其一大原因は預入や引出竝に證券取扱の手續が面倒なのにある。大正六年當時の政府當局者が農民の動産信用利用の便を謀る目的で農業倉庫法といふ特別の法律を制定し、且つ國庫から補助を與へて、簡易な手續で米及び藪の保管を主業とせる非營利的倉庫の設立を全國農村に奨勵したのも、一は商業倉庫に伴ふ此不便を除かんとするに外ならぬのである。但し此手續の簡易といふ半面には不正行爲の入込み易いといふ危険も隨伴して居るのであるから、農業倉庫法では其業務の範圍を限定し監督を嚴にして其危険を除かんとして居る。此倉庫は其後着々各地に設立せられつゝある様子であるが、其成績の如何は惟ふに今後適當の經營指揮者を得るや否やに依つて決せらるゝであらう。

倉庫經營の  
當用者

倉庫事業經營の當局者は從來の實例に依れば、一私人もあれば株式會社、合名會社等の商事會社もあり、公團體の監督の下に立てる私立會社もあれば公共團體自ら設立經營せるものもあり、農業者の組合もある等、種々様々であつて、其適否も一概に斷言し難い狀況であるが、大體都市に於ける大規模の倉庫は株式會社其他の營利組織が適當である様である。併し農村地方では營利事

業としての其經營は充分利益を擧げ難い場合が多いので、單に之を營利事業に任せて置ては、農業家の要求を充たし得る程の發達が望まれぬ。是れ公設事業又は組合事業の必要な所以で、我が農業倉庫なども亦此必要に應ずる爲に設けられたものに外ならぬ。現に獨逸や米國でも農村地方には農業者の組合で設立した倉庫事業が多く、殊に獨逸では購買組合、販賣組合、信用組合等の産業組合が之を經營するものが頗る多いとのことである。

佛國の農業  
手形法

其他、佛國では一八九八年特に農業手形に關する一法律を制定し、一九〇六年更に之を改正したが、其法律に據ると、農業地の所有者、利用權者及び小作人竝に農業的産業組合は自家所屬の農産物竝に畜産物に對し所轄裁判所の手を経て手形を發行することが出来る。而して其手形には種類、數量竝に價格を明記してあつて、之に對する農産物其物は該證券の振出人竝に引取人の同意次第で、所有者自身の手許でも將た又産業組合其他の農業者組合又は第三者の倉庫へでも隨意に之を供託して置くことが出来るのである。此手形の流通期限は發行の日より滿五個年間で、其間は裏書に依つて之を賣買讓受することが出来、又



裏書人は之に對して連帶責任を負ふの規定である。本來賣買讓受の目的でなく、擔保に供する目的で發行されたもので、此手形が擔保に入れられてある限り、其物品の所有者は債權者の同意なくては之を賣却することが出來ず、又債務を完済せぬ限り其品物を他に引渡すことは出來ぬものである。此手形は何れの銀行でも商業手形同様に取扱はれ、佛蘭西銀行を初め、クレヂ、リオネー、其他の大銀行でも一定の裏書人があれば之を割引することが出來るといふ規定で、此法律の實施は實に佛國に於ける動産信用發達の上に一大進歩を來たしたることである。必ずしも一定の倉庫事業に據らないで、農産物を便宜に擔保の用に供し得る此制度が、農業者の信用に非常の便利を與ふことは勿論想像するに難からぬ次第であるが、併し此制度を完全に實施するには裁判所の嚴密なる監督と農業者間に於ける相當の自制心の發達がなければならぬ。眼前の利益に眩惑されて信用を破り、自家保管の質物を賣却する様な不心得者の多い社會では決して其安全な運用は望まれない。併し此制度は其後伊太利、羅馬尼、葡萄牙、白耳義、露西亞並に瑞西等の諸國の模倣する所となつた所を観ると、動産信用促進の手段として將來大に参考とす可

きものであると思はれる。

農産物保管の技術と動産信用  
それから、此動産信用の利用促進に就て、今一つ研究せねばならぬことは農産物保管の技術の改善である。從來の實際を観ると、倉庫保管の

制度は穀物其他二三種の農産物に限られ、火酒とか砂糖、繭等幾多の重要農産物に對しては未だ充分の保管設備が無く、従つて之に對する對物信用の途も充分に開かれては居らぬ。是れ畢竟適當な保管の技術の發達せぬ結果であるから、此方面の技術的研究は農業政策上今後大に奨励す可きこと、いはねばならぬ。

#### 第五節 對人信用

農業上對人信用の必要  
農業家は經營資金を得る爲に對人信用に依らねばならぬ場合も亦少くない。例令ば收穫期以前に於て器具、肥料、種穀等の買入の爲に資金借入を要する場合、又は凶年の爲に收穫なく従つて次年度の秋收期までの經營資金及び生計の資金を借入るゝの必要ある場合等の如きは即ちそれで、斯様な場合には動産信用に依らんとするも擔保に充つ可き農産物は無く、然りとて半年又は一兩年の後に當然返済し得可き資金の借入の爲に土地抵當信用に依るが如き



は、前述の如く決して當を得たものに非ず、出來得る限りは對人信用に依るのが便宜であり適切であるのである。元來日常經營の資金は注意深き農家ならば常に豫め用意してある可きが當然で、斯様な用意を缺くは不注意の農家に限ることの様には思はるゝけれども、實際は必ずしも然らずで、或は不時の凶作、又は新耕作法の採用、新作物の栽培等の爲に平素慎重なる農業者も亦往々經營資金借入の必要に迫らるゝことある次第は第一節に述べた通りである。殊に交通と商業の發達の結果、農業の經營も亦益、貨幣經濟的と爲るに連れて其經營の資金も益、多きを要するに至り、此信用の必要も亦益、加はるのが近世農村の通態である。而して經營信用の必要既に此の如しとせば之が爲に對人信用の必要が加はるのも亦當然の成行である。

農村對人信用と普通銀行

果して然らば農業者の爲に此對人信用を與ふるものは何であるか、如何なる機關、如何なる組織が此種信用媒介の適當なる當局者であるか

といふに、此信用が性質上短期なものである點から觀ると、農業者も亦一般に農業者と同様で、一般の信用機關たる普通銀行即ち經濟學者の所謂商業銀行を利用すれば差支なく、又之を利用するのが最も適當であるかの様に思はれる。けれども實際に就て之を攻究すると、普通の商業銀行は農村人民の爲に此種の信用を媒介するに適せぬ幾多の事情がある。即ち先づ第一に商業銀行は逆例都市に在るのが常であるから、田舎に居る農業者に取りては所在が遠隔で之を利用するに便利でない。第二に商業銀行の取扱ふ信用は其性質上頗る短期なもので、營業資金の源泉たる預金が多くは當座預金又は數箇月限りの定期預金であると共に、其貸付も概ね三四箇月の短期なのが常であるのに、然るに農業者の必要とする經營信用は短いものでも六七箇月、通例は先づ一年以上のものであるから、商業銀行の普通の貸付では間に合ひ兼ねる。且つ又第三に都會に在る銀行は農村人民各個人の經濟狀態に就ては詳に之を知らぬ場合が多い。縦令ひ知らうとしても農村人士の金錢の出納は商工業者の様に頻繁なものでなく、各方面との取引關係が少ないから、特に之を調査せぬ限り之を詳知するの機會がなく、又銀行との取引も少ないから、特に之を知らうと努むるとも無いのである。斯くて一般に各個人の經濟狀態が知られて居らぬから、銀行の方でも對人信用で貸付けることの出來ぬ場



合が多い。斯様な次第で農村の對人信用給付を普通の商業銀行に求むること、すれば都市に近く居住する身許の餘程確實な大農業家の外は之を利用することが出来ぬのである。

特殊なる信用組織の必

要 普通銀行の利用既に斯の如く困難、否な事實不可能であるとすれば、他人の貸付に俟つの外は無い。然るに此私人貸付は全く無組織な不規則的なもので、平素安心して依頼し得る確實の信用機關では無い。幸に好意的に貸付ける私人が澤山ある場合には差支も無いが、斯様な貸付人の容易に見當る場合は事實頗る少ないものである。それから此種貸付を本業とする者は動もすれば高利貸の弊に陥ることが多く、縦合ひ高利貸と稱するほど悪徳で無くとも借手の爲めに便利な條件で貸付けることは頗る少ない。斯様な次第で對人信用機關の不備と缺乏とは近世の農村に於ける貨幣經濟の發達、經營資金増加の必要と相俟ちて所謂農業的高利貸の横行を生ずるに至らしめた實例も各國に少なくない。私人信用の此弊害を避けて然かも農業經營の爲に必要な資金の融通を謀る爲には、何

としても農村の事情に適應した特別の信用組織に依り、農村人民の手許に在る資金を吸収して之を資金の需要者に融通する特別の信用機關を設定せねばならぬのであるが、此種の信用機關として當今世間一般に最も適當と認めらるゝものは前世紀の中頃、獨逸に於て發生した二種の信用組合である。

信用組合の

組織 信用組合は第四章に述べた如く産業組合の一種で、資力の餘り豊富で

ない人々が多數相結びて、相互の間に資金の有無を融通し合ふことを目的とする團體である。今其組織の大體を言へば、先づ三十人とか五十人又は百人といふ如き相當數の人々が一定の規約を定めて組合を作り、其規約に従つて銘々一定額宛の資金を醸出する。此醸出金は一口幾何と定めて組合員は各自必ず少なくとも一口は引受けねばならぬのであるが、一人にて數口を引受けることも出来るのである。但し少數の人で大部分の出資を引受け、其權利を濫用して組合内に權力を振ふ様なことになつては組合員互助の精神に反する結果を見ぬとも限らぬから、大抵の組合では其規約に依つて一人の所有し得可き持分の最高限度を五口とか十口とかいふ風に限定するのが常である。而して此醸出金一口の金



高は十圓とか二十圓といふ如く通例何人も之を引受くるに左したる困難を感じぬほどの小額で、然かもそれも一時に全額を拂込むこと、せず、最初先づ三圓とか五圓といふ如き一部分を拂込み、其殘餘は半年又は一年毎に一圓とか二圓といふ如き小金額を漸次積立て、拂込まするのが普通である。斯くて醸出された資金が即ち組合の基金であつて、組合は此基金を自家の資本とし、此資本を以て一種の銀行業務を營むのである。即ち組合は一方に於ては組合の各員から据置貯金や其他の各種の貯金を預り、又手許に遊金を持つて居る組合員からは其遊金をも定期預金又は當座預金として之れを預る。而して斯の如くして吸収し得たる資金を以て之を組合員中の確實なる資金需要者に相當の利子で貸付ける。其貸付には無論、動産又は不動産を擔保とすることもあるが、組合本來の目的が組合員の爲に便宜な條件で必要な資金を融通するに在るのであるから、多くは對人信用である。其他、組合は又組合外の人に對して預金を引受けたり資金を貸付けたりすることもあるが、それは寧ろ例外のことで、其業務は貸借共に組合員を相手とするのが原則である。組合員を相手として一方に於ては多少資金の餘裕ある人の爲に確

實に其資金を利殖するの便を謀り、又他の一方に於ては正當な理由で資金の必要を感じずる人の爲に便宜に之を融通して、組合員の事業を助長し其經濟を援助するのが組合本來の業務であるのである。

二種の信用 信用組合は即ち斯の如く組合員全體の聯帶責任を基礎とせる資産少組合 なき人々の自衛手段で、中産階級及び小資産者階級に對する其效用は

今や世界一般に認めらるゝに至つたが、此組織の初て發生したのは割合に近世のことである。即ち前世紀の中頃、獨逸に「ヘルマン、シュルツェ、デーリツチ」(Hermann Schulze-Delitzsch)と云ふ人と「フリードリッヒ、ウイエルヘルム、ライファイゼン」(Friedrich Wilhelm Raiffeisen)と云ふ人とが現はれ、然かも此二人の篤志家が殆ど時を同ふして一八五〇年に、一人は中部の「デーリツチ」市に又一人は西部「ライン」地方の一村落に各其創案に成れる一種の信用組合を創立したのである。兩者共に其根本の主義精神は大體同様であり、組織にも甚だしき相違は無いが、併し營業の方法や組織に就ては其間に餘程相違せる點がある。而して此兩種組合共にそれ〴〵其後引續いて多くの賛同者を得、各地方にそれ〴〵模倣する者が出來て、兩々相並び發達す



るに至つたが、兩者何れが適當の組織であるやに就ては、爾來久しく議論の存する所であつた。

報徳社と信用組合 獨逸に於て發生した此信用組合の外、我國には報徳社といふ一種の信用組合

組織がある。二宮尊徳翁の創意に出でたもので、獨逸の信用組合よりも少しく早く、我が天保年間の初に既に行はれたものであるが、亦一種の信用組合貯蓄組合を兼ねた組織で、其組織の主義精神並に運用の方針は全く獨逸の「ライプアイゼン」式の信用組合と符節を合するが如くである。唯、前者が我國當時の神儒佛道德を團體協力の根本精神とし、其資金運用の方法を當時の半貨幣經濟的狀態に適應する様にしたのに反し、後者は基督敎の道德を根本精神として、其營業方法を貨幣經濟の事情に適合する様にしたのが相違である。従つて信用組合の母國は獨逸よりも寧ろ我國であると自負する一部報徳者流の主張も亦一理なきに非ずであるが、併し今日の社會に適用するものとして觀れば、報徳社當初の仕組は獨逸の組合よりも餘程幼稚な不完全なものと言はねばならぬ。又之を近時の狀勢に適應するものとすれば全く「ライプアイゼン」式の組合と同一のものと爲る様な次

第であるから、經濟政策の研究上から言ふと吾々は之を同一種のものとして觀て差支なからうと思ふ。

兩種信用組合の異同 依つて今「シユルツェ」式と「ライプアイゼン」式の兩種組合に就て其異同

の方は之を「Darlehnskasse」即ち貸付金庫と呼んで、其名稱が既に相違して居る。けれども兩者共に組合員全體の聯帶責任を基礎とせる自衛的の組合である點に於て、根本の原則に相違は無い。併し「シユルツェ」式組合の方は純然たる信用媒介の業務を目的とするもので、信用媒介の外に營業の目的なく、従つて其營業の方針も短期信用で受入れた資金は之を短期貸付の用に充て、長期の貸付には長期の預金其他の長期借入から得た資金を之に充當するといふ風に、純乎たる信用媒介營業の原則に従つて一切の業務を經營して行くのを常とし、従つて各組合の營業區域の如きも又一定の町村といふが如く一定區域内に之を限定することなく、廣く組合員並に取引關係者を募るを辭せないものであるが、「ライプアイゼン」式組合の經營方針は全く之と違つて、組合其物をば單純に組合員の經濟的自營をのみ目的と



せる手段と見做さず、經濟的手段即ち信用給付を利用して組合員の智識及び道德を促進することを主眼として居る。従つて其組合の業務區域の如きも、相互の社會的關係の密接な一町村又は數町村内に限り、其區域以外の者は組合員に参加せしめないことを原則とする。

即ち、シユルツエ式組合は組合員の持分出資を資本金とせる組合組織の銀行であつて、組合員は勿論、組合員以外の人々からも當座並に定期の預金を引受け、其貸付業務も亦一切銀行業經營の原則に従つて處理する。而して此原則に背かざる限りは何人とも營業取引を爲して可及的有利に其資金を運用するに勉め、而して之に依つて得た利益は持分に應じて各組合員に配當するのである。然るに、ライフアイゼン式組合の營業方法は全く之と趣を異にし、組合の本旨として只管公共的利益を進むる一種の幸福増進設備たらんことを期するの結果、組合の營業に依り直接の經濟的利益を擧げて之を組合員に配當することを營業の眼目としない。従つて其營業範圍も習慣其他の關係からして地方的共同感情の存する一定區域内即ち一町村又は數町村に限る様にし、組合各員には其持分に對して多少の配當

をするけれども、其配當は組合の利益の増加に應じて之を増加するといふ方針に據らず、唯、相當の利益のあつた場合に、組合普通の貸付の場合に於ける利子以内で幾分の配當をするに止め、其以上の利益は通例全部之を積立て、組合の基金とする。而して此基金を以て組合内共同の利益の爲に利用するに勉むるのである。然れば組合の役員の如きも一切之を無給の名譽職とし、唯、出納會計の役員丈に一定の報酬を支拂ふのを原則とする。斯様な主義方針の營業であるから、ライフアイゼン式組合の業務は單に信用業務即ち資金の受入及び貸付の仕事のみに限らず、其外に向ほ或は組合員の勤儉貯蓄を奨励し、或は農業經營法の改良又は教育の振興を翼成し、或は購買組合販賣組合其他の有益なる經濟的施設を創設し又は援助する等、種々の公益的事業に盡力する。加之、其信用業務の如きも敢て純然たる銀行業經營の原則に準據せんとする様なことはなく、只管、組合員實際の需要に適應せんことを目的として貸付をするから、貸付の期限は、シユルツエ式組合よりも長期に互る場合が多く、又場合に依つては土地抵當其他の對物信用で貸付をすることもある。斯の如く銀行業經營の原則に外れた貸付をするのは信用業務經



營上頗る危険の至りて、縦合ひ一時は成功の觀を呈することありとも、長き間には債務の辨濟に行詰つて失態を現はすに至る様なことは無いかと疑はるゝ次第であるが、併し實際には斯様な原因から失敗した實例は少ない様子である。而して斯く信用業務經營の原則に反した經營に係らず、然かも其經營が失態を曝露するに至らないのは、畢竟するに此組合の營業に特有な三つの原因から來て居る。即ち第一には組合が貸付をするのは必ず信用し得可き確實の人物に限り、其素行上不確實の虞ある人物には斷然貸付を爲さざるの方針を確守して居ること、第二には組合が貸付をした場合には組合自ら嚴重に其貸付金の使用方法を監視し、借受人が不當な用途に之を流用することを絶対に抑制すること、而して第三には組合の營業は組合員に對する利益配當を多からしむるに汲々たることなく、従つて組合は相當豊富な組合基金を積立つるを得ること、此三つの事實が其原因となつて居るのである。

兩種組合相違の由來と其接近

兩種の信用組合の間に斯様な相違の存するのは、シユルツエ式組合が當初小さいながらも兎に角一つの市と稱せらるゝ都邑に發生し、都市

所住の小商工業者の信用機關として組織せられたのに反し、ライフアイゼン氏は一農村の村長として中小農民の便宜の爲に之を組織したといふ事情から生じたことである。即ち何れも其周囲の事情に適應せんことを勉めた結果に外ならぬことで、元來兩種の組合はそれ〴〵各地方に於て其事情に應じて模倣され組織されるに至つたのであるが、併し其發達と共に兩種組合の間には漸次相接近する傾向が現はるゝに至つた。即ち、ライフアイゼン式組合は當初組合員の出資を一人各一口と限つたのが、其後、資金の必要や、有力者の加入誘致其他種々の必要に迫られて一人にて一定數までは持分を所有し得ることゝし、従つて利益分配の割合に就ても一定の規定を設くる様になり、又其貸付に就ても營業上の必要から多少銀行業經營の原則を加味して、長期貸付の場合には其契約中に一個の條件を加へ、組合が支拂に困難を感ずる際には中途返済をも請求するを得ることゝするに至つた。換言すれば信用業務の經營上單に借受人の便宜をのみ顧慮することが出來ず、又一方には資金預入者の便宜に應じて借受人の便宜を多少制限する様になつたのであるが、之と同時に「シユルツエ」式組合の方では又營業上實際の便宜と確實



の爲めの必要から漸次其貸付を組合員に限定する様な傾向を生じ、且つ又、ライプアイゼン式組合との競争からして、其貸付をば可及的借受人各自の實際の事情境遇に適應することを努め、多少銀行經營の原則から難れた營業振りを敢てする様になるに至つた。

斯くて兩種組合の營業振りは餘程相接近するに至つたのであるが、併ライプアイゼン式組合の特長し今尙は兩者を比較すれば、シユルツエ式組合が小商工業者の信用機

關として大に特色を發揮せるに反し、農業上の對人信用機關としては、ライプアイゼン式組合の方が遙に、シユルツエ式組合に勝つて居る。而して、ライプアイゼン組合の勝つて居る點としては大略次の四つを擧げることが出来る。

第一、組合各員の所有し得可き營業持分には多くとも五口又は十口といふ如き一定の制限を置き、營業利益の一大部分は之を積立て、種々の公共的利益を促進するの用に充て、營業持分に對する配當には一定の制限を立つる等、種々の方法を取つて、以て主義原則として利潤收得を營業の主眼としないこと。

第二、貸付には借受人の身許や性質を審査し、其信用し得可きを見定めて初て之を貸付くると共に、貸付金の使途に就ても嚴重に之を監督する、而して其資金の利用を誤らざらしむるに勉むると同時に、間接には又其資金の利用者に對して收支の精算、貨幣資金運用上の注意、契約履行の正確等、經濟上一般の智識及び道徳を開發促進するに資すること。

第三、組合的精神を涵養し、此精神に依つて以て經濟上、道徳上並に智識開發上種々の目的を達するに資すること。

第四、組合員及び業務の範圍を一定の小地域内に限定して以て其業務の營利經濟的に流るゝの途を塞ぎ、全力を擧げて共同的利益事業の促進に盡さしむるの組織を取つたこと。

信用組合成 此等四つの事實は實に、ライプアイゼン式信用組合の特長とす可き點の要件

で、同組合が農業家の爲に最も適當なる對人信用の機關と目せらるゝのも一に此特長に在るのである。けれども、此組合を設立するには他の産業組合の場合と同様な諸條件、殊に名譽職として組合事務の指揮指導に任ず可き適當の人物の在ること、相當に多數の中農小農が密集群居して部落を爲し居るとの二



つの條件が必要である。農業者が散在的に遠く相離れて居住し、其間に各個人間の親密な郷黨的關係の無い場合や、僧侶とか學校教師とか又は篤實な地方名望家といふ如き熱心な指導者があつて獻身的に盡力するで無い場合には、此組合は成立せぬ。縦令ひ他から勸誘的に成立させても決して其效果の擧がるものではない。現に我國の如き信用組合の組織は曩に第四章に述べた如く多數に達して居るに拘らず、其事業成績の擧がつて居る組合の頗る少數なのは、多くは適當なる指導者の存在といふ此第一の條件に缺くる所あるが爲めであり、又米國の如き大規模の農業國に此組合の發達せぬのは第二條件を缺いて居るが爲に外ならぬ。

信用組合の　そは兎に角、一般の信用組合殊に「ライフアイゼン」式の信用組合が農村發達

次第は、其發生以來漸次世人一般の認むる所と爲つて來て、今日に於ては、農村に於ける信用上の缺陷を補ふ方法としては信用組合の組織以上の方法なく、而して其組合の組織は組合員の連帶責任を基礎とせる地方的組織が最も適當であるとの觀念が識者一般の間に行渡るに至つた。然れば此組合は其最初の發生以來漸次

各地方に波及すると爲り、殊に獨逸では一八七〇年以來、又奧太利では一八八五年以來著しく其發達を見るに至つたのであるが、此發達に連れて各國の當路者も亦農村振興の爲に其發達を助成するに至つた。就中、普魯西亞の如きは或は之が爲に法律を改正し或は國庫金を支出して其後援を爲す等の擧に出で、佛國政府の如きも一八九四年の所謂る農業信用相互組合 (*Sociétés de crédit agricole mutual*) に關する法律を制定して以來大に其發達の助成に努めて、爾來或は法律を改正し或は國庫より助成金を支出する等、只管之が設立を獎勵するの方針を取つて居る。其他我國の當路者が或は産業組合法を制定し或は農工銀行を設けて農村の組合に無擔保貸付を爲すの途を開いたなども亦要するに此方針に出でたもので、斯様な政府當路者の獎勵と組合自身の實際の效果發揚とは、最近三十餘年以來著しく各國に於ける其發達を促進した。其結果、方今相當に中小農の群居せる邦國では多少此種の組合を見ざる所なく、而して各國に於ける其數も年々益増加するの趨勢を示して居る。

而して斯の如く此組合の組織が普及し、其數が益増加するに伴ひ、此に多くの地



信用組合の 方に於ては更に又此等の組合の間に聯合提携の組織を見るに至り、其聯合

信用組織の上に更に一段の便利を加ふることゝなつた。蓋し各一町村又は二三個町村を範圍とせる多數の小組合が相互孤立して居る場合には、甲の組合には資金が有り餘つて借受希望者が無く、之と同時に乙の組合では之と反對で借受希望者が多くて然かも資金が不足するといふことがあつても、其間に融通を付けることは出来ぬ次第であるが、相方相提携して聯合組合を造ると、其間に常に資金の有無を相通ずることが出来る。即ち各區各農村の間に於ける資金分配の不平均といふことは、地方的孤立的の信用組合では取除くことの出来ぬ金融上の一大缺點であるのであるが、此缺點は聯合組合の組織に依つて殆ど全く取除くことが出来、此に餘裕ある地方の資金を以て資金の枯渴せる地方を潤すといふことが可能と爲る次第である。勿論斯様な聯合組合の中には單に信用業務上の聯合即ち資金の融通といふ目的だけで聯合して居るものもあれば、又中には此外に、尙ほ農業用品の共同購入、農産物の共同販賣又は組合的精神の普及促進等種々なる組合的目的の爲に聯合したるものもあり、又其組織の範圍も或は一定の地方即ち一縣と

か一縣内の同種組合の聯合といふが如き地方的の聯合もあれば、或は全國に亘りて同志を聯合せる全國的の聯合組合もあるといふ始末で、其組織は種々様々であるが、併し信用媒介の機關として之を觀れば、其效用は一に各組合の間に於ける資金の需要と供給を平均せしめ信用組合の効果を一層完全ならしむるといふ一事に外ならぬのである。

信用組合と

機關銀行

さはれ如何に聯合したればとて單に個々の信用組合が聯合して融通し合ふ丈けでは、其營業の範圍は狭く、其取引も小さい。一般の金融市場との間に聯絡を付ける途もなければ、市場に資金の豊富な場合に之を農村に誘入することも出来ず、又農村の豊富な資金を金融市場に運用することも困難である。故に信用組合は他の大なる金融機關に聯絡を付け、其後援に依つて事業に當る場合には大に其効果を増進することが出来る。殊に農村に於ける貨幣經濟益、發達するに連れて日増しに増加し來る信用の需要に對し、能く之に應じ得るの途は此聯絡と後援に依るの外はない。然れば信用組合の先づ發達した獨逸の「ライ」地方では、既に一八七二年に、同縣の「ライファアイゼン」式組合聯合して一個の州組



合銀行を同州の「ノイグアイド」市に設立し、之を地方信用組合の中央信用機関とする組織を立つるに至つたのである。此組合銀行は其後間もなく法規上の必要から一個の株式銀行といふ形式を取るに至つたが、一八八九年各組合も亦他の組合の組合員と爲ることを許さるゝに至つて以來、此種の中央機関の組織は頓に發達した形跡がある。

普國の中央  
組合金庫

併し普魯西亞では其後組合自身の此組織の外に、政府自ら手を下して大に地方に於ける金融組織の完成に後援を與ふるに至つた。即ち同國政府は一八九五年國家の資本を以て普國中央組合金庫 (Preussische Zentralgenossenschaftskasse) といふ金融機關を設立し、之を全國産業組合の中央金融機關として中小農工業家の金融の機關たらしめんと企てたのである。此金庫は大藏大臣の監督の下に立ちて其營業を營むもので、當局理事は官選であるが、財産上にては全然政府から獨立して居る。其資本金は當初二十萬麻であつたが、數年後には之を七千萬麻に増加した。其營業の主眼は資金の餘裕ある産業組合、其聯合組合又は一般の金融市場から資金を吸収して、以て其資金を可及的低利に且つ便利な條件で

資金の不足せる組合に貸付くと共に、又場合に依つては諸組合の餘裕資金を有利に一般金融市場に運轉利用するに在るのである。法律の形式から觀れば普通預金、貯蓄預金の引受、動産擔保の貸付有價證券の賣買、手形の割引等も亦此中央金庫の營業範圍で、其範圍は恰も普通の銀行と相違は無いが、併し其取引先は信用組合を初め各種の産業組合及び其聯合組合であつて、然かも實際は營業の便利と安全の爲に主として聯合組合を直接の相手とし、聯合組合を通じて各産業組合及び中小生産業者の便を謀るの方針を取つて居る。要するに普國の此中央金庫は恰も中央銀行が普通銀行の中央金融機關として大商工業者の金融の便に資すると同様に、産業組合の中央金融機關として農工業界の中等階級の金融に資せんとするもので、産業組合殊に信用組合の効果を助けることは非常なものである。

我國信用組  
合の機關銀  
行

我國では農工銀行をして其業務の一部分として産業組合の爲に後援機關たるの職分に當らしめ、而して農工銀行に對しては勸業銀行をして其中央金融機關たるの任に當らしむる仕組と爲つて居る。蓋し信用組合聯合の組織未だ發達せず其金融の途頗る不完全な現状では、農村の爲に金融の便を謀



る組織として適当な仕組と思はれる。けれども組織のみ完成して運用の實之に伴はぬ觀のあるのは農村の爲に大に遺憾とせねばならぬ。畢竟一は其仕事が勸業銀行及び農工銀行の營業の一部分として行はるゝの結果、銀行の當局者が他の一層有利な部分の仕事に主力を傾注して此方面の營業を閑却するのも其一原因であるかとも思はるゝが、主たる原因は兩銀行の此業務を利用す可き確實なる信用組合の未だ甚だ少ないことゝ、組合の當局者能く之を利用するの途を解するものゝ少ないことゝに在ると思はれる。約言すれば信用組合其物の未熟無能が勸業農工兩銀行の此方面の營業不振の主因であるといふの外は無い。

信用組合の營業範圍

何れにもせよ、農業經營の進歩、殊に其集約的經營の發達と共に經營信用の必要の益、増加し來る可きは必然の勢であるが、此必要に應ずるには對人信用の媒介を主業とせる信用組合の組織を完成するの外なく、而して此完成には組合の聯合と其中央金融機關の設定とが最も必要な次第は前述の通りである。併し信用組合の業務の發達と共に別に又一つの問題の發生して來るといふのは、組合が其最初の目的通り業務の範圍を主として經營信用對人信用に限る

ことが出来るや否やといふことである。組合に對する預金其他の供託資金が少なく、之を組合内の經營信用、對人信用に利用して餘裕なき間は問題でないが、農民の貯蓄心が旺盛になり、各種の預金が増加して來ると單に經營信用のみでは之を利用し難い様な場合も生ずる。殊に組合員が勤勉着實で平素の經營資金など常に用意して居る如き場合には經營信用の必要は少なくて却つて土地所有權信用などの必要が増加せぬとも限らぬ。加之、又一方に於て組合の手許に集まる預金を見るも其預金の中には勤儉貯蓄の結果を積立つる繼續的の貯蓄預金で、相當長期の貸付に利用しても差支ない部分が少からず這入つて居る。斯様な場合に強ひて組合の貸付を一時的の經營信用對人信用に限定するのは甚だ不便利といはねばならぬ。其地方で蓄積した資金を其地方に適當に投資し、其地方の産業發達を促すのが最も適切な施設であるとするれば、斯様な場合には寧ろ信用組合の業務を動産信用、不動産信用の方面にも擴張して其の資金の運用を謀るのが當を得た所置で、ライフアイゼン式組合が時に實際の必要に應じて斯様な貸付の舉に出づることゝせるは至極至當のことゝ思はれる。けれども苟も對人信用、經營信用



の媒介を本領として信用業務を営む以上、縦合ひ其の手許に資金の餘裕があればとて、斯様に其經營の原則から脱線するのは危険至極の所行たるを免れぬ。一朝少しく多數の預金者の引出請求に際會すれば直に支拂不能に陥り、預金者に不便を蒙らするのみならず、組合其物の信用も亦失墜するに至るの虞がある。併し信用組合が必要に應じて長期貸付を爲すに伴ふ此危険は、普國中央組合金庫の如き有力なる中央金融機關の後援があれば之を回避することは困難で無い。蓋し組合の貸付が確實なものである以上、大なる預金引出しの場合に組合は手許資金少なくとも中央機關から融通を仰ひて之に應ずることが出来るからである。此點から觀ても中央組合金融機關の設立は又大に信用組合の活動を助け效用増加するものといふ可きである。

對人信用の  
債權と他の  
債權との關

それから農村の對人信用、經營信用の發達に連れて生ずる今一個の問題は經營の爲に生ずる對人信用の債權者その他の信用、殊に不動産信用の債權者との權利關係である。現行法制の一般原則からいへば、質權者にあれ抵當權者にあれ凡て其擔保物件に對する財産權に就ては債權の執行上第一位の權

利を有し、對人信用の權利者は此第一位の權利者の債權が完済された殘餘からでなければ辨償を受けることが出来ぬことになつて居る。質權抵當權の性質上蓋し當然の原則であらうけれども、農業上の對人信用の實際を觀ると、此一般原則が頗る不公平不適當と思はるゝ場合が往々發生する。例合ば或農業家が信用組合から資金を借入れて種苗、種子又は肥料を買入れ、之を以て其農作物を養成したりとする。而して其農家は之より前に既に其土地を借金の抵當に入れてあつた爲め、此に其土地は強制賣却に附せられたりとするれば、其場合に土地の賣價は其農作物あるが爲に如何ほど高價に賣れたりとするも、其賣却代金に對する第一の權利者は前の土地抵當權者で、此權利者の債權の辨償せられぬ限り、信用組合は少しも其債權を取立つることが出来ぬ。即ち信用組合は折角其土地の價格を増加する爲めの資金を供給して居りながら、場合に依つては少しも其増加價格からの辨償を受けることが出来なくなるのである。動産信用との關係には斯様な場合は殆ど無いが、併し田園の農作物を質入することの出来る如き場合には、之と同様の場合が想像せられぬことも無い。對人信用の性質上、其人に支拂能力の無き時は



それまで、あるといへば更に議論の餘地もない次第であるが、併し斯くては對人信用の不安を加へ其發達を損害することも少なく無い。此點に就ては前に説明した土地改良信用の場合と同様に、民法制定上一顧を要す可きことであらうと思はれる。

#### 第六節 信用上の弊害と信用制限

農村信用上  
の二弊害

農村に於ける信用機關の不備と農村人民の經濟的注意とは、舊來屢、所謂る農業高利貸の跳梁と負債過度の弊風とは即ちそれで、此弊害は今日も尙ほ數多の地方に於て幾多の農民を悩ましつゝあるものである。

農業高利貸

元來高利貸といへば世人は直に普通以上の高い利息で資金を貸付ける者を聯想するのが常である。けれども所謂る利息なるもの、性質を考ふれば、年何割何分までが正當の利息で、それ以上が高利であるといふ風に、利率に従つて高利と然らざる利息との分界を立つるとは出來ぬ。時と場合に依り年二割三割の利息も高利でないことがあれば、又一割が一割五歩でも高利と稱す

可き場合のある次第は、苟も經濟學の一般を學んだ者の等しく熟知する所である。然らば吾々の此に所謂る高利貸といふのは何をいふのかといふに、一言以て之を定解すれば、對手の無智、輕率又は窮厄に乗じ、苛酷な條件で資金を融通して不相當の利益を壟斷せんとする者をいふのである。即ち單に利息の高い貸付のみをいふのではなく、利息以外の他の條件に依つて不當の利得を壟斷せんとする貸付も亦一切之を總稱するのである。例令ば一農民が土地の購入を熱望しながら然かも資金の無いのに苦むのに付込んで、非常の高利息で其資金を融通したり、或は其利息は左程高率でなくとも半年後又は一年後といふ如き到底完済の望なき短期の返済期限を約束して其期日に元利の返済を迫り、其返済の不可能なるに付込んで不當の廉價に其抵當地を買収したり又は過大の違約金を支拂はせるなど、皆一種の高利貸である。由來農民の間には土地所有權に對する欲望が一般に強烈であるのは勿論、便利なる農業上の用具、農用家畜等に對する欲望も亦時に頗る強烈なものがあり、又不作其他の原因から収入の不足した場合には種々の生活必需品に對する購買の希望も随分旺盛なことがある。而して斯様な強盛な欲望を満た



す爲には餘程の無理算段も辭せない風がある。此處に乗じて苛酷な條件で資金を融通し、其條件の苛酷な爲に農民が其義務を果たすことが出来ない場合と爲ると、更に一層の苛酷な條件を提出して益、債務者を窮地に陥らしめ、其農業の經營を妨げ其勤勞の結果を奪取るといふのが、高利買の普通取る所の手段である。即ち農民の土地購買欲に乗じて斯様な貸付をする所謂土地高利貸、家畜購入の希望に乗じて其購入資金を不當の條件で貸付くる所謂家畜高利貸、農具種子其他の物件購買の欲望を利用し不當な條件で掛賣其他の信用關係を設定する所謂商品高利貸、不作其他の場合に於ける資金の窮乏に乗じて苛酷な條件で貸付をする所謂貨幣高利貸等、農村に於ける高利貸は何れも皆此點に於て性質を等ふして居る。

## 高利貸制限

勿論計數に明かな注意深い農民であれば斯様な高利貸に苦めらるゝ法

如きことは無い。高利貸に苦めらるゝのは畢竟無智、輕率、無分別又は窮厄の爲に前後を忘却するに至るの結果で、一面より觀れば苦めらるゝ者其人の罪であるに相違ない。けれども他人の無智、輕率又は窮厄を利用し、他を苦めて己

一人暴利を壟斷せんとする高利貸其物も亦決して道徳上竝に社會上正當なる行爲とは認められぬ。殊に其結果が純朴なる農村人民の勤勞の結果を奪ひ、其經營を妨げ、其勤勉心、貯蓄心を阻害するに至つては、經濟上の弊害も亦決して少なくは無い。其處で古來此種の惡德行爲に對しては利子の制限其他種々の防禦策が講ぜられ、多くの場合に於ては刑法上の制裁をすら加へて斯る行爲を禁止せんとしたのであるが、犯行の當時に於ては犯行者竝に被害者共に協力して此制限を免るに苦心するのが常であり、又法文の規定も明確に之を定むることが困難なので、其制裁を免るゝ方法も豫め之を定むることが容易な風がある。然りとて其制限を餘り嚴重にすれば適當な信用の利用を妨げ産業の發達を害する憂もあるので、國家の權力に依りて直接に之を制限し又は禁止するのは兎角困難な事情がある。最近にても獨逸、奧太利其他二三の歐洲邦國中には一般的に斯種の高利貸を禁止する法律を實施して居る所もあるが、併し豫期の目的を達することは到底不可能の様子である。此に於てか近世識者の意見は斯様な直接禁止を不適當と認め、高利貸の弊害を除くの策としては、一般人民をして斯様な貸付に依頼するを避けし



ひるの方策を取るの外は無いと感ずるに至つた。而して農民をして斯様な貸付を避けしむる第一の良策は適當な信用機關を設けて適當な用途の爲には適當な貸付を爲さしむる様にすること、第二の方策は農民各自を制限して不適當なる信用の利用を爲さしむる様にすることであるといふのが、當今の識者多數の意見である。

農業高利貸  
對策

農民に限らず凡て世人が所謂高利貸に便るに至るのは、敢て好んで之に依頼するのでは無い。資金の必要を感ずるのに然るに他に適當

な貸手が無い爲め、止むを得ず之に依頼するに至るのであるから、適當な信用機關の普及發達が高利貸の弊害豫防の第一策たるは、多言を要せずして明瞭である。現に農村に於ける信用組合の發達が農村高利貸驅逐の實蹟を擧げた事例は、歐洲諸國到る所に認めらるゝ事實である。けれども適當な信用機關が融通する資金は上來毎度述べた通り適當な用途に利用せらるゝ、適度の資金である。前後の思慮もなく唯、土地、家畜、其他の或物件を熱望する一時的の感情に驅られて過大の資金を借入れんとする如き場合には、堅實な信用機關は其需要に應ずるものでは無

い。従つて此處に高利貸の乗ず可き餘地があり、其弊害を生ずる間隙があるのであるが、世間一般殊に經濟的智識の幼稚な農村人民の間には、兎角斯様な餘地が少なく無いのである。此間隙を少からしむるの途は農民一般の教育を進めて其經濟的智識と思慮辨別の向上を謀るのが最良の方策で、經濟政策上正に力を致す可き重要な方面に相違ないが、併し教育の効果は到底短日月にして斯様な點まで其實效を現はし得可きものでなく、殊に眼前の弊害を矯正するの手段としては餘り多きを望むことは出来ぬ。其處で一部の識者論客の中には此弊害に對し農民を保護するの目的を以て、其信用利用に適當の制限を加へ、高利貸輩をして惡慄手段を利用する餘地なからしむるの必要を唱ふる者を生ずるに至つた。

負債過度

高利貸の跳梁は勿論不注意なる其債務者の膏血を絞り幾多の債務者をして過大の負債に苦ましむるに至る一大原因である。従つて負債

過度の弊害は正に高利貸の弊害の一結果と稱す可き次第であるが、併し此の高利貸にかゝらないでも、單に自己の不注意又は輕卒、其他の事情の爲に過大の債務に苦むに至るの農業者も決して少なく無い。殊に農村に於ける貨幣經濟が進み、土



地、物産、肥料等の賣買も多くなるに連れて、信用關係は自ら多くなり借金をすることも亦自然容易と爲るの結果、不注意ある者は不知不識の間に過大の借金をするに至ることが多いのである。日本には極端なる一子相續の制度の行はるゝ結果、其弊害は未だ左程著しくも無いが、分割相續の行はるゝ中歐諸國などでは、相續の場合に一人の相續人が借金をして他の同胞の相續分を引受くる爲に、殊に過大の負債に陥ることが甚だ多いといはれて居る。

然らば所謂る負債過度即ち過大の負債とは如何なる程度の借金をいふのであるかといふに、農業者に就て之を言へば、其經營より生ずる平均收穫中から經營費と一家の生計費とを控除した殘額が借金の利息と元金の一部分とを償却するに足らぬ場合をいふのである。通例土地抵當負債の場合に最も多く見受けらるゝ弊害で、即ち此場合には其土地年々の平均收穫中から其經營費と所有者及び家族の生活費とを控除した殘額が其負債の利子と年賦償還分とを償ふに足らぬ程の大きな借金、更に言換ふれば借金の利拂及び濟崩し返濟が出来ないで借金は漸次増加し遂には強制賣却に附せらるゝの外なき状態に在る程の負債をいふのである。

斯様な借金は一般に適度の借金の場合よりも利率其他の借入條件が借手に取つて不利なるを免れぬ。従つて負債額の多い割合以上に借手を苦め、其人の經濟竝に經營を妨害する許りでなく、土地の改良又は經營改善の爲に新に資金を借入れんとする場合に於ても、既存の借金が妨害と爲つて借入れが出来ず、農事の改良も亦爲に妨害せらるゝの結果あるを免れぬ。斯くては單に債務者其人の苦痛である許りでなく、又同時に國民經濟の一大損害である。

**負債過度對策の必要** 斯る苦境に陥る者は畢竟本人の不注意や輕卒の結果である、經濟上斯

るの必要も無い様に思はるゝが、併し負債過度の苦境に陥る者は必ずしも自家の不注意又は輕卒の結果のみでは無い。前に述べた相續分賠償の負擔に基因せる借金や、借入當時は農産物の價が相當高かつた爲め敢て過大の借金といふ程でもなかつたのが、其後農産物の市價下落し、農業の收益激減した爲に、其借金が事實過大の負債と爲るに至つた場合の其借金、乃至は借入後に於て租税や賃銀其他の經營費又は生活必需品の市價の騰貴した爲に、農業者の支出増加して然かも收穫物



の市價騰貴之に伴はぬ其結果、當初過大にも思はれなかつた借金が此に過大なものとなるに至つた場合の債務など、一概に本人の不注意や輕卒の結果とのみ斷言し難い。或は斯様な苛重の借金になるのを漫然看過して自ら深みに陥るに至つたのは、是れ亦本人の不注意であると言へば言へぬことも無いけれども、兎に角經濟界の變動に對して臨機應變寸毫の錯誤なく進退常に宜しきを得んことを一般農業者に期待するも抑も無理なる注文である。縦令ひ過大の負債が悉く債務者其人の罪であるとしても、社會多數の農業者が事實此罪に陥りつゝある以上、單に個人責任主義の理想より漫然之を放置して、多數人民を其慘過に苦ましむるは國民經濟上有利なことではなく、經濟政策上取る可き途では無い。

負債過度防  
禦策

果して然らば負債過度の此弊害を除くの方法如何といふに、是も亦農業高利貸防禦の方策と等しく、効果を永遠に期する最良の方策としては適當なる教育的施設に依り農業者一般の經濟的智識と自制力とを進め、各自をして斯様な借金に陥らぬ様に勉めしむることが第一であるが、當面の豫防策救済策としては一方に適當なる信用機關の普及を謀ると共に、他の一方に於て不適當

なる信用の利用を制限するの外に途は無いのである。

信用制限方

法の種類

農村に於ける高利貸と負債過度との兩弊害が多數農業者の生活を危ふし、其經營を妨げ、其農事改良を沮害するの事實は、斯の如くして農業信用組織改善の必要と共に信用利用制限の必要をも感ぜしむるに至つた次第であるが、然らば信用利用の制限に就ては如何なる方法があるかといふに、從來斯學の大家に依つて唱導せられた法案や一部の邦國に實行せられた各種の手段を總括して觀ると、吾々は此處に大略次の如き四種の方策を擧ぐることが出来る。

第一、土地抵當負債を償却解除せしむるの策

第二、法律に依りて土地抵當負債の最高限度を限定するの策

第三、家産法を制定するの策

第四、土地抵當債務に關する強制執行法を改良して土地所有者に便利なる手續を定むること

此等の方策に就ては種々の手段もあり、又種々の利害關係もあつて、其實行は概ね頗る困難である上に、其結果も亦必ずしも一見想像せらるゝほど有利なものとは



思はれぬが、兎に角由來屢世人の話題に上り識者の議論する所となつた所であるから、此に其大體を説明して見よう。

### 第一 土地抵當負債解除策

國家的監督 農村に於ける負債過度の一大原因は土地抵當債務が兎角長期に流れ負債解除策 易く、其債務償還亦従つて怠り勝ちであることに在るといふ見地から、此弊根を除くの方法として先づ第一に考へらるゝのは直接又は間接に此債務の償還を強制し、而して一度之を解除せしめた後は適度に之を限定するといふことである。此種類に屬する方案の從來提唱せられたものが種々ある中にも、最も極端なものは、先づ國家の後援に依つて現在の土地抵當債務を一切償還せしめ、而して將來に於ては一切の土地抵當負債を禁止するか、若しくは土地改良其他一定の目的の爲にする場合に限り政府の監督の下に之を許すことゝするといふ案である。即ち其案に據れば、現在の債權者に對しては國家自ら公債證書を渡して其債務を引受け、債權者に對しては其債務の全部又は適當の一定部分丈けを年賦的に國家に支拂はしむる、而して國家は其間の不足分即ち公債の元利償還の支出と債

務者より取立つる償還分との間に生ずる不足分をば一般の租稅收入から補償することゝするのである。それから又之と同様な他の一案は土地抵當債務に對して一種の「モラトリアム」即ち法律に供り一時の間、債務者の支拂義務の中断を命じ、債務者をして充分な債務辨償の餘地を得せしむることゝするものである。兎に角斯様な國家的後援の下に一先づ一切の債務を償却せしめ、而して一度其償還を完了した後は一切の土地抵當負債を國家的監督の下に置いて之を嚴禁又は制限せんとするのが、強制的土地債務解除策の手段であり目的であるのである。

國家的監督 過度の負債を制限する方法としては一見至當の觀がある。極端なる負債解除策 國家萬能主義者や國家の保護を過信する俗人の之を唱へ之に贊成する者も少なくないが、併し之が實行は現社會制度の根本精神に照して幾多の疑なきを得ぬ。即ち先づ第一に債權者の正當な權利は何處迄も之を保護せねばならぬものであるのに、然るに此方案では國家自ら債權者の貨幣請求權を蹂躪して強制的に公債證書を以て支拂ふの不法を敢てして居る。第二に租稅其他一般の國庫歳入は國民全般の利益の爲に消費す可き性質のものであるのに、此方案では之



を以て土地抵當債務者といふ一部の階級の借金——然かも其中には自己の不明又は輕卒から生じた多數の借金を含んで居る其借金——の辨償に充つるといふ不公平を敢てして居る。國家が平素の用意周到なる一般の人々から取立てた資金を以て一部の輕卒者流の無謀の借金の跡始末をし、徒に輕卒者流を保護するといふ不都合を敢てするの非難を免れぬ次第である。それから又第三に將來の土地抵當負債を禁止又は制限とするといふことは、農業者の經營上の便宜を妨げ、地價の下落を生ずるを免れぬ。殊に土地所有權信用の自由を妨ぐる結果は土地の購入を困難にして、無資産者や中小農が漸次土を買い入れ其地位を向上するのを妨害することゝならねばならぬ。其他、此信用の制限が土地所有者の信用能力を削減して、肥料種子等の購入資金其他の經營資金の融通にも障害と爲るの事實を思へば、此種の方案は實に一害を除かんとして百弊を生ずるものたるの感なきを得ぬ次第である。

組合的土地  
抵當負債制  
限策

此國家的土地抵當負債解除策と其目的全く同一で唯、信用制限の程度稍、之よりも緩かな一案は、*シェフラー* (Scheller) 博士の創唱せる所謂る土

地抵當信用團體組織なる一案である。此案に據れば、各地方それごとくに一切の農業者を強制的に結合して一の組合を造らしめ、此組合に限つて土地抵當信用を與ふるの權利を附與し、其他の者には個人にも法人にも土地抵當貸付をすることを許さぬのである。而して組合は債權發行の權限を有し、此發行に依つて得た資金で組合員に土地抵當の貸付をするのであるが、其貸付を爲す可き場合、貸付の程度並に貸付の條件は法律に依つて嚴重に之を規定し、規定以外の貸付は一切之を禁ずるのである。即ち土地改良資金、大災厄の場合に處する恢復資金、並に一定の家族的必要に應ずる資金の貸付は之を許すが、土地所有權信用は全部之を禁止するか若しくは大に之を制限することゝし、消費信用は全く之を許さぬことにすると共に、貸付の程度は抵當地の收益價格の五割を最高限度と定め、而して此規定に基づく組合の貸金以外の貸金に對しては土地所有權を差押へ又は之を強制賣却に附するの權利を認めぬのである。併し斯くては土地所有者の信用能力を制限し、農業經營に必要な對人信用をも杜絶するの虞があるから、此方案は其の一方に於て組合に對し、一定の範圍内に於て組合員に對人信用を與ふ可きことを命じて居



る。

組合的負債  
制限策の疑  
點

免に角此方案に據れば土地所有者は組合以外から借金することが出来るから、負債過度に陥る如き心配の無いことは勿論である。けれども一方に於ては又前の案と同様に實行の效果頗る疑はしきものあるを免れぬ。土地所有權信用に對する極度の制限が土地購入を困難ならしめて、殊に資力少なき小農や零碎農、さては農村勞働者の地位向上に多大の妨害と爲るは勿論、借入先を一に組合に限るの一事は農業者各員をして信用關係上全く組合に隸屬せしめ、農業經營上に於ける個人の自由に甚だしき壓迫を加へて其經營の發展を妨害するの結果を來たすを免れぬ。更に又組合其物の事業より觀れば、組合は一切の組合員に對して法律上適當と認めらるゝ範圍並に程度の借入要求に應ぜねばならぬ。若し之に應ずることが出来ぬとすれば、農業者は資金窮乏の爲に多大の損害を蒙らねばならぬ次第である。然らば組合は極力此借入要求に應ず可きこと勿論であるが、之に應ずるとすれば其一方に於て組合自ら多大の債務を負ふことゝ爲り、信用業務

經營上如何に嚴密の注意を拂ふとするも、其業務には多大の經濟的危險の伴ふあるを免れぬ。而して若し一朝其業務の上に多少の失敗を生じ損失を見ることありとすれば、其損失は結局組合員全般の負擔と爲らねばならぬ。一般の農業者を強制して其性質上斯様な危險あるを免れぬ事業に加入せしむるといふことは、如何に負債過度の弊害を豫防する爲めとはいへ、餘りに個人の經濟的自由を無視し、餘りに過大の責任を一般人に課して一局部の人々の困難を救濟せんとする、不公平不條理の甚だしきものといふ可きである。

抵當負債の  
解除と信用  
機關の完成

土地抵當負債の解除は誠に結構のことであるが、然りとて此目的の爲

當今の社會に於ては決して採用す可きものではない。農業者に信用利用の途を失はしむるが如き方策は之を避けねばならず、又法律の保護に依り一切の農業者をして各自の不明、不注意又は不幸に基づく一切の結果を免れしめんとするが如き施設も到底實施し得可きものではない。借金をした人には之を辨償させねばならぬ。土地所有者といへども苟も借金せる以上、其辨償の爲には其一切の財産



即ち土地所有權をも擧げて其責任に當らしめねばならぬ。従つて抵當負債解除の方策も自家責任の此原則に反するとなく、主として信用組織の缺陷を補ひ、債務者各自をして便利に其責任を果たさしむるの途を開くに止まらねばならぬ。此點から觀ると、現今に於ける土地抵當信用の上に生ずる弊害は債權者の方から一時に其資本の償還を請求し得ること、債務者が債務償還を怠る爲に其債務の益増加するに至ること、の二點に外ならぬ次第であるから、此弊害を除くの方法は一時拂の債務を年賦償還の債務に変更せしむること、農業地を抵當とする將來の債務は悉く強制的に年賦償還的債務の形式に依らしむること、することの二策以外には無いのである。

此兩策中、第一の一時拂債務を年賦償還債務に改むるの一事は、一時に早急に之を實行することは出来ぬ。國家の特別保護の下に設定せられた特殊の信用機關、例令ば我國の勸業銀行や、獨逸の土地抵當銀行の如き機關に對しては強制的に之を實行することも出来るが、其他の信用機關に對しては任意的に之を實行せしむるの外なく、強ひて之を實行せしめんとすれば徒に信用の利用を沮害するに過ぎ

ぬこととなる。而して任意的に此變更を爲さしむる獎勵策としては年賦償還の貸付に對しては或は特に其登記料を減免するとか或は特別に其債權を保護するといふ如き國家的援助を爲すの途もあるが、然りとて斯様な變更を敢てするのは多くは貯蓄銀行とか保險會社といふ如き信用機關の貸付に限ることである。土地抵當負債の弊害の最も多い個人信用に對しては其性質上決して多きを望むことが出来ぬ。此點から觀ると此種の弊害を除くの方策は何といふても結局適當なる信用機關の普及發達に在るといはねばならぬ。

それから、將來の土地抵當債務は全部之を年賦償還的債務の形式に據らしむるといふ第二の方策も、亦畢竟第一の方策と同様で、斯様な信用制限は結局將來の土地抵當信用を一切信用機關に依らしむるといふことにならねばならぬ。蓋し年賦償還の貸付は通例個人の最も忌む所であつて觀れば、個人が將來此種の貸付に應ずることは、情誼上其他特別の場合に限るものと見ねばならぬからである。然るに信用機關の貸付は通例適度の範圍を超過する様なことはなく、最も安全な擔保の程度に於て之を行ふのが常である。従つて此制限は結局事實に於て土地抵







をすることの出来る人でも、此信用の途を塞がれた爲に止むなく其土地を賣却し去らねばならぬことに立到る場合も少なくない。否な對人信用を抵當債務に改むることの出来ぬ爲に、債權者に迫られて土地賣却を敢てせねばならぬ様な境遇に陥る人の増加するのは、此種方案の實行に伴へる避く可らざる現象であらうと思はれる。果して然りとせば債務者の地位境遇を安全ならしめんとする此方案は却つて之を不安ならしむるの結果を生ずるものである。

それから第三の疑點は此方案が農業地の地價を下落せしむることである。蓋し土地の抵當負債限度が著しく制限せられて、法定限度の一番抵當以上更に之を抵當に供することが出来ぬとなれば、資力少なき者の土地に對する需要は自ら減ぜざるを得ぬ次第であるから、それだけ地價は低落するに相違ない。地價の低落は土地の投機的賣買を制限するものであるから、差支ないといへば、一面の眞理なきに非ずとも感ぜらるゝが、併し其下落は高き價を拂ふても尙ほ能く之を償ひ得る程の巧者な經營者も單に現在資力なき爲め之を購ふことが出来ぬ様にされた結果であると觀れば、單に熱心な土地希望者の爲め許りでなく、一國經濟の爲にも亦

甚だ大なる不利益である。加之、工業用地や建築敷地には斯る制限を設けないで其所有者經營者に地價騰貴の充分な利益を與へ、獨り農業用地に對してのみ斯る制限を置くのは頗る不公平の處置たるを免れぬ。従つて農業用地と其他の土地との分界を定むるに就ても實際上種々の不正や不公平の行はるゝことあるを免れぬだらうと思はれる。第四に分割相續の行はるゝ場合には此方案は、又相續毎に土地の賣却を餘義なくするの危険を生ずる。日本の如き一子相續の場合には左程でも無いが、併し兎に角土地所有權を引受けた相續人が數人の同胞に一定割合宛の相續分を渡さねばならぬことになる、其相續人は相當巨額の借金をせねばならぬ。此場合に其負債總額が法定の限度を超過することになれば、其人は借金をすることが出来ず、従つて其土地を賣つて弟妹の相續分を辯償せねばならぬことに成る。果して然りとせば此處にも亦此方案本來の目的に反して農業者の土地賣却を強要する次第となるのである。それから第五に今一つの缺點は各土地所有者の信用能力が全く其所有地の評定價格、然かも信用機關當局者の意見に依りて定めらるゝ、見積價格に依つて決せらるゝことである。信用機關の當局者



必ずして見過りなき神人であらうとも思はれぬに、農業者全般の信用能力を擧げて其決定をば一に此種人士の所見に委せんとするが如きは、餘りに農業者を奴隷視した處置である。自由の束縛も亦極まれりといふ可きである。

抵當負債限度の制限と

此等の缺點に就ては斯案の主張者も相當之を認容して居るので、從つて之が對策も多少立てられてある。即ち第一の疑點に對しては、年賦

償還貸付をする信用機關を設け、該機關をして抵當地の評價決定の際に、各個人實際の事情境遇を斟酌して之を決定せしむれば差支ない、公益的の信用機關設定は此方案の實行上必須の前提で、此設定普及と共に吾々は此信用限定を主張するのであるといひ、第二の懸念に對しては、ライフアイゼン式信用組合其他の適當なる對人信用機關を設定して充分に對人信用の需要に應ずることすれば、斯様な懸念は一掃される、否な土地抵當信用の制限に依つて間接に不適當なる私人の對人信用を利用する途を塞げば、適當な對人信用組織が發達するから、却つて其方が農業者の爲に利益であるといひ、それから又第四の懸念に對しては相續賠償の場合に特別の例外を設くればよいといふて居る。成るほど其通りで、適當なる土地抵當

信用機關並に對人信用の機關が充分に行亘り、各人適宜に之を利用することが出來れば、其以上の信用利用は之を制限しても差支ない。否な之を制限する方が寧ろ適當であるかも知れぬ。けれども問題は此等の適當なる機關及び其活動が實際限なく各方面に行亘り得るや否やである。若し之が能く行亘つて適當な信用の要求は悉く之に應じ得るに至つたとすれば、常識ある者は悉く此信用機關に便るに相違ない。其以上更に信用限度を制限するの必要は果して何處に在るのであるか。此等の信用機關は適當の活動をする以上、決して過度の土地抵當貸付や不相當な對人信用的貸付をするものではない。従つて縦令ひ法律上の制限なくとも、適當の制限は信用機關の此自制的行動に依つて行はる可きである。信用機關の此自制的制限に嫌らずして尙ほ他に信用を求むる者は、眼前の欲情に驅られ全く將來を思はざる無謀の徒か、然らざれば信用機關當局者の認むる所とならざる有爲果敢の人々である。而して信用の法律的制限は多少前者の無謀を制すると共に、後者の敢爲向上を全然阻止するものである。然かも斯る無謀の徒は多くは縦令ひ信用を制限しても、或は土地を賣却するとか或は無理な對人信用的貸付



に依頼して結局淪落の淵に赴くものである。斯る人物を保護せんとして一方に幾多の有爲の人々の活動向上を妨ぐるのは、決して國家社會の利益では無い。詮じ來れば負債限度の法律的限定の効果は信用機關の完成に依つて達せらるゝもの以外に更に認む可きものあるなく、而して其一面には第三並に第五に擧げた如き避く可らざる缺點を伴ふて居るのである。加ふるに其實行監督の頗る困難なるを思へば吾々は容易に之に賛成することは出来ない。

### 第三 家産制度

家産制度の性質 (Heimstatt) と稱せらるゝ一種の特定財産で、即ち農民一家族の生計を維持するに足る丈けの土地並に住宅其他の附屬建物と其經營に必要な什器並に用具とを一括し、而して強制執行に對して特に其所有者を保護したものをいふのである。故に其所有者が債權者の請求に依つて強制執行を受ける場合があつても、家産として一括された此財産丈けは其強制執行を免除さるゝのである。債權者の爲に農民の生活が脅され其居住の安定までも危ふせらるゝのを防がんとする

一種の農民保護策で、畢竟農民の農村定住と其生活最小限度とを確保せんとする目的に出でた制度に外ならぬのであるが、其保護財産の強制執行禁止は結局之を擔保とする信用の途を塞ぐので、此に一種の信用制限の制度と爲るのである。

米國の家産制度 家産制度の元祖は米國である。同國の諸州中には夙に其州立法に依つて此制度を實行したものが數州あつて、何れも一定の強制執行に對

し家産を保護して居るが、併し其保護は一切の強制執行に對する保護ではなく、主として對人信用に基づく強制執行に對する保護である。それから又其保護は此制度實施以前に既に成立して居つた債權に對しては其效力を及ぼすことなく、此制度實施以前の債權者は如何なる債權に對しても家産を強制執行に附すことが出来、又斯制實施後に於ても其所有者が配偶者の同意を得て之を抵當に供する場合には、其抵當權に基づく強制執行を免るゝことは出来ぬと云ふのが、普通の規定で、要するに其差押權に對する制限は甚だしく嚴格なものでは無いのである。

獨逸の家産制度案 然るに其後、米國諸州の此方案は獨逸の農政論者の間に傳はり、此に曲解又は誤解されて、一層峻酷なる制限を其所有權並に差押權の上に加



へんとする一種の家産制度案の提唱と之が實現運動を生ずるに至つた。即ち其案に據れば家産と認められた土地、建物、並に什器は一般に強制執行を許さぬ。唯、非常の窮乏に陥れる場合、土地改良の爲に必要な場合、並に相續分賠償の場合に限り、其收益價格の半額以内の債務抵當に供することは之を許すが、併し此場合にも其所有者は豫め家産監督官廳に申請し其許可を得て借入をせねばならぬ。而して其債務は必ず地代的年賦拂の負債たる可く、一時的償還を約束する所謂る資本的負債は一切之を許さぬ。債務償還の出来ない場合にも、其強制執行は該家産を強制管理に附する丈で、強制賣却はせぬ。それから家産の相續は一切之を一子相續法に據らしむること、定め、家産の分割は法律に依つて之を嚴禁する。而して其賣却は配偶者の同意ある場合に依り之を許すこととするのである。此方案は單に農業地に限らず市街の住宅地にも亦之を適用せんとするもので、其目的とする所は一切の經濟上の變動に對して農民の爲には生活に必要な最小限度の土地、建物並には什器を確保し、市街住民の爲には最小限度の不可侵的住居を確保せんとするに在るのである。一八八〇年以來獨逸に於て一部論者の間に盛に提

唱せられ殊に一九一五年以來は戰地より歸還せる兵士の爲に國庫の後援に依つて之を設定せんことを要求する聲頗る喧しきものがあつたが、其實行に對する種種の疑點と困難とは遂に之が實行を許すに至らなかつたのである。

佛國の家産 斯案實行の困難に顧みて、一部の論者は其變更修正を企てた。例令ば佛國の家産 制度 「グリンベルグ」(Grünberg)氏の提案の如き其一例で、其說に據れば、從來

の案の如く一定の土地建物等に就て差押權を制限せず、價格に依つて一定の資産最小限度を定め、之に對して債權者の差押權を禁止するが宜からうと云ふのである。佛國に於ける家産制度の如きは即ち此主旨に據つたもので、即ち同國では一八九一年七月九日の法律に依り、總價格八千法<sup>フラン</sup>丈<sup>フラン</sup>の不動産と二千法<sup>フラン</sup>丈<sup>フラン</sup>の家具及び作業用具とを家産と認め、之に對しては一定の理由に基づく債權の場合の外、一般に債權者の差押權を禁じて居る。併し一定の金額を限度として家産を保護しても一定の土地並に物件を限つて之を保護すると同様、其保護が被保護者の信用能力を制限し、信用の利用を妨害することには變りは無<sup>し</sup>。何れも一樣に信用の制限である。



家産制度の 既に信用の制限である以上、之を農業上より觀れば此制度に對しても  
疑點 亦吾々は前途の負債最高限度限定の案に對すると同様の疑なきを得  
ぬ。殊に此制度の信用制限は、家産其物の外、他に財産を有せざる小農民に取つて  
は、其制限が峻酷であるだけ、それだけ吾人の疑念も一層深からざるを得ぬ次第で  
ある。元來一家産の下に包括せらるゝ如き小農場は、其經營者の生計費を償ふて  
尙ほ多少餘裕のある程の収益を生ずる如きことは殆ど絶無であるから、縦合ひ之  
を強制管理に附したればとて借金の辯済に充つ可き餘裕の生ずる餘地は殆ど無  
い。従つて家産を擔保とするも其擔保は無價値の擔保と同様で何の保證にも無  
らぬ。従つて其所有者の信用能力は極度に制限せられざるを得ぬ次第であるが、  
農業の經營者は或は天災不幸又は經營改善の必要等種々の事情の爲に時々資金  
融通の必要に迫らるゝことあるを免れぬ。故に若し斯る資金の需要に對し充分  
に之に應じ得る如き對人信用の組織並に農業保險の組織の完備せるものが無い  
場合には、家産制度は資産少なき農民を非常に窮境に陥れ、其經營の續行又は發達  
を阻害するに至るの虞がある。加ふるに如何に借金しても不經濟をやつても其

土地家屋から追出さるゝことが無い様にするといふことは徒に怠惰不經濟の徒  
輩を保護するの弊あるを免れぬ。それから又此種方案の常として當局官憲が農  
民銘々の爲に一種の後見人と爲り、農民各自がそれ〴〵必要と認むる經營資金を  
借入れるに際して、一々其借入の當否の裁決を此後見人に仰ぎ、其意見に従つて進  
退を決せねばならぬことゝするのは、如何にも一般農業者を小供扱、無能力者扱に  
したものである。實際に小供の様な無能力者や思慮なき人達の爲には或は多少  
の利益となるかも知れぬが、思慮あり氣概ある有爲の農民に取りては如何にも窮  
屈千萬な經濟的自由の束縛であり、活動の妨害であるに相違ない。經濟的能力の  
相當に進歩した農民一般に取りては保護の利益よりも干渉の損害の方が遙に多  
いことであらうと思はれる。

#### 第四 土地強制執行法改善策

土地強制執  
行法の改善

家産制度の如き廣汎なる強制執行法の制限は到底實施し得可くもな  
いが、併し土地抵當負債に基因する強制執行は、動もすれば不當に農業  
者の經營を妨げ善良なる農業者を窮地に陥らしむることがあつて、此弊害こそ正



に家産制度を初め以上述べた如き各種の信用制限案を唱へしむるに至つた原因であるから、縦令以上の諸案は行ひ難いとしても、多少此強制執行手續に制限を加へ、其實行に依つて農業經營者の不便を惹起さない様にすることが必要であるといふので、此に識者の間に幾多の改善案を唱ふる者が生ずるに至つた。

其第一は強制手續上に於ける所謂の保證制度（オウケンシステム）と稱する者で、一番抵當以下の者即ち第二位第三位の抵當權を有する債權者が強制執行を要求せんとする場合に、其債權者は前位の債權者全部に對して充分の保證を提供した上でなければ、之を行ふことが出来ぬこととするのである。蓋し斯の如くすれば第三位第四位等後位の債權者が踏倒し直段で其土地を買取る目的で、勝手に抵當地の競賣を請求する様な行爲を多少制限することが出来るであらうといふので、畢竟高利貸の横暴に對する一種の制限手段である。第二は土地の競賣に際し、入札直段が捨直同様の低いものである場合には、強制賣却を見合はするの權能を裁判官に與へんとするもので、又第一と同様の目的に出でた債權者の横暴制限策、それから第三は中小農場の強制執行に際して、若し適當な管理人のある場合には、之を強制賣却に附

せないで強制管理に附することとするので、其目的は又前者と同一である。其外、必要な家具及び農業什器と一定の最小限度の土地とを強制執行の範圍外に置かんとするの案も亦同様の目的に出でたものであるが、此場合に一定最小限度の土地といふのは家産といふほど大きなものでは無く、極小面積の零碎農場であるのである。併し何れにしても此案は家産制度同様或程度まで土地所有者の信用を制限するもので、同様の疑も無いでは無いが、唯、其制限が極零碎の地主丈けに限らるゝことであるから弊害も亦甚だしきこととはあるまいといふのである。

諸改善案の

眞價

何れにしても此等の方案は唯、僅に弊害の瞭然たる強制執行に多少の制限を加へんとする丈けで、一般農業者の爲に左程著しき効果のあるものとは思はれぬが、併し農村の土地所有者に取つて多少の便宜を與ふるに相違ない。殊に辛辣なる高利貸の横暴に對しては多少の制限となるであらうと思はれるけれども、高利貸は又それ〴〵工夫して他に暴利を貪るの途を講ずるから、之に依りて其弊害を一掃せんとするが如きは到底不可能のことと思はれる。併し、兎に角此等の方案は何れも他の種類の擔保物件に比して特に土地擔保の強制執



行を面倒にし其擔保權の行使を制限するのであるから、それだけ土地所有者の信用能力を制限するの結果あるを免れぬ。けれども此程度の制限ならば、正當の意志で正當なる程度の信用を與ふる債權者に取りては、實際上制限と感ぜらるゝことはあるまいと思はれる。事實之を不便と感ずる者は惡意の高利貸位のものであるとすれば、制限の弊害も認められぬが、之と同時に負債過度其他信用上の弊害を除くといふ信用制限の効果も亦大したことは無いものと見ねばならぬ。

詮じ來れば消極的に信用を制限して其弊害を除かんとするの策は多くは無害無効であるか、然らずんば角を矯めんとして牛を殺すといふ譬の如く、效よりも害の多きものである。信用上の弊害を除くの策は主として信用組織を改善して必要なる資金の供給を充實する積極的の方策に便るの外は無。

## 附言

農政と農業者の自發的活動

以上諸章に於て吾々は農業に關する經濟政策の概要を説述し終つた。農村に於ける生産組織の改善竝に生産増進の爲に經濟政策の施し得可き施設は大略以上に盡きて居る。農村振興の爲には須らく四圍の事情に鑑み前後の形勢に應じて此等諸策中適當と認めらるゝものを適宜取捨實行す可きである。併し何といつても農業者各自の自發的活動は農業發達の原動力であり本源である。國家其他の團體の施設は此活動を指導し援助する補助的效果あるに過ぎぬ。生産増進の爲にも組織改善の爲にも、覺醒せる農業者多數の發憤と努力が無ければ、千百の國家的施設も其後援も何の効果も奏することは出来ぬ。此點に於て吾人は先づ第一に農村人士各自の自發奮勵を望まざるを得ぬ。

農政と他の政策との關係

之と同時に吾人が世人一般殊に政策當局者の注意を望み度い次第は農業の保護與其他の産業の保護との關係である。一つの産業の保護は動もすれば比較的に其生産物の市價を高めるか若しくは他の産業の生産物を